

平成21年6月10日 開 会

平成21年6月29日 閉 会

平成21年第2回 山県市議会定例会会議録

山 県 市 議 会

目 次

6月10日（水曜日）第1号

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	2
開 会（午前10時00分）.....	3
日程第1 会議録署名議員の指名について.....	3
日程第2 会期の決定について.....	3
日程第3 諸般の報告.....	3
日程第4 報第2号から日程第7 報第5号まで.....	4
日程第8 議第45号から日程第12 議第49号まで.....	4
平野市長提案説明.....	4
散 会（午前10時22分）.....	8

6月19日（金曜日）第2号

議事日程.....	9
本日の会議に付した事件.....	9
出席議員.....	10
欠席議員.....	10
説明のため出席した者の職氏名.....	11
職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	11
開 議（午前10時00分）.....	12
日程第1 質 疑（議第45号から議第49号まで）.....	12
4番 尾関律子議員質疑.....	12
松影市民環境部長答弁.....	12
4番 尾関律子議員質疑.....	12
松影市民環境部長答弁.....	13
4番 尾関律子議員質疑.....	13

松影市民環境部長答弁.....	13
4番 尾関律子議員質疑.....	13
松影市民環境部長答弁.....	14
4番 尾関律子議員質疑.....	14
笠原保健福祉部長答弁.....	14
12番 寺町知正議員質疑.....	14
林総務部長答弁.....	14
12番 寺町知正議員質疑.....	15
林総務部長答弁.....	15
12番 寺町知正議員質疑.....	16
林総務部長答弁.....	16
12番 寺町知正議員質疑.....	17
松影市民環境部長答弁.....	17
12番 寺町知正議員質疑.....	17
松影市民環境部長答弁.....	17
12番 寺町知正議員質疑.....	18
松影市民環境部長答弁.....	18
12番 寺町知正議員質疑.....	18
笠原保健福祉部長答弁.....	18
12番 寺町知正議員質疑.....	18
林総務部長答弁.....	19
日程第2 議第50号から日程第4 議第52号まで.....	19
平野市長提案説明.....	19
休憩（午前10時40分）.....	22
再開（午前10時55分）.....	22
日程第5 質疑（議第50号から議第52号まで）.....	22
12番 寺町知正議員質疑.....	23
林総務部長答弁.....	23
12番 寺町知正議員質疑.....	24
林総務部長答弁.....	24
12番 寺町知正議員質疑.....	25
林総務部長答弁.....	25

12番 寺町知正議員質疑.....	25
林総務部長答弁.....	26
12番 寺町知正議員質疑.....	26
林総務部長答弁.....	26
12番 寺町知正議員質疑.....	27
林総務部長答弁.....	27
12番 寺町知正議員質疑.....	28
林総務部長答弁.....	28
12番 寺町知正議員質疑.....	29
恩田教育委員会事務局長答弁.....	29
12番 寺町知正議員質疑.....	29
恩田教育委員会事務局長答弁.....	29
12番 寺町知正議員質疑.....	29
林総務部長答弁.....	30
12番 寺町知正議員質疑.....	30
林総務部長答弁.....	30
12番 寺町知正議員質疑.....	30
林総務部長答弁.....	31
12番 寺町知正議員質疑.....	31
林総務部長答弁.....	31
12番 寺町知正議員質疑.....	32
林総務部長答弁.....	32
12番 寺町知正議員質疑.....	32
恩田教育委員会事務局長答弁.....	32
12番 寺町知正議員質疑.....	32
恩田教育委員会事務局長答弁.....	33
12番 寺町知正議員質疑.....	33
森田教育長答弁.....	33
15番 村瀬伊織議員質疑.....	33
船戸産業建設部長答弁.....	34
15番 村瀬伊織議員質疑.....	34
船戸産業建設部長答弁.....	34

15番 村瀬伊織議員発言.....	35
16番 久保田 均議員質疑.....	35
船戸産業建設部長答弁.....	35
休 憩（午前11時39分）.....	36
再 開（午前11時40分）.....	36
16番 久保田 均議員質疑.....	36
船戸産業建設部長答弁.....	36
休 憩（午前11時42分）.....	36
再 開（午前11時43分）.....	36
16番 久保田 均議員発言.....	36
5 番 横山哲夫議員質疑.....	37
船戸産業建設部長答弁.....	37
1 番 上野欣也議員質疑.....	37
林総務部長答弁.....	38
1 番 上野欣也議員質疑.....	38
林総務部長答弁.....	38
1 番 上野欣也議員質疑.....	39
林総務部長答弁.....	39
恩田教育委員会事務局長答弁.....	39
1 番 上野欣也議員質疑.....	39
林総務部長答弁.....	39
2 番 石神 真議員質疑.....	39
笠原保健福祉部長答弁.....	40
日程第 6 委員会付託（議第45号から議第52号まで）.....	40
散 会（午前11時57分）.....	40

6月25日（木曜日）第3号

議事日程.....	41
本日の会議に付した事件.....	41
出席議員.....	41
欠席議員.....	41
説明のため出席した者の職氏名.....	41

職務のため出席した事務局職員の職氏名.....	41
開 議（午前10時00分）.....	43
日程第1 一般質問.....	43
1.5番 横山哲夫議員質問.....	43
（1）新型インフルエンザ対策について.....	43
笠原保健福祉部長答弁.....	43
横山哲夫議員質問.....	45
笠原保健福祉部長答弁.....	45
森田教育長答弁.....	46
2.6番 宮田軍作議員質問.....	46
（1）自主運行バスについて.....	46
林総務部長答弁.....	47
宮田軍作議員質問.....	48
林総務部長答弁.....	48
（2）通行量増加に伴う伊自良地域の安全対策について.....	49
船戸産業建設部長答弁.....	50
（3）市政座談会について.....	51
林総務部長答弁.....	51
宮田軍作議員質問.....	52
平野市長答弁.....	52
宮田軍作議員発言.....	54
休 憩（午前10時46分）.....	54
再 開（午前11時00分）.....	54
3.2番 石神 真議員質問.....	54
（1）西武芸、富波、乾小学校の統合の進捗状況と、富波、乾小の校舎利用は.....	54
森田教育長答弁.....	54
石神 真議員質問.....	55
林総務部長答弁.....	56
石神 真議員質問.....	56
嶋井副市長答弁.....	57
（2）税の徴収対策の充実な体制は.....	57
松影市民環境部長答弁.....	58

石神 真議員質問.....	59
松影市民環境部長答弁.....	59
石神 真議員発言.....	60
4 . 4 番 尾関律子議員質問.....	60
(1) ヒブワクチンの公費助成について.....	60
笠原保健福祉部長答弁.....	61
尾関律子議員質問.....	62
笠原保健福祉部長答弁.....	63
(2) 女性の健康支援策について.....	63
笠原健康福祉部長答弁.....	64
尾関律子議員質問.....	65
笠原保健福祉部長答弁.....	66
尾関律子議員発言.....	66
休 憩（午前11時52分）.....	67
再 開（午後 1 時00分）.....	67
5 . 3 番 杉山正樹議員質問.....	67
(1) 介護保険事業関連について.....	67
笠原保健福祉部長答弁.....	68
杉山正樹議員質問.....	69
笠原保健福祉部長答弁.....	69
杉山正樹議員質問.....	70
平野市長答弁.....	71
6 . 1 番 上野欣也議員質問.....	72
(1) 蛍光灯管及び乾電池の収集について.....	72
松影市民環境部長答弁.....	73
(2) 小学校の外国語活動について.....	74
森田教育長答弁.....	75
(3) 小中一貫校の取り組みについて.....	76
森田教育長答弁.....	77
上野欣也議員質問.....	77
森田教育長答弁.....	79
休 憩（午後 1 時52分）.....	80

再　　開（午後２時10分）	80
7．12番　寺町知正議員質問	80
（１）教育委員会の情報発信や、説明責任、説明義務について	80
森田教育長答弁	82
寺町知正議員質問	83
森田教育長答弁	84
寺町知正議員質問	84
森田教育長答弁	86
（２）行政処分や公権力の行使に関する市及び市職員の認識と意識	86
林総務部長答弁	88
寺町知正議員質問	89
林総務部長答弁	90
寺町知正議員質問	90
林総務部長答弁	91
（３）中間処理施設（大桑地区）の計画の現状について	91
松影市民環境部長答弁	93
散　　会（午後２時58分）	95

6月29日（月曜日）第4号

議事日程	97
本日の会議に付した事件	98
出席議員	99
欠席議員	99
説明のため出席した者の職氏名	99
職務のため出席した事務局職員の職氏名	100
開　　議（午前10時00分）	101
日程第1　常任委員会委員長報告	101
日程第2　委員長報告に対する質疑	103
日程第3　討　　論（議第45号から議第52号まで）	103
12番　寺町知正議員反対討論	103
日程第4　採　　決（議第45号から議第52号まで）	108
閉　　会（午前10時31分）	110

会議録署名者..... 110

平成21年 6 月10日

山県市議会定例会会議録

(第 1 号)

平成21年第2回

山県市議会定例会会議録

第1号 6月10日(水曜日)

議事日程 第1号 平成21年6月10日

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報第2号 平成20年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報第3号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第4号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報第5号 山県市土地開発公社経営状況について
- 日程第8 議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議第46号 山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議第47号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第11 議第48号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議第49号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報第2号 平成20年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第5 報第3号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第6 報第4号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第7 報第5号 山県市土地開発公社経営状況について

日程第 8	議第45号	山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 9	議第46号	山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
日程第10	議第47号	平成21年度山県市一般会計補正予算（第1号）
日程第11	議第48号	平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
日程第12	議第49号	平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）

出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利汎君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	舩戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	山田利朗君	消防長	土井誠司君
総務部次長	城戸脇研一君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	上野達也
書記	林強臣		

午前10時00分開会

議長（後藤利元君） ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、平成21年第2回山形市議会定例会を開会いたします。

議事日程に入る前に、去る5月27日に全国市議会議長会から、久保田均議員が、議員として15年以上務められたことによりまして表彰を受けられましたので、その表彰状の伝達を行いたいと思います。御了承をお願いします。

久保田議員、演台の前までお進み願います。

〔表彰状伝達〕

〔拍手〕

議長（後藤利元君） 受賞されました久保田議員、まことにおめでとうございます。皆さん、もう一度盛大な拍手をお願いいたします。

〔拍手〕

議長（後藤利元君） ありがとうございました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

議長（後藤利元君） 日程第1、会議録署名議員の指名については、会議規則第81条の規定により、議長において、4番 尾関律子君、8番 谷村松男君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

議長（後藤利元君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会は、本日から6月29日までの20日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利元君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日より6月29日までの20日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告

議長（後藤利元君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成21年3月分から5月

分までの例月出納検査を執行した結果の報告がありました。関係書類は事務局に保管しております。

以上をもちまして、諸般の報告を終わります。

日程第4 報第2号から日程第7 報第5号まで

議長（後藤利丸君） 日程第4、報第2号 平成20年度山県市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第5、報第3号 平成20年度山県市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第6、報第4号 平成20年度山県市公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、日程第7、報第5号 山県市土地開発公社経営状況について、以上の4議案につきましては、地方自治法及び地方自治法施行令に基づく報告であります。

なお、報第2号、報第3号及び報第4号につきましては、配付されております繰越明許費繰越計算書、報第5号につきましては、土地開発公社経営状況説明書のとおりでありますので、御承知おき願います。

日程第8 議第45号から日程第12 議第49号まで

議長（後藤利丸君） 日程第8、議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第46号 山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第47号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第1号）、日程第11、議第48号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議第49号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）、以上5議案を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日は、平成21年山県市議会第2回定例会を招集しましたところ、議員の皆様方には、大変御多忙の中、早朝より御参集賜りまして、まことにありがとうございます。

また、先ほど、久保田 均議員におかれましては、長年議員として市政の発展に御尽力をされました功績によりまして、全国市議会議長会から表彰を受けられました。まことにおめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。今後の御活躍を御祈念申し上げます。

さて、新型インフルエンザにつきましては、5月16日に国内初の感染が確認され、国、県、市町村ではそれぞれに必要な対策をとってきたところでございます。今月1日に至

りまして隣の愛知県でも感染が確認され、厚生労働省の昨日6月9日午前11時現在の発表では、16都府県で449名の感染者が確認されておる次第でございます。市民の皆様には引き続き手洗いやうがいなど、日ごろから感染予防に心がけていただきたいと存じておりますが、今回のインフルエンザにつきましては、感染力、病原性などの性質から見ますと、通常の季節性のインフルエンザとほとんど変わらないようでございますので、冷静な対応をお願い申し上げるところでございます。

今月3日には、私も出席しました全国市長会議において、国に対しましてワクチンの早期開発やタミフルなどの備蓄の強化を求めたところでもございますが、本市といたしましても、引き続き国や県との連絡を密にしながら、万全の体制をとってまいりたいと考えております。

季節の移り変わりは早いもので、きのう、6月9日には、この地方にも梅雨入りをしたという気象庁の発表がございました。近年は季節に関係なく真夏日が続いたり、また、予測がつかないような大雨や短時間かつ局地的に降るゲリラ豪雨等も各地で発生している状況でもございます。

ことは、東海地方に甚大な被害をもたらしました伊勢湾台風から50年という節目の年でもございます。災害に対する警戒心をさらに高めてまいりたいと考えているところでございます。また、こうした雨による災害もさることながら、さらに警戒を強めなければならないのは東海・東南海地震等でございます。市民の皆様には、避難・救助訓練を通じて日ごろから防災意識を持っていただくことを目的としております。本年度は、山県市総合防災訓練は、8月30日の日曜日に富岡小学校を会場として実施する予定でございます。富岡地域の自治会や各種団体の皆様の御協力をお願い申し上げますとともに、議員各位を初め、市民の皆様御参加、御協力につきましてもよろしくお願い申し上げます。次第でございます。

なお、これに先立ちまして、7月11日には美山中央公民館で、NPO法人山県市災害ボランティア・サポートセンター主催により、防災に強い地域づくりをテーマに講座が開催される予定でございます。こちらにつきましても災害に対する貴重な体験談等をお聞きできるようにございますので、御参加をいただければと考えておる次第でございます。

また、5月31日には、伊自良総合運動公園で実施いたしました第7回山県市消防操法大会におきましては、自動車ポンプ操法に5チーム、小型ポンプ操法には10チームが出場され、日ごろの訓練成果を発揮して、見事な操法を披露していただきました。大変たのもしく思いますとともに、こうした訓練が礎となり、有事における災害救助活動など

における各種防災組織との連携が強まり、信頼が築かれるものと確信したところでございます。

なお、自動車ポンプ操法におきまして優勝されました第1分団におきましては、8月2日に飛騨市古川町で開催されます第58回岐阜県消防操法大会に出場されますが、本市の代表として御活躍されますことを御祈念申し上げます次第でございます。

今後とも消防・防災意識をさらに高め、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりを目指し、努力してまいりますので、議員各位を始め、市民の皆様方の格別の御支援、御協力を切にお願い申し上げます次第でございます。

さて、本日提案をいたしております議案は、報告案件4件、条例案件2件、補正予算案件3件の計9案件でございます。ただいま上程されました5案件につきまして、御説明を申し上げます。

初めに、議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法施行令の一部を改正する政令が本年5月22日に公布されましたことに伴い、山県市国民健康保険条例の一部の改正を行おうとするものでございます。改正内容としたしましては、出産育児一時金につきまして、本年10月1日から平成23年3月31日までの出産1人につき、現行の35万円から4万円引き上げ、39万円とする改正を行うものでございます。

次に、議第46号 山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例につきましては、統計法の全部改正によりまして、日本産業標準分類の内容を定めた平成19年総務省告示第618号が廃止されたことに伴いまして、統計法に基づく日本産業標準分類に準拠するための字句の改正を行おうとするものでございます。

続きまして、資料ナンバー5、議第47号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に3,347万7,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を157億347万7,000円とするものでございます。

まず、総務費につきましては、総務管理費に有線テレビ局の同時再送信などに係る著作権料と、消費者行政についての広報、周知を図るための講演会等の実施費用及び消費者生活相談のための市民相談室の設置工事を追加補正するものでございます。財源としたしましては、岐阜県消費者行政活性化基金事業費補助金を計上いたしております。

民生費につきましては、社会福祉費で、出産育児一時金の一般会計負担分の国民健康保険特別会計繰出金と、美里会館敷地等の登記料に係る経費、障害者自立支援法の施行に伴う障がい者の支援サービス及び事業所運営の支障緩和のための障害者自立支援対策臨時特例交付金による市町村特別対策事業が本年度から23年度まで継続実施されること

に伴う事業費、また、美山老人福祉センターの浄化槽水中ポンプの修繕費を追加補正するものでございます。

次に、児童福祉費では、過年度の次世代育成支援対策交付金の精算による返還金を追加補正するものでございます。なお、市町村特別対策事業の財源といたしましては、通所サービス利用促進事業負担金と臨時特例特別対策事業補助金を計上いたしております。

労働費につきましては、環境パトロール実施回数の増加及び森林整備・環境整備事業の緊急雇用創出事業の経費を追加補正するものでございます。財源といたしましては、岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金を計上いたしております。

また、土木費につきましては、橋梁長寿命化修繕計画の策定に向けた橋梁点検費が国庫補助対象となったことに伴いましての財源更正と、新たに補助対象となる2橋の橋梁点検費を追加補正するものでございます。財源といたしましては、長寿命化修繕計画事業費補助金を計上し、一般財源は減額をいたしております。

また、教育費につきましては、小学校費のへき地児童生徒援助費等補助金の額の改定に伴い、減額となる分を過疎対策事業債で増額補てんするなどの財源更正をしておるところでございます。

以上の補正のほか、歳入につきましては、前年度繰越金680万6,000円を計上いたしております。また、教育費の過疎対策事業債を増額することにより、第2表の地方債の補正をお願いするものでもございます。

次に、議第48号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に100万円を追加し、歳入歳出の予算の総額を32億9,770万円とするものでございます。今回条例改正を上程しておりますが、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金が4万円加算されることに伴いまして、25人分を見込み、100万円を計上いたしたところでございます。歳入につきましては、国庫補助金、一般会計繰入金と財政調整基金を計上いたしております。

次に、議第49号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、資本的収入を350万円、資本的支出を800万円の増額補正するものでございます。資本的支出につきましては、建設改良費の拡張工事費として庁舎東側の国道256号の橋梁までが本年度中に舗装されるため、その前に配水管を布設する工事費、設備改良費として鳥羽川改修に伴う配水管布設がえ工事費の増額を計上しており、拡張工事費につきましては過年度分損益勘定留保資金で補てんすることといたしまして、設備改良費につきましては同額を工事補償金として資本的収入に計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議を賜りまして、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（後藤利丸君） 御苦労さまでした。

議長（後藤利丸君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。議案精読のため、あす11日より18日までの8日間、休会といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、あす11日より18日までの8日間、休会とすることに決定いたしました。

12日は総務文教委員会、15日は産業建設委員会、16日は厚生委員会による所管事務調査が、それぞれ午前10時より開催されます。

なお、19日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会といたします。御苦労さまでございました。

午前10時22分散会

平成21年 6 月19日

山県市議会定例会会議録

(第 2 号)

山県市議会定例会会議録

第2号 6月19日(金曜日)

議事日程 第2号 平成21年6月19日

日程第1 質 疑

- 議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 議第47号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第1号)
- 議第48号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第49号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)

日程第2 議第50号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第2号)

日程第3 議第51号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第4 議第52号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第5 質 疑

- 議第50号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第2号)
- 議第51号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第52号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第6 委員会付託

- 議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 議第47号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第1号)
- 議第48号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第49号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第50号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第2号)
- 議第51号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第52号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

日程第1 質 疑

- 議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

	議第47号	平成21年度山県市一般会計補正予算（第1号）
	議第48号	平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第49号	平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
日程第2	議第50号	平成21年度山県市一般会計補正予算（第2号）
日程第3	議第51号	平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第4	議第52号	平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第5	質 疑	
	議第50号	平成21年度山県市一般会計補正予算（第2号）
	議第51号	平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議第52号	平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第6	委員会付託	
	議第45号	山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
	議第46号	山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
	議第47号	平成21年度山県市一般会計補正予算（第1号）
	議第48号	平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
	議第49号	平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
	議第50号	平成21年度山県市一般会計補正予算（第2号）
	議第51号	平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
	議第52号	平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利汎君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	舩戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	山田利朗君	消防長	土井誠司君
総務部次長	城戸脇研一君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅田修一	書記	上野達也
書記	林強臣		

午前10時00分開議

議長（後藤利利君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 質疑

議長（後藤利利君） 日程第1、質疑。

質疑は、10日に議題となりました議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてから、議第49号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）までの5議案に対する質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

尾関律子君。

4番（尾関律子君） 発言通告の3点について質問させていただきます。

最初に、議第47号、一般会計補正予算の8ページですけれども、諸費というところで、消費者行政の活性化基金を使ってということ、市民相談室をという御説明でございましたが、事務室改修工事231万8,000円の内訳と内容をお聞きいたします。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

初めに、改修する事務所の場所でございますが、1階の、現在生活環境課の西側にあります、昨年まで産業振興課が事務所スペースとして使用した場所でございます。庁舎入り口へ向かう廊下と事務所スペースにあるカウンターを取り除き、そこを天井までの壁を仕切り、その上を1メートル90センチのパーティションで4つ切りします。4カ所の相談スペースをつくるものでございます。

事務所改修工事でございますが、231万8,000円を計上させていただきますが、予算書の6ページにございますように、総務費の総務費補助金、消費者行政基金補助金209万円のうち、この工事につきましては上限150万円でございますので150万円と、それから一般財源81万8,000円を使いまして、231万8,000円の事務所改修工事を行うものでございます。

以上でございます。

議長（後藤利利君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今、パーティションで仕切ってということ、御説明がございました。4カ所の相談スペースをつくるということですが、そうしたところのプライバシー

というのは守られる状況にあるんでしょうか。お聞きいたします。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

現時点で予算獲得の見積もりでございますので、今後、実施設計等を作成するときに改修内容を十分検討して進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ありがとうございます。

続きまして、2点目ですけれども、9ページのほうの隣保館の運営費ということで、その中に美里会館の市有地等未登記処理業務委託料ということで230万の金額が出ております。この未登記箇所と内訳を教えてくださいたいと思います。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

隣保館であります美里会館の敷地につきましては、昨年度末に地権者を含む美里自治会長、住民の総意をもって山県市に寄附することから、未登記処理をしてほしいという申し出がございました。会館建設以来の懸案でありましたもので、今回地元の同意が得られましたことで、未登記処理の業務を行うものでございます。

それで、法務局にあります公図によりますと、4筆が個人名義または共有名義のままの未登記でございました。また、会館周辺の土地は、土地改良事業で不整合地となっていることから、現地を確認するためあらかじめ周辺土地の現地測量を行った上で、美里会館敷地周辺の地権者との境界立ち会いを行うこととなります。そのため、調査業務といたしましては、会館周辺の公簿類、地図類の資料調査が約50筆、それから、筆界確認のため多角測量を行います。それから、用地測量の復元及び分筆を行います。それから、官民境界の確定の立ち会い業務として、民有地とか道路敷を含めた公有地のことも行います。

それから、測量業務といたしましては、先ほどお話ししましたように、個人名義の土地4筆と、それから旧高富町名義が1筆ございますし、それから、大蔵省名義が1筆ありますので、そういう測量を行う業務でございます。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ありがとうございます。

今、4筆が個人名義でという、未登記地があるということですが、面積はどのくらいあるんでしょうか。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

未登記の面積でございますが、先ほどお話ししました4筆が個人名義または個人名義の共有でございますので、面積といたしましては464平米でございます。

以上です。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） ありがとうございます。

続きまして、3点目の、9ページのほうですけれども、障害者福祉費の扶助費です。その中に、事業運営円滑化事業給付金というのがありますが、こちらの内容を教えてください。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 平成18年度から、支援費制度から自立支援法に変わったことによって、事業所に支払う報酬が、日払い方式の導入に伴いまして、非常に給付費が落ちたところがありますので、従前額の保障を80%から90%に引き上げる国の特別対策において平成18年から20年度に実施されておりましたが、この特別対策が引き続き21年から23年まで延期されたことに伴う内容です。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君の質疑を終わります。

以上で、発言通告書による質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、資料5、議第47号の補正予算について何点かお尋ねしたいと思います。

まず最初に、8ページですけれども、総務費の情報管理費ということで、テレビの再送信、自主放送などの著作物使用料というところが発生しているということですね。従来はなかったということで、若干の説明は受けましたけれども、どうも経過が十分に理解できないので、なぜこれが突然出てきているのかというところの説明をお願いしたいと思います。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 有線テレビ局の番組の再送信に係ります著作権料についての御質問でございますが、まず、経過を御説明させていただきますと、この有線テレビ局が放送いたします既存番組でございますが、NHKとか東海テレビとか、民放も含めましてすべての番組の再送信に係る著作権料につきましては、本来は著作関連5団体と契

約いたしまして支払うべきものであったわけですが、有線テレビ局は合併前の平成6年度から開局をいたしてありまして、その当時からそういった認識は全くなかったわけですが、ただし、8チャンネルにつきましては自主放送でございますので、著作権協会、JASRACと申しますが、その団体には払ってありました。

そうした経緯の中で、東京の一部の事業者が、CATV事業者が、著作権関連団体を相手にいたしまして、再送信の著作権の使用料について裁判で訴訟を提起したわけですが、これは13年でございますけれども、その後、15年に私どもが加盟してありました日本ケーブルテレビ連盟からそういったことにつきまして連絡があったわけですが、そして、そのときに再送信につきましても使用料を払うべきだという認識に至ったわけでございます。そして、裁判で争うということございましたので、判決が確定するまで著作権関連5団体への支払いを凍結するという判断をしておったわけでございます。

その後、18年にこの著作権5団体の勝訴が最高裁での確定をいたしまして、その後、ケーブルテレビ連盟と著作権関係5団体が著作権の処理の取り扱いにつきましてどういった形で支払うかという協議がされておりまして、ことし21年の2月にそのことが決定いたしまして、これを受けまして、この5団体から、6年の開局でございますので、7年度分から現在に至るまでの著作権の使用料について支払ってほしいという求めが来ておるわけでございます。そういった関係で今回、補正予算を提案させていただきました。議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今の説明だと、旧高富にテレビ局が開局して、6年度開局ということでしたが、7年度分からということでしたけれども、基本的には過去分をという認識はわかるんですが、要するに、始まってからすべての分をということなのか、6年開局、7年分から払いますという説明の、若干ずれがあるように思うので、そのあたりはどうとらえたらいいのか。払うのならすべて払うということが1つの考え方ですし、それから直近だけにするとか、あると思うんです。そのあたりはどうかということ。

それから、もう一点、お話からは日本じゅうすべてそうなんだろうと受け取るんですが、それでよろしいでしょうかということですね。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） ただいまの再質問でございますが、まず、支払いに応じるかということでございますけれども、この再送信に係る著作権料はそもそも市の過失で、本来支払うべきだったということが最高裁で決定したわけですが、これはケーブル連盟に加盟しております都市型のケーブルテレビも、こうした山口市のように行政

がやっております農村型と言われるケーブルテレビにつきましても、この日本ケーブルテレビ連盟に加盟をいたしまして同じ歩調で進めてきたわけでございますから、同じような形で進んでいくと思います。

それから、全体に係る費用の支払いでございますが、現在から10年間分につきましては支払うことに疑義はないわけでございますけれども、10年を超える分の、過去11年以前の分でございますが、この分につきましては必ずしも払う必要がないではないかということ、民法でいいます時効が10年ということでございますので、そういったことも踏まえまして、顧問弁護士とも十分相談をいたしました。そうした結果から、本来払うべきものであったということと、それから、無許諾で現在まで利用しておるわけでございますので、損害賠償請求が、その時効の分につきましては、民法でいいます不法行為による損害賠償請求が、これは20年でございますから、その関係で相手方から損害賠償を訴えられるという可能性が十分高いということもございます。

そして、この10年以前の分の7年、8年、9年、10年度分につきましては、利用料も少なかったということもございまして、この4年分で13万円程度という比較的少額であるということがございます。そして、相手方から損害賠償を求められますと、10年度分の確定した未納分につきましても延滞金等が訴えられる可能性もございますので、今そういった話はございませんが、そうしたこと。あるいは、裁判となりますと東京地裁へ訴えられるということで、その後の裁判費用等を考えますと、この13万円と、先ほど御説明申し上げましたトータルの費用を考えますと、支払うべきではないかという判断で、トータルでの金額の補正をお願いしておるわけでございます。

議長（後藤利彦君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 説明ありがとうございます。今の説明の中で、基本的には日本じゅうのケーブルテレビはそうなるということで受けとめますけれども、そうすると、先ほど時効についてお聞きしようと思ったらおっしゃってくださったんですけど、10年以前の時効と見てもよい部分について、山県市は今説明があったような対策であって、今、この場でそれがいかんというつもりはないですが、慎重にやったほうがいいということは確かでありますので。じゃ、日本じゅうが同じ状況になる中で、うちは時効の前は払わんよということも十分にありそうな気がするんですが、そのあたりについての情報、状況を把握してみえるのかどうかということ。もしないなら、また後ほどでもいいけど教えてほしいんですがということはいかがでしょうか。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） すべてについては把握いたしておりませんが、この日本ケー

ブルテレビ連盟を通じまして、確認しておる段階では支払うべきだと、また、この連盟も支払うべきだということを言っておりますので、それぞれの施設、個別には確認いたしておりませんが、そういった状況でございます。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、次ですけれども、同じ補正予算の8ページの諸費のところですけども、生活環境の諸費というところで、報償費で講師謝礼、それから、旅費、需用費などがありますが、これが一連のものかどうかもわからないので、どういったものか説明をいただきたい。特に、6月に講師謝礼などというのが補正で出てくるといことは、1年間の事業スケジュールがどうであったのかということも疑問を持ちますので、説明をいただきたい。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） お答えします。

講師謝礼の35万円につきましては、今年度9月から3月ごろにかけてまして、一応消費者生活の対象の方を行いまして、講演会を予定しています。それから、あと、研修につきましては、職員が名古屋のほうに3回ほど研修に行きます。

それと、あと、なぜこの6月議会と言われますけど、これは県のほうから消費者生活の関係で急遽というか、3月ごろはまだわかっていなかったんですけど、5月ごろこういう事業があるのでどうかという話がありましたもので、今回、6月の議会で提案させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今、消費者生活という言葉でしたが、県のほうから示された新しい事業というふうに受け取りましたけれども、正式な事業名、それから、じゃ、県は山口市にだけなのか、あるいはすべての市町になのか、あるいは他県はどうなのかというところの説明をお願いしたいということですね。

それと、印刷製本費はその関連であるのかないのか、どういったものなのかということをお願いします。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 正式な名前は消費者生活行政活性化事業でございます。

それから、県内にどうのこうのといいますが、ちょっと今、資料がございまして、また調べて寺町議員に返答させていただきますし、それから、印刷製本につきましては、リーフレットを印刷する予定にしています。よろしくお願いいたします。

議長（後藤利利君） 寺町知正君。

12番(寺町知正君) リーフレットはその関連のPRのパフレットというふうを受けとめていいですね。

じゃ、次に行きますけど、先ほど他の議員から質問がありましたが、美里会館のところですけど、確認ですけども、固定資産が個人4筆ですか、これについて登記の問題があるということですけど、じゃ、固定資産はどうであったらうというのは当然伴うんですが、そのあたりはどういうふうになっていたんでしょうか。

議長(後藤利丸君) 松影市民環境部長。

市民環境部長(松影康司君) 固定資産税につきましては、一応、隣保館が建っていますので、非課税扱いをしております。

議長(後藤利丸君) 寺町知正君。

12番(寺町知正君) それでは、次ですけども、9ページの7目の障害者福祉費ですけども、ここで、負担金補助及び交付金のところで、通所サービス利用促進事業ということで、市町村負担金というものがあり、そこから3つ下ですけど、同じ通所サービス利用促進事業の給付金というのがあるんですが、ちょっと説明は聞いたけどまだ理解できないので、負担金と給付金の関係、あるいは位置づけ、内容、そのあたりの説明をお願いしたい。

議長(後藤利丸君) 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長(笠原秀美君) この通所サービス等利用促進事業につきましては、利用者の方がサービスを利用しやすくするために、事業者が行っております送迎サービスに対する利用者を軽減する目的で行われております。山県市の場合は、幾つかの事業所が市内にあります。市内にある事業所に関しましては、本市からその分をお支払いすることになっております。その分に関しては通所サービス利用促進事業給付費という形で出ております。市外の施設を利用する場合には、他市から請求がありますので、その分に関しては負担金という形で出させていただきます。

以上です。

議長(後藤利丸君) 寺町知正君。

12番(寺町知正君) 負担金は、他の市外の施設を市の関係者が利用した場合に当該自治体から請求がある分を、請求に向けて支払うということですね。給付金のほうは市内の施設に対して市が直接補てんするということですね。わかりました。

もう一点ですけど、実は、予算書を見ていて、例えば左の7、障害者福祉費というふうに目に書いてありますよね。思うんですが、最近、山県のいろんな行政文書もそうですけど、障害者の「害」って平仮名に変わってきていますよね。でも予算書は変わって

いないので、これは難しいのかな。変えることが難しいのかなと。どうなのでしょうね。できれば検討していただきたいなと思いつつ、行政の一貫性として、通常のいろんな計画なんかは、「害」は平仮名に変わっていますよね、基本計画も。そうなのに、予算だけ旧態の漢字が来るのはどうも不自然なので、どういう事情なのかというところ、あるいは今後も検討してほしいということです。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 「害」の字の管理につきましては、従来、もう二、三年前から平仮名で表示しておりましたが、法律の関係につきましては漢字を使っておりますので、そのところは変えることはできませんけれども、市の予算書でございますので、平仮名に変えたいと思います。

議長（後藤利丸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、議第45号から議第49号までの質疑を終結いたします。

日程第2 議第50号から日程第4 議第52号まで

議長（後藤利丸君） 日程第2、議第50号 平成21年度山口市一般会計補正予算（第2号）、日程第3、議第51号 平成21年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第4、議第52号 平成21年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）、以上3議案を一括議題とし、平野市長に提案理由の説明を求めます。

平野市長。

市長（平野 元君） 皆さん、おはようございます。

本日提案いたしております案件は、補正予算案件3件でございます。ただいま上程されました3案件について順次御説明を申し上げます。

初めに、資料ナンバー6、議第50号 平成21年度山口市一般会計補正予算（第2号）、議第51号 平成21年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び議第52号 平成21年度山口市水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、国の平成21年度補正予算（第1号）の成立に伴い、経済危機対策として地域活性化・公共投資臨時交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金等が各市長村へ交付されることとなりましたので、これらの交付金等を積極的に活用するため、追加補正などを行うものでございます。

地域活性化・公共投資臨時交付金につきましては、経済危機対策として公共事業等の

予算を補正し、追加または後年度に予定されている事業を前倒しで行う国庫負担事業に対し、補助金の残りの事業費の90%相当分が交付されるもので、本市には総額で2億6,905万7,000円の交付を見込んでおり、そのうち一般会計では約1億4,600万円、公共下水道事業費では約1億2,300万円を充当するものでございます。また、地域活性化・経済危機対策臨時交付金につきましては、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安心・安全の実現、その他将来に向けて地域の実情に応じてきめ細やかな事業に対して交付されるもので、本市には3億4,298万3,000円が交付される予定でございます。今回の補正におきましては、3億798万3,000円を計上いたしております。

議第50号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出の予算の総額に11億8,672万4,000万円を増額し、歳入歳出の予算の総額を168億9,020万1,000円とするものでございます。

初めに、総務費につきましては、購入後13年以上を経過した公用車のうち12台をハイブリッド車を初めとした低公害車に更新するための費用1,576万円、公共施設の地上デジタル化対応事業として地上デジタルテレビ25台を購入する費用388万2,000円、老朽化したカラーコピー機を更新する費用189万円、情報系パソコン125台を更新する費用2,263万円を追加補正するものでございます。

民生費につきましては、社会福祉費で介護予防事業のとじこもり予防事業として使用する高富公文書庫の改修等に要する費用118万9,000円、伊自良・美山老人保健福祉センターの空調設備の更新をする費用2,457万円の増額補正と、児童福祉費では、市内5保育園の遊具改修等に要する費用494万8,000円、西武芸保育園のトイレ洋式化改修及び園庭の改修などに要する費用754万2,000円、旧県政資料館の施設を取得するための公有財産購入に要する費用9,858万3,000円を追加補正するものでございます。

次に、衛生費につきましては、新型インフルエンザの感染予防対策としてマスク、感染防止衣、消毒剤等の購入に要する費用78万5,000円、一定年齢に達した女性に対して女性特有のがん検診推進事業で子宮がん、乳がん検診料の個人負担を無料とするための費用656万7,000円を追加補正するものでございます。

次に、農林水産業費につきましては、農業費で多目的センターの空調設備を更新する費用1,447万7,000円、東深瀬大洞及び岩佐の農業用排水路整備工事費1,344万円の増額補正をし、林業費では、林道椿野はじかみ線について、林道のり面により落石が頻発しておりますので、通行者の安全を図るため設置する落石防護さく、山どめ擁壁等に要する費用1,200万円を追加補正するものでございます。

次に、商工費につきましては、ハーブレンドの1カ所のトイレを身障者や幼児が使用

しやすくするための便器洋式化改修等に要する費用82万2,000円を追加補正するものでございます。

次に、土木費につきましては、道路橋梁費で地域活性化・公共投資臨時交付金を活用し、市道栢野線側溝改良工事など8路線を改良等するものでございまして、総額で1億1,616万円、地域活性化・経済危機対策臨時交付金を活用し、小学校統合により22年度から新たに通学路となる市道、富永地区内の側溝改良など、交通安全対策工事に要する費用840万円、合計として1億2,456万円の増額補正をし、次に、都市計画費では、市内公園の遊具改修撤去及びトイレ修繕等に要する費用1,542万7,000円、岩佐地内公園新設工事に要する費用1,000万円、公共下水道事業特別会計繰出金として公共投資臨時交付金1億2,294万円を含む1億3,065万円の増額補正を行います。

次に、住宅費では、市営住宅サンセイス美山の屋根のふきかえ工事及び壁の亀裂補修、塗装に要する費用、また、寺洞市営住宅の取り壊し費用及び耐震パンフレットの作成費用として2,500万8,000円を追加補正するものでございます。

次に、消防費につきましては、消防団詰所改修事業としまして、第1分団及び青波詰所改修に要する費用、機能別消防団用小型動力ポンプ購入2台及び台車1台、軽積載車両を1台購入する費用986万9,000円、防災用資機材補充、救助用資機材購入及び保管倉庫修繕等に要する費用、防災体制整備事業として緊急情報ネットワークシステム用パソコンを購入する費用1,607万4,000円を追加補正するものでございます。

また、教育費につきましては、小学校費及び中学校費として地域活性化・公共投資臨時交付金を最大限活用し、2分の1以上の国庫補助金を利用し、高富中学校体育館・富岡小学校・いわ桜小学校耐震補強事業を実施するほか、太陽光パネルを高富中学校、高富小学校、美山中学校に設置をいたします。

地上デジタル設置事業では、アンテナ工事、ケーブル改修工事などを実施し、あわせて学校情報通信技術環境整備事業として地上デジタルテレビを70台設置、教職員用・校務用パソコン195台を導入し、校内LAN整備、市内小中学校の放送室9校、ランチルーム10校で使用する放送設備等を更新いたします。

また、理科教育設備整備費補助金を利用し、理科備品等の整備を進めてまいります。小学校費及び中学校費の総額で3億9,667万1,000円を増額補正し、社会教育費では住宅・建築物等安全ストック形成事業補助金で高富中央公民館、伊自良中央公民館の耐震補強実施、高富、富岡、桜尾、乾、西武芸の各地区の公民館の空調設備改修工事及び地区公民館の地上デジタルテレビの購入、地域ボランティアが不登校児童・生徒への教育指導として利用している陶芸用窯の更新に要する費用、高富中央公民館の音響設備の改修を

行います。

社会教育費の総額は、2億2,938万円を追加補正するものでございます。

歳入につきましては、地域活性化・公共投資臨時交付金及び地域活性化・経済危機対策臨時交付金等の国庫補助金を追加補正し、不足する額につきましては、魅力あるまちづくり基金を繰り入れるよう追加補正しようとするものでございます。

次に、議第51号 平成21年度山口市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に4億5,662万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を15億5,412万4,000円とするものでございます。地域活性化・公共投資臨時交付金を有効に活用するため、平成22年度に予定しておりました管渠工事等を前倒しして実施するものでございまして、高富浄化センター工事委託料、工事請負費及び水道に対する補償金で4億5,662万4,000円を追加補正するものでございます。

歳入につきましては、通常の補助対象事業費の50%の国庫補助金1億4,140万円を加えて、地域活性化・公共投資臨時交付金1億2,294万円が本市に交付される見込みでございますので、下水道事業では繰入金として受け入れ、なお不足する額につきましては、市債の借入れ、一般会計繰入金及び前年度繰越金をもって予算計上しております。

次に、議第52号 平成21年度山口市水道事業会計補正予算(第2号)につきましては、資本的収入及び資本的支出を2,046万4,000円の増額補正するものでございます。

資本的支出につきましては、公共下水道の布設に伴い水道管の仮設管布設が必要なため、設備改良費として2,046万4,000円を増額補正するものでございます。

資本的収入につきましては、同額を公共下水道事業特別会計より工事負担金として繰り入れることといたしております。

以上、各会計ごとに補正予算の概要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りまして、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上、提案説明とさせていただきます。ありがとうございました。

議長(後藤利彦君) 御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。トイレ休憩も兼ねまして、10時55分まで休憩をいたします。

午前10時40分休憩

午前10時55分再開

議長(後藤利彦君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第5 質疑

議長（後藤利丸君） 日程第5、質疑。

これより、議第50号から議第52号までの質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、昨日資料をいただいてずっと見ていたんですけど、まず、今回の非常に大きな補正ですけど、全体について伺いますけれども、いただいた資料なども見ていて、資料が2つに分かれているので今回の補正の総額というのは見えてこないの確認したいんですけども、今回の補正のすべての事業費の総額は幾らでしょうかということ。

それから、そのうちのいわゆる自主財源、一般財源の額、それから、交付金、いろいろと臨時とかありますけど、いわゆる交付金として一くくりすると幾らかということ、それから、補助金としてくくと幾らかということですね。あと、資料では受益者負担金とか繰越金がありますので、ここは数字が1つしかないからわかるんですが、それ以外の総額、それから一般財源、交付金、補助金、その総額をちょっと全体を見られるように答えてほしいということですね。

それと、地方債については起債が下水の関係では2本資料には書いてあるんですが、それ以外には起債というのは全くないのかということですね。あれば、何が幾らということですね。

それから、今回の大型の補正をするということで、下水の起債はともかく、それ以外に後年度の負担が生ずるものがあるかどうかですよね。そういったものを説明していただきたい。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） まず、総事業費でございますが、総事業費で16億4,334万8,000円でございます。

2番目の、交付金と補助金でございますが、予算書の5ページを見ていただきますと、交付金につきましては、5の総務費の国庫補助金で5億7,704万円でございます。補助金につきましては、上の5つの事業をトータルいたしますと2億8,252万9,000円で、この交付金と補助金を合わせますと8億5,956万9,000円でございます。

次に、一般財源につきましては、その下にございます基金からの繰入金で3億2,715万5,000円でございます。

また、そのほかに、起債は今回の提案させていただいております起債のみでございます。

12番(寺町知正君) 下水だけということですね。

総務部長(林 宏優君) そうでございます。

それと、後年度負担に係るものにつきましては、今回提案させていただいております資料館の用地の取得に伴いまして、後の利用に伴います、お手元に配付させていただいております資料の9番でございます、子ども家庭課の子育て支援拠点としての児童館整備事業で、備考欄に書いてございますように、施設の買収費と、今回提案させていただいておりますが、改修等の工事費、この下の欄につきましては買収をした後に提案させていただくものでございまして、こういった予算を見ております。

以上でございます。

議長(後藤利丸君) 寺町知正君。

12番(寺町知正君) そうしますと、今回、政府の内閣の政策としてこういった大型のものがおりてきたわけですが、じゃ、こういったものがなくても山県市がこの6月に補正をして事業をやりますよという部分がこの中に入っているのかいないのか。入っているなら、政府の今回の臨時の対策がなくてもやる事業というのはどれかというところですね。

それと、先日、県も約1,000億という発表をしましたが、県はそのうち22億ほどが県の一般財源であるというふうに新聞には出ているんですね。1,000億のうち22億、山県は16億のうち3億というのは、ちょっと比率からいくと非常にアンバランスを感じるんですが、そのあたりの理由とか、どうしてそういうふうになるのかということをお説明していただきたい。

それから、市長の説明で来年度の予定を繰り上げという、もともとの趣旨がそのようになっていますからなんですけど、そうすると、来年度の予算というのは、ことしに繰り上げてやるから、来年はその事業はどうするんですかということが当然気になりますよね。その分、ぼっかり穴をあけるのか、つまり予算を減らすのか、じゃ、順にずっと先も前倒しにしていくのかという、どういう方針を持ってみえるのかということをお尋ねします。

議長(後藤利丸君) 林総務部長。

総務部長(林 宏優君) 今回の1点目の御質問でございますが、国からのこういった交付金ですとか補助金の対応がなかったらということでございますが、ない場合には今回当初予算で上げさせていただいておりますので、そうした追加の補正は全く考えておりませんでした。

次に、2点目の、県との総事業費と自主財源の比較でございますけれども、この比較

につきましては一概に比較を申し上げることはできませんが、県の1,000億につきましては、今回と同じように山県市の臨時交付金の、国から示しております3億4,000万ほど、この金額につきましては、国が財政規模ですとか面積とか人口とか、そういったものにおきまして向こうから明示してきた金額でございます、そのほかの事業につきましては、例えば、下水の事業の3億数千万円につきましてもこれは下水の事業を行っておるところしかできませんし、そして、耐震補強のような高富の中央公民館ですとか、伊自良、これも大きな金額になるわけでございますが、これも県内でも非常に少ないということを知っておりますので、それぞれの取り組みの状況によりまして、この数字は大きく違っております。そういったことから、全体の事業費と今回の持ち出し分、3億円ほどとの比較というのは物理的に困難なものだという認識をいたしております。

そして、3点目の次年度の前倒しということでございますが、例えば、今年度の当初予算で説明させていただいておりますようなパソコンの整備ですとか、災害用の物資の備蓄ですとか、2年、3年という予定の中での1年目の予算といったものの前倒しにつきましては当然前倒しということになりますし、ほかの事業につきましては、特に建設・土木関係の事業等につきましては、その年度の当初予算での検討課題ということで、そういった認識を持っての予算でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） そうしますと、基本的に前倒しという国の方針ということで行くわけですが、じゃ、前倒しじゃなくて、やっぱり国がこういう交付金や補助金を臨時につけたということで、じゃ、今回だけでやっちゃおうという、いわば想定、将来も予定していなかったけど、今回のこの予算で山県市がやりますという独自のものはあるんでしょうか。あれば、どれでしょうか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 独自のものと申しますか、予算がついたということでございますけれども、例えば、学校のソーラーシステムでございますが、1校当たり2,000万円ほどかけまして20キロの電気のソーラーを入れるわけでございますけれども、こういった事業は総額で6,000万円につきましても、補助金と交付金で95%で、市の持ち出しが300万円ほどでございますから、非常に有利なものでございまして、こういったものが典型的なものだという認識をいたしております。

12番（寺町知正君） 典型じゃなくて、ほかにはないんですか。

総務部長（林 宏優君） 一つ一つですか。

12番（寺町知正君） 非常に細かいならともかく、主たるものでもいいけど。だって、

事業は二、三十本でしょう。

総務部長（林 宏優君） 主要なものとしたしましては、この配付してございます資料で、経済危機の臨時交付金の該当するものがおおむねそういったものに該当してくるのではないかと考えております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、次に行きますけれども、予算書のほうでいくと8ページですけれども、先ほど一部ちょっと説明もありましたが、施設購入費ということで県政資料館、これの購入ということで、資料を見ると施設の買収が9,800万ほど、改修工事費が5,900万ほどというふうになっているんですけれども、ここの県の施設を買い取るということについて、これはいつごろからそういう話がまとまっていたのかということ。あるいは、本来ならいつごろ予算化していこうと思っていたのかということですね。

それから、児童館という施設は高富の児童館のすぐ近くにあるんですけど、そことの競合関係についての認識とか評価はいかがでしょうか。

それと、用地がどうなっているのかなということで、建物だけだったら非常に高いというふうに映るんですが、もし用地も含んでいるなら、その面積とか建物の延べの坪数とか、そのあたりはいかがでしょうか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 予算につきましては、民生費でございますので保健福祉部が担当でございますが、この資料館の買収につきましては総務のほうでかわりましたので、私から御説明させていただきます。

まず、県政資料館購入の経緯でございますが、昨年度県が行政改革の一環といたしまして、こうした県政資料館を含む県の施設につきまして売却の方針を示されまして、そういったことから本市について、地元でございますので買収の打診があったわけでございます。そのときには、評価額とか耐震の状況などは説明はございませんでした。そういったことから、市といたしましては、購入ありきと申しますよりも、その市の関連の、それぞれの施設の問題点等を検討していく中で、この児童館での状況をかんがみますと、現在、高富児童館につきましては放課後児童クラブを含めまして事業を推進しているわけでございますが、高富児童館につきましても建物の耐震補強が必要になってくるということで、これも数千万単位になると思っておりますが、耐震補強の費用がかかるということがございましたし、特に近年、高富児童館につきましては、放課後児童クラブの対象人数が非常に増加をいたしておりまして、現在のスペースが手狭になっているという状況もございました。

そうしたことから、今の児童館と比較しますと3倍強のスペースがございますので、こういった施設を利用して子育て支援の拠点といたしましたり、また、今後の支援の広がりを持たせたいというような検討を行ってきたわけでございます。そういったことがございまして、ことしに入りまして、県のほうから評価額とか耐震診断の結果が示されまして、非常に耐震も1以上でよいということでございますので、そういった中から検討してありましたところ、国の今回のような交付金等の財源の確保もできるということで、総合的に判断してこういった経緯に至ったわけでございます。

そして、2点目の評価額についてでございますが、これは建物のみでなくして、土地も含まれております。土地につきましては大体725坪でございます。評価額に割り戻しますと9万1,000円ほどになりますし、建物につきましては3,200万ほどでございます。それで、合計といたしまして、9,800万円ほどの補正をお願いしているわけでございます。そういった経緯がございました。

議長（後藤利彦君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 経緯の説明がありましたけど、非常に高いという気がするんですが、経過をざっくばらんにいうと、県に買ってほしいと言われた、要は買わされたのか、市がどうしても欲しいんですよと言った、どちらの理解をしたほうがいいんでしょうかということ。

それから、この建物は築何年なんですか。耐震の問題はないという県の回答だということですが、築何年でしょうかということと、現在の高富小学校にある児童館、ここの競合関係ということですけど、じゃ、児童館はもうやめて全部こちらに移るのか、それぞれ児童館として別の機能を持っていくのか、どちらなんでしょうか。

議長（後藤利彦君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 県からは、先ほど買ってほしいとか、買わされたとか、そういったことは全くございませんので、市として、県がそういう処分をされるということで、先ほど申しましたような、相対的に検討しながら進めたわけでございます。

そして、既設の児童館につきましては、児童館機能は新しいほうへ持ってきてまして、既設のものにつきましては、児童館としての機能は廃止したいということを思っております。

そして、2つ目の、何年目かということでございますが、築28年の建物でございます。また、価格は高くないかということでございますが、価格につきましては9万1,575円でございます。坪当たりでございますが、近隣の路線価ですとか、税務の評価額と比較いたしましても高くはないという認識をしておりますが、税務の評価で申しますと、近

隣が13万円から14万円ぐらいです。そして、路線価で申しますと、南側の通り面で16万円ほどの路線価の評価が出ておりますので、決して高いものではないという認識を持っております。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、この質問は最後ですけども、まず、児童館は現在のは廃止ということですが、じゃ、廃止したら後はどうするんですか。壊すにも費用が要るし、別のものに使う当てがあるのかということ、そのあたり、どういう方向性で廃止なのかということを示していただきたい。

それから、資料では改修費ということで、これは今回の補正ではなく将来ということですが、いつごろこの改修費の見込み、5,900万かな。いつごろ、どんな形で議会に提案される見込みかということですね。

もう一点ですけど、例えば愛知県では、愛知県が岐阜県と同じで公共でもう要らないものを地元の市町に買って来てという話を今して、例えば、瀬戸市では市長が買いたいと言ったけど、それはだめですよと住民が名古屋地裁で住民訴訟を起こしている。そういった状況もあるんですね。そういった意味で、県が買って来てと言ってもずっと買っていいかどうかというのは非常に吟味が必要な時代だと思うんですけども、そういう意味で、先ほどの築28年、2階建てですが、これを3,200万というのは、土地代はともかく建物については非常に高いと思うんですが、その辺の見解を改めてお聞きしたい。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） まず、1点目の従来の利用でございますが、保育所に近いということもありまして、保育所の分館的な機能を持たせたらということも考えておりますが、これも課題でございますが、また、保育所の駐車場が非常に狭いということもございまして、そういった点を踏まえまして、一体的に検討してまいりたいと思います。

2点目の改修費でございますが、改修費の提案させていただく時期でございますけれども、この建物が、これから値段は最終的に詰めていくわけでございますが、2,000万以上のものにつきましては議会の承認が要ということでございますので、次の9月の定例会になりますと、設計ですとか改修に単年度で終わらなければいけないということもございまして、それ以前に臨時会を開催していただきたいということを考えております。

それから、最後に、建物が高いという、もう少し吟味したらということでございますが、税の評価基準と照らしましても決して高い評価ではございませんし、そして、新し

く市が、児童館が非常に耐震が、補強も要るといようなこともございますし、新しく設置するということになりますと、また何億円かの費用が必要でございます、適切な利用形態であれば、決して高い物件ではないという認識をいたしております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） では、次に行きますけれども、予算書の13、14ページあたりだと思んですけども、教育委員会の関係で、教師1人1台パソコンということで資料の説明にはあるんですけど、これは何台を予定しているのかということですね、教育委員会関係分です。それから、テレビもデジタル対応にかえるということですけど、これも15という数字はあるんですが、それ以前に各学校にというふうに資料に書いてあるので、全体で何台を教育委員会は予定しているのかというところ、説明をいただきたい。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

パソコンにつきましては、教育用としまして、全小学校に7台、中学校に5台、それから校務用で先生方に1人1台パソコンということで、小学校に126台、中学校に57台でございます。テレビにつきましては、全小学校に43台、中学校に12台整備する予定でございます。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 済みませんが、合計していただけませんか。パソコンが全部で何台、テレビが全部で何台というふうに。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） テレビが55台でございます。それから、パソコンにつきましては、195台でございます。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 教育委員会のその数字をちょっと念頭に置きながら、実は市長部局のほうでも同じような予算があるわけですね。例えば、予算書の6ページに総務費があると思んですけど、ここでは、資料も見っていくと、パソコンの更新が125台というふうに読み取れるんですね。これについて、3月の当初予算では179台を入れるということで予算は通っていて、そのときの説明では4月の早い段階にも導入したいという説明を3月に受けたんですが、その兼ね合いですね。125というのは当然その次の分、多分先ほどの前倒しなんでしょうけど、前倒しとして4月にも入っているのか、まだ入って

いないのかということと、この125台はいつごろ入れる予定なのかというところを説明いたしたい。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 本年度の当初予算の179台分につきましては、たしか委員会での御質疑で総務課長が4月の早い時期にということをお願いしておりましたが、私はなるべく遅い時期ということを考えておりました、少しでも長く使ったほうがいいということをお願いしたので、まだ入れておりません。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 委員会でそうだったら、総務部長もいたんだから、そこはきちっとそう言っていたらいいと。だって、パソコンを買うという予算がついたから、早く入れたほうがいいというのは普通に考えることですよ、予算がついていないならともかくね。そこに違う考えをするなら、やっぱり総務部長がそこで課長と話す、相談するにしても、議会でちゃんと説明していただかないと。ともかく、じゃ、山口市は3月に3,300万で179台というのは遅い時期にするわけですね。ということでいいんですかということと、じゃ、今回6月に125台また追加で上げてきたんですが、これはいつ、どうするんでしょうかということですね。それと、これは一般にですけど、まとめて契約したほうが割安になるというのは当然なんですけど、そういう意味では179プラス125、あるいは先ほどの教育委員会も一括にして、ぼんとやったほうが安いのは間違いないんですが、そのあたりはどういう展望なんですか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） パソコンにつきましては、教育委員会と既存の当初予算と今回の補正予算合わせまして、今年度中に購入したいということをお願いしております。

12番（寺町知正君） 時期は。

総務部長（林 宏優君） 時期は今年度中でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 先ほどの課長は早い時期、部長は遅い時期というのが3月にあったということですから、そこをどういう方針でいくのかと。6月に出したんだから、普通補正だから早く行きたいわけですね。別に国のほうは9月に補正したっていいわけでしょう、今回の125台はね。そういう中で、方針をきちっと執行部として責任を持って説明してほしいんですが、今年度中じゃなくてね。そのあたりをお願いしたいということと、もう一点ですけど、テレビもそうですけど、一般的には役所が業者と契約するよりも、量販店で買ったほうが安いですよ。それは、数字としては安いんですよ。そう

いった観点を持たないんでしょうかね。一般市民と同じように量販店で、しかも数が多ければ、量販店というのはもっと安くするわけですよ。量販店というのは全国で一括してメーカーから、ソニーとかから安く買っているわけですから、それを購入する側は1カ所でほんと100台、200台と買ったら通常の販売価格よりずっと安くするわけですが、そういう観点を持たないんでしょうか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 先ほどの、パソコンの購入の時期でございますけれども、これは基本的には、ああいった機器は5年間のメーカーからの修理部品の保証がございまして、5年を過ぎますと、保証につきましては責任は持てませんという、それぞれ通知がございまして。そういったことから、現在のパソコンにつきましても少しでも長く使いたい、経費の削減という観点から長く使いたいという認識でありまして、時期につきましては遅い時期で検討してまいりたいと思います。

2点目の、量販店での購入ということでございますが、これは、ほかのものにつきましても市内業者の育成支援ということもございまして、確かに量販店でまとめ買いをすれば、物理的には、金額的には安くなるかと思いますが、その点につきましては、金額ですとか見積もりですとか、そういったものとの比較をしながら、市内のお店を利用するのか今後検討してまいりたいと思います。

基本的には市内業者の育成、市の商店街の活性化ということもございまして、そういった点も十分考慮しなければいけないという認識であります。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 今、パソコンのことでしたけど、じゃ、もう一つ、テレビですね。教育委員会は55台をかえるということでしたが、資料では市長部局のほうでは27台というふうにはぱっと計算したんですけれども、これも合わせて八十何台ということで、これについては教育委員会と一括でいく方向なのかということですね。

それから、先ほど総務部長は市内の業者の育成ということでしたけど、そのこと自体はいいにしても、税金で買うわけですから、安く売ってくれるところがあるのに、市内業者に高く払うということも、また不合理なわけですよ。そこはきちっと量販店だったら幾ら、200台だったら幾らという交渉をした上で提示するとか、予定価格をつくるとか、そういった意味のある評価が必要だと思っておりますが、そのあたり、テレビも含めていかがでしょうかね。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 先ほどのパソコンでも御説明申し上げましたように、テレビ

につきましても、教育委員会とまとめて購入したいということを思っております。

それから、購入価格で税金の使途ということでございますので、十分そういった点を見積もり等を取りながら、比較しながら、無駄など申しますか、不合理な支出にならないように執行したいと思っております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 次に行きますけれども、資料で16番の教育委員会の学校統合関係の通学路整備という、予算は建設のようなただし書きもあるみたいですけど、基本は教育委員会が必要とする通学路ということですね。これは具体的にどこをどういうふうにしていくのかということ。今年度は予算に上がっていないから、新たにするのか、前倒しなのか、いかがでしょうか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） この件につきましては、ことしの当初予算で予算要望がございましたが、予算の関係で削除させていただきました。ということで、特にこういった交付金を利用しながら。前倒しというのか、当初予算では上がってございましたが、削除した分でございます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） じゃ、具体的な場所の確認と、教育委員会は新しく通学路を、ちょっと危険なところがあるからというのを前現地で聞いた記憶があるんですけど、そういう場所のことなのかということと、今の総務部長の説明だと、予算要求したけど、けられたと。じゃ、来年という約束もないということの趣旨だと思うんですが、それは教育委員会としてはいずれ毎年要望していくもの、予算要求するものが満たされたと受けとめるのか、あきらめていたことなのか、どちらでしょうか。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

これは、学校統合に伴いまして、富永の大洞地区の児童の通学路として大洞団地の下から山側を通る道路でございますけれども、県道側へ出る道路でございますけれども、その側溝の、90センチぐらいあると思うんですが、側溝のふたをして安全に通学ができるようにということで、ことしは当初予算はつきませんでした。今後も要求していく予定でございました。

以上です。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） その点はわかりました。それで、次ですけども、今回、全体を

見ていくと、保育園とか小学校とか中学校がある中で、遊具の整備というのがあちこちに出てくるんですね。保育園の遊具の整備、それから、都市計画では公園の遊具の改修というようなものが計上されているわけですが、教育委員会は学校の遊具の改修というのは出てきていない。資料には書いていないんですけど、そのあたり、全然やらないのかどうか。遊具の改修は1つの課題だったと思うんですけど、他の部局はちゃんと今回計上しているのに教育委員会だけが計上していないというのは何かちょっと妙な気がするんですが、どういう状況なんでしょうか。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

小中学校の遊具につきましては、昨年まで毎年改修等を行いまして、現在は改修するということはないと認識しております。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） たまたま、以前、私は一般質問で、遊具の改修をしなければいけないということで、教育委員会がそういう認識をしているという説明だったんですよ。だけど、予算がないから順送りで少しずつしかできないという答弁をいただいた記憶があるんですが、今の答弁だともう全部済んでいます。全く違うんじゃないでしょうか。昨年の12月ごろですよ、一般質問したのは。順次予算要求していきますという答弁だったんですが、今の答弁は、学校関係については改修は済んでいますという答弁だった。どれが本当なんでしょうか。

議長（後藤利丸君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） たしか昨年御質問をいただきまして、そのお答えをしたところでございますが、19年度に全部、全小学校、特に小学校ですが、中学校も含めまして遊具の点検をしまいいりまして、昨年度までに危険と思われるものの撤去は全部終わっております。それから、一部を直して使うという分につきましても、昨年度補正をたしか組ませていただきまして、大部分はもう済んでおります。一部につきましては、年度の計画どおり進めているという状況でございますが、すべて100%安全というわけにはいきませんが、私どものほうとしては計画的に、お答えを前にしたような方向で今進んでいるので、今回は別の、いわゆる補正のほうでは別の充実ということで上げております。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 村瀬伊織君。

15番（村瀬伊織君） 議第50号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第2号）の中

の土木費ですけど、これはいろいろ設計委託料だと思いますけれども、土木費の中で道路橋梁費の中でも、これは600万、あと、トイレの改修で50万、改築というか、解体の分でも70万ばかり委託料が見てあるんですが、この委託料については、これは業者に別で委託料が発生するのか、事業の中に設計委託料も入れてやるのか、その辺がわからないんですが、どうですか。産業建設部長、どうぞお願いします。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） ただいまの御質問に順を追って回答させていただきますが、まず、10ページの道路橋梁費の委託料でございますが、600万の道路改良調査設計委託料ということで、これにつきましては一部側溝を布設いたしますので、官民境界の査定のための調査委託料でございます。

続きまして、11ページの都市計画費の、先ほどトイレと言われましたが、委託料で測量設計委託料50万を計上いたしておりますが、これにつきましては岩佐地内の公園新設工事に伴う委託料ということで50万円を計上させていただきました。

同じく、住宅管理費の委託料70万円につきましては、美山にありますサンセイスの市営住宅の屋根が漏水するというので、これの改修に伴う委託料ということで計上させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（後藤利丸君） 村瀬伊織君。

15番（村瀬伊織君） こういう官民とかいろんなのは、やっぱり専門家じゃないとだめで、職権で市の職員でやるというようなこととか、新設の設計の場合はやはり別で発注しなければ、建築屋さんではだめだということなんですか。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） ただいま、委託の関係でございますが、道路改良の設計、測量設計で簡単なものにつきましては職員で対応できますが、今回の道路調査費の600万等につきましては、民等境界等も入っておりますので、これはやっぱり土地家屋調査士等をお願いしなければだめな分等もありますので、これは職員では対応できない分もございます。

また、建築につきましても、教育委員会に職員がおりますが、美山中学校の建築のほうに対応しておりますので、一部は手伝っていただくということで進めておりますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（後藤利丸君） 村瀬伊織君。

15番（村瀬伊織君） 委託料もいろいろ必要だと思いますけれども、できるだけ工事の進捗を、今まで地域ではいろんな事業が要望されてできない場面がありますので、少しでもいろんな事業が進捗できるように、委託料なんかで少しでも賄えたらなと思いますが、またよろしく願いをいたします。

以上です。

議長（後藤利丸君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 今回のこの補正につきましては、活性化、それから経済対策の交付金ということで、非常に、きのう実はこの予算書をいただいたということと、役所の中も日にちが、要するに、決定をしてきてから非常に短い時間で予算措置をされた。その辺で大変御苦労をかけてきたと思いますが、この金の使途もある程度枠組みの中に指定をされて補正をしなければならんということで、非常に質問もしにくいところがあるんです。

まず、私は補正の11ページ、これは寺洞だと思いますが、昔から町営住宅と言ってきました。取り壊しの150万、これは何平米建物があるのか。それから、同じく美山のサンセイス美山というんですか、この建物の屋根と壁で1,172万2,000円と1,148万6,000円をかけるとありますが、この金額についての内容。ちょっと見たところ、屋根だけでこんなにかかるのかなという感じもいたしますし、それから、この件でもう一つ、これは金額的に、交付金が1,400万ですね、一般財源が920万8,000円。合計しますと2,320万8,000円となりますが、予算書は2,250万8,000円とあって、70万の差額が出ておるのは、これはこの一覧表が間違いなのかどうなのか、この辺を一遍説明をいただきたいと思います。

議長（後藤利丸君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） それでは、お答えしますが、まずは寺洞の市営住宅につきましては、今回、1棟また退去されましたので追加をさせていただきまして、当初予算でも1棟お願いしておりますが、ちょっと面積は調べてありませんので、後ほど回答させていただくことにさせていただきます。

続きまして、サンセイス美山のほうでございますが、3階建ての建物がございます。1つは6室、1つは9室の建物がございますが、そのように、屋根を行うために仮設工事等が必要でございますので、その仮設に金がかかるということで、あわせて、壁のほうもクラック等が入っておるので修復するというので、このような金額になっておりますので、よろしく願いいたします。

なお、3番目の70万の違いといいますのは……。

議長（後藤利丸君） 暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午前11時40分再開

議長（後藤利利君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

16番（久保田 均君） これは、1,400万円というのは交付金になっていますね。一般財源は920万8,000円ですから2,320万8,000円。それで、予算書のほうへ行きますと、2,250万8,000円で予算書が出てきておるのでどうかなという伺いです。

要するに、一覧表の18番の数字と予算書の金額が違うのでお聞きをしておるんですよ。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） サンセイスに充てているのは1,400万ですが、予算書のほうで1,430万ということで、印刷製本費で耐震のパンフレットをつくと。これは9,000部ございますが、これは30万は10分の10補助金ということで計上いたしておりますので、30万につきましては、こちらの資料の公共投資臨時交付金の資料の10番をごらんいただきますと、パンフレット作成の30万というふうに出ておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔「ちょっと不明だ。もう一遍」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利利君） 暫時休憩いたします。

午前11時42分休憩

午前11時43分再開

議長（後藤利利君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 失礼しました。資料のほうにつきましては、工事費と設計委託料が込みになっております。予算書のほうでは設計料の70万円が別に上がっておりますので、その差があるということでございますので、よろしくお願ひします。

議長（後藤利利君） 久保田 均君。

16番（久保田 均君） 私も構成委員ですので、本当は聞きたいところがありますが、これは本議会では質疑ができませんので遠慮しますが、いずれにしても、今回の16億という、この膨大な金額、この補正につきまして事業も非常に多いわけですね。例えば土木、下水、水道、いろいろ含めまして、この辺の事業実施につきましては、山県市内の業者を大いに活用していただいて、業者さんが元気が出るように、山県市は非常に寂しい限りでありますので、その辺をひとつ市長にも副市長にもお願ひをしておいて、万全

にひとつ市内の業者を使ってほしい。特にお願いをしておきます。

議長（後藤利利君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 経済危機対策臨時交付金事業の明細のほうの14番目、多目的センター空調設備の大きな金額であります。この工事内容と工期、それから、同じく17番の林道椿野はじかみ線の防護さく等のり面工事と書いてありますが、これも場所、それから工事内容、工期等をお聞きしたいと思います。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） それでは、まず1点目の多目的センターの空調設備の取りかえでございますが、この多目的センターは、説明欄にもありますように、建設して25年ほど経過しているということで、故障して部品交換に当たりましても部品の入手が困難というような状況で、今回改修を行うわけでございますが、一応空冷ヒートポンプ式のインバーターエアコン等を予定いたしております。天井に見える形のグリル型のエアコンということで、一応すべてを交換するという予定でございまして、工期につきましては、予算議決後、地元の方と協議して、早い時期に発注していきたいという予定をいたしております。

続きまして、林道の椿野はじかみ線の防災施設の整備事業でございますが、椿野から約1キロ程度だと思っておりますが、昨年ものり面からの落石で自動車に損害を与えたということで議決いただきましたが、その箇所でございます。そこにブロック積みを約148平米でブロック積みを行います。そして、その上に57メートルですが、防護さくを設置するといった工事でございますが、こちらにつきましても議決後早急に工事を行いたいと思っております。

以上でございます。

議長（後藤利利君） ほかに質疑はありませんか。

上野欣也君。

1番（上野欣也君） 今回の交付金について御質問をします。

全体的なことでございますけれども、実は岐阜県の補正予算の中でこういうことが書いてあったんですね。県債を197億円発行すると。今後の公共事業等で県債を発行するかわりに、使うことができるように、地域活性化・公共投資臨時交付金175億円を積み立てると。それで7基金を新設する。それから、5基金を拡充するというふうにありましたが、これは県と市と違うかと思っておりますけど、市債を発行してそういった基金に充てるということはできるのかできないのかということをお尋ねします。

議長（後藤利利君） 林総務部長。

総務部長(林 宏優君) ただいまの市債と基金の関係でございますが、まず基本的に、県と市とは非常に交付金絡みの仕組みが変わっておりまして、同じように基金を積み立てたりということでの予算の組み方と申しますか、そういったものが大きく違いまして、一概に比較することはできませんが、例えば、今の県でその基金を積み立てて大きく行っているものとしたしましては、雇用対策で県で基金を積み立てまして、単年度ではなくして数年にわたってそういった対策を行うということもございまして、今回の国から示されておりますこの交付金等につきましては、すべて単年度事業で終了するということが大原則でございますので、そういった関係から県がああいった手法、県の手法と市の手法とは全く異なりますので、一概に比較することはできませんのでよろしくお願います。

議長(後藤利利君) 上野欣也君。

1番(上野欣也君) 2点目に、他市で比較すると申しわけございませんけれども、岐阜市がきょう新聞に載っております、31億9,000万円の補正、そのうち交付金が27億5,000万円。あと、一般財源が2億2,700万円、市債が1億5,700万円と。持ち出し分として3億7,800万円になるわけでございますね。本市の場合は、11億8,672万4,000円の補正で、国の補助金、交付金が8億5,956万9,000円。基金からの繰入金が3億2,715万5,000円と。岐阜市の31億9,000万に対して持ち出しが3億7,800万に対して、11億8,600万強に対して3億2,700万というような持ち出し分があるわけでございますけど、何かちょっと大きくはないかなと一般的に見た場合に感ずるわけでございますけど、その理由をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

議長(後藤利利君) 林総務部長。

総務部長(林 宏優君) 他市と比較しまして、本市の持ち出し分の12億円近いものの3億円というのが多いのではないかという御質問でございますけれども、これは、基本的には市の考え方もございまして、まず第1点は、この交付金等につきまして100%いただきたいということがございます。これは、例えば12億近いものが入札等をかけまして、3割ほど違いますけれども、これは入札差金となりまして、例えば7割ですべての執行が終わったとなりますと、この3億円がおおむね限りなくゼロに近づくわけございまして、そういったことから、まず第1点に関連する補助金、交付金につきましては100%いただけるという前提での予算でございます。

そして、もう一点は、本年度、そこら辺の重なってくる、増えた市費の分がございまして、その点につきましては、ことし予算を組まなくても、先ほど一部御説明申し上げましたように、来年度予算化をすると。その予算の財源というのも100%市費でござ

ざいますので、そういった2つのことを考慮いたしまして、こういった予算編成となったわけでございます。

議長（後藤利丸君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 細かい点で2点お尋ねします。

公用車は何台の何台分ですか。12台購入されるわけですね、13年経過した分の。公用車は何台あって何台ということをお教えいただけませんかということと、それから、教育委員会関係で各小中へ理科の設備費で100万円ずつあれしますね。何かばらまきみたいに見えますけど、ちょっと内容的にどういうものか、わかっていますたらお願いをいたします。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 公用車の台数につきましては、正確な数字は手元に持ち合わせておりませんが、消防署の消防車ですとか、分団の車ですとか、すべての車は150台近いんじゃないかということをおもっております。その中で、この庁舎分ですとか、出先の使用しております13年以上の車を、ハイブリッド車1台と軽自動車のバンタイプのを10台と軽自動車のトラックを1台、12台購入予定でございます。

議長（後藤利丸君） 恩田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（恩田 健君） お答えします。

理科備品につきましては、1校100万円ということで、小中学校とも1校100万円の予算を組ませていただきました。この内容につきましては、顕微鏡とか望遠鏡とかプロジェクターとか、各校に調査をしまして必要な理科備品を挙げていただいております。それによって理科備品の充実を図っていきたいということをおもっております。よろしくお願ひします。

議長（後藤利丸君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 先ほどの公用車ですけど、もしわかりましたら消防車関係を除いて数字を、もしありましたら、後で結構でございますけど、お願ひします。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） それでは、後ほど調べまして明示させていただきます。

議長（後藤利丸君） 石神 真君。

2番（石神 真君） それでは、1点だけちょっとお聞きしますが、危機対策臨時交付金のほうの資料のほうの13番、介護予防施設の富岡のところでございますが、要介護になる予防のことでありますけども、閉じこもり予防が円滑に実施できるように改修するという中身でございますが、どのように改修を図って閉じこもり予防に当てるのかと。

事業の中身、概要の中身が少しわかりにくいところがありますので、きちっと御説明願いたいと思います。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 従来、東深瀬では向塚の公民館でやっておりましたが、地域の公民館ということで、使用料等の値上げ等もありましたので、どこも行っております地域の公民館がないものですから、東深瀬地域には文書庫がありましたので、そこを改修をかけたいというふうに思いました。改修内容につきましては、玄関のところは自動ドアになっておりますので、非常に高齢者にとっては自動ドアは危ないので、そこを普通のドアにかえることと、それから、もう一つは、入ったらあっぱっぱというか、仕切りも何もありませんので、少しカーテンをつけまして、アコーディオンカーテンで仕切りを設けたいというふうに思っております。

それから、食事に関しては非常に脳の活性化につながるということで調理関係をやっておりますので、炊事場のところを改修をかけるという内容でございます。

議長（後藤利丸君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 質疑はないものと認めます。

日程第6 委員会付託

議長（後藤利丸君） 日程第6、委員会付託。

議第45号から議第52号は、会議規則第37条第1項の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議長（後藤利丸君） 以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

22日は総務文教委員会、23日は産業建設委員会、24日は厚生委員会がそれぞれ午前10時より開催されます。

なお、25日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。御苦労さまでした。

午前11時57分散会

平成21年 6 月25日

山県市議会定例会会議録

(第 3 号)

平成21年第2回

山県市議会定例会会議録

第3号 6月25日(木曜日)

議事日程 第3号 平成21年6月25日

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(16名)

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君
市民環境部長	松影康司君	保健福祉部長	笠原秀美君
産業建設部長	船戸時夫君	教育委員会事務局長	恩田健君
会計管理者	山田利朗君	消防長	土井誠司君
総務部次長	城戸脇研一君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長 梅 田 修 一 書 記 上 野 達 也
書 記 林 強 臣

午前10時00分開議

議長（後藤利利君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 一般質問

議長（後藤利利君） 日程第1、一般質問。

ただいまより、通告順位に従いまして一般質問を行います。

通告順位1番 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をいたします。

新型インフルエンザ対策については、平成21年の3月定例会で一般質問をいたしました。その後、4月末にメキシコで豚から新型インフルエンザが出現して依頼、流行が各国に広がり、世界的流行になったことは、連日マスコミ等による報道で市民の皆様は御承知のとおりであります。

私の一般質問以来、こんなに早く新型インフルエンザが発生したことについては、今さらながら驚いております。5月中旬には、水際対策の裏をかくように神戸や大阪で高校生らの集団発生が確認され、6月22日現在、34都道府県、838人が新型インフルエンザに感染したと報道がありました。また、世界保健機関（WHO）の発表によると、6月19日現在の感染者数は94カ国、4万4,287人に達し、死者は10カ国、180人と発表しました。保健福祉部でも新型インフルエンザ発生以後、いろいろな対策をとられ、大きな混乱もなく本日まで来ていることに対して評価するところであります。そこで、次の点についてお尋ねをいたします。

山県市新型インフルエンザ対策行動計画策定について、3月の定例会では、早い時期の公表を目指すとの答弁でありました。いつ公表したか、また、その内容について。2点目に、今回の流行について対応された内容と、これまでの一連の検証を通してどんなことが浮かび上がってきたのか。3点目に、感染防護衣、消毒薬、マスク等の必要な資機材の確保の状況は。4点目に、保健所、警察、消防等、行政関係機関と山県医師会、薬剤師会等、医療関係機関との連携した訓練の実施の予定は。以上の点について、保健福祉部長にお尋ねをいたします。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

今回、メキシコの豚インフルエンザが人へ感染し、その後、人から人へ感染したことで、WHOは新型インフルエンザの発生を宣言し、世界的な流行に発展してきています。日本では、大阪府の高校生が新型インフルエンザと診断され、日本でも患者が発生いたしました。その後、関西で渡航歴のない高校生が感染していることがわかり、国内で感染が起きていることが確認され、全国各地に拡大し、今月の16日には県内の初の感染が確認されたところです。

今回は、鳥ではなく、毒性の弱い豚インフルエンザに由来する新型インフルエンザのため、国、県からの情報を受け、行動計画に基づいて柔軟に対応を進めてきたところです。また、ことしの秋から冬にかけては、季節性のインフルエンザが相乗りするような形で大流行が起こるのではないかと予想されています。今回の対応を検証するとともに、冬期の流行に向けての準備を進めていかなければならないと考えております。

質問の1については、4月末に策定を終え、公表の準備を進めているところに国内発生が起きましたので、感染拡大防止の啓発情報とともに、5月16日に市のホームページ上にて公開いたしました。

時系列に申し上げますと、海外での発生が始まったことから、4月28日に対策推進会議を開催し、市の相談窓口の開設を決定し、相談の受け付けを開始いたしました。4月30日には、WHOがフェーズ5に段階を上げたことを受け、市対策本部を設置し、国内発生に向けた対応について確認しました。

5月1日、第2回対策本部会議を開催し、国内発生の可能性が高まっていることから、感染防止に向けての啓発活動や連休中の相談窓口を拡大し、連休中にも開設することを決定いたしました。

5月18日には、神戸、大阪での国内発生を受け、第3回対策本部会議を開催し、感染拡大防止を呼びかけるチラシ配布の決定とともに、県内発生に向けた関係各課の対応について確認を行いました。

6月12日には、フェーズ5から6に引き上げられたことから、第4回対策本部会議を開催し、感染拡大防止に向けて市民への周知方法や内容について協議し、広報やまがた7月号に掲載することを決定いたしました。

6月17日には、県内発生を受けて第5回対策本部会議を開催し、今後の対応について協議し、学校、保育園などの休校、休業要請は行わない。行事の自粛も現時点では行わないなどを決定いたしました。

6月19日には、近隣市の発生を受けて第6回対策本部会議を開催し、市民への感染拡大防止に向けての周知方法を拡大するとともに、公共機関においては手指消毒薬の設置

を決定いたしました。また、対策本部の補助組織として、各課長で組織する幹事会につきましては、対策本部会議後に随時開催し、各課の連絡調整を図りました。

質問2については、今回は発生が海外ということもあり、国内流入のための水際作戦として行った航空検疫での一定の時間を稼ぐことができたため、準備態勢が何とか間に合いましたが、ふだんからの危機管理体制の重要性を再認識することができました。

質問3については、使い捨てマスクを1万6,000枚、医療用マスクを1,000枚、ゴム手袋を100枚、消毒薬24本、感染防護衣等を10セット備蓄しておりますが、冬期の大流行に向けて必要資機材の見直しを行い、十分な対応ができる準備を進めていきたいと考えております。

質問4については、各段階ごとの適切な対応についての確認を行い、また、新型インフルエンザの市内発生を想定した関係機関との情報伝達訓練を行っていきたいと考えております。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 横山哲夫君。

5番（横山哲夫君） 6月16日に岐阜県で初めて2名の新型インフルエンザの感染が確認をされました。新型インフルエンザの発生から2カ月足らずで私たちの身近なところまで来た感があります。今後、秋から冬の寒い時期に移っていったときに、各方面で大流行が危惧されております。山県市もこれまで多様な対策をとってこられて、私たち市民としても安心・安全な社会生活をさせていただいておりますが、これらの対策については、これでいいということはありません。さらなる徹底した万全の対策を講じていただきたいというふうに思います。そこで、次の点について再質問をいたします。

まず、1つ目、山県市新型インフルエンザ対策本部のメンバーと人数。それから2点目、使い捨てマスク等、今回備蓄された資機材の保存耐用年数と保存場所。それから、3点目に、小学校の修学旅行の延期など、少なからず既に影響も出ておりますが、保育所及び小中学校の児童・生徒に対する対策はいかがですか。

以上の点について保健福祉部長と教育長にお伺いし、私の質問を終わらせていただきます。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

質問1につきましては、本市の新型インフルエンザ対策本部のメンバーは、対策本部長には市長を、副本部長には副市長及び教育長を、本部員には部長級職員10名を充てた組織となっております。

質問2の、資機材の耐用年数につきましては、医療用マスク、感染防護衣、手指消毒剤等の耐用年数が約3年と聞いております。また、これらの資機材は、現在、ふれあいセンターの倉庫にて保管しております。

質問3についてですが、本市のインフルエンザ行動計画の段階別実施計画表に基づいて実施していくこととなります。県内で発生した場合、県の実情を受けて、臨時休園の期間や対象保育園を対策本部で決定することとなりますが、緊急保育が必要な場合には、一部の保育園での保育の実施を検討していくことになっております。保育園においては、日ごろから手洗い、うがいの励行を徹底しております。今回の新型インフルエンザについては、施設ごとに園児への指導及び各施設から発行されているお便りなどを通して保護者への周知を行いました。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 御質問の、小中学校の児童・生徒に対する対策についてお答えをいたします。

山県市新型インフルエンザ対策本部の方針に従い、各学校では学校医の指導のもと児童・生徒へ新型インフルエンザについての理解と対応を指導し、うがいや手洗い等の励行を実施してまいりました。また、保護者にも家庭での対応に御協力いただくよう、お知らせ等をしてまいりました。

また、5月、6月に9校の小学校が京都、奈良への修学旅行を計画しておりました。学校医の指導や保護者の意向を勘案し、9校は延期を決定しました。秋に実施する2校と延期した9校の児童が無事修学旅行を終え、一層成長してくれることを願ってやまないものであります。

今後の対策としましては、児童・生徒一人一人がインフルエンザに感染しないことはもちろん、学校での集団感染が生じないよう山県市新型インフルエンザ対策本部と連携し、手だてを講じてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 以上で横山哲夫君の一般質問を終わります。

通告順位2番 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして、最初に自主運行バスについて質問をいたします。

本市は、旧町村合併を機に、市民生活の足の確保をすることで、市民が安心して容易に外出行動ができ、さらには地域間の交流を活発に楽しく生活してもらう手段として、

コミュニティーを目的にした自主運行バス事業を実施されていると考えております。昨年、長年の悲願でありました平井坂トンネルが開通したことで、市内循環のルートがつながりました。そこで、ハーバスも運行されておりますけれども、その状況等を含めて質問をしたいと思っております。一方では、利用率など費用対効果も気になるところでございます。次の2点を質問させていただきます。

1点目は、事業の運営内容について。2点目、今後の計画についてを総務部長にお尋ねいたします。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

本市では、自主運行バスが主力の公共交通機関となっており、自動車免許を持たないお年寄りの方や、児童・生徒などの日常の足の確保として重要な役割を果たしています。しかしながら、現状のバス路線は、町村合併以前に利用者の減少により採算がとれなくなり、バス事業者単独では運営が困難になったもので、自治体はその運営にかかわることとそれを維持していく、いわゆる廃止代替路線として現在に至っております。

具体的に申し上げますと、市の公共交通は、道路運送法の第4条による国土交通省の許可を得てバス事業者が緑ナンバーにおいて運行するバス路線に対して、市が補助金を出している自主運行バスでありまして、すべての路線を岐阜乗合自動車株式会社に運行を委託しております。

運営内容でございますが、昨年の8月より運行開始しました市内循環線と従来からの大桑線、伊自良線、岐北線、板取線、神崎線を合わせて6本の路線があり、市が負担をしている運行費用は、年間の走行距離にキロ単価を乗じた運行経費から、利用料金による年収入を差し引いた金額であります。この負担額のうち、およそ3分の1を県からの補助金で賄っております。

今年度の当初予算における運行補助金は1億3,446万円で、県からの補助見込み額3,483万円を差し引きますと、9,959万円が実質の市の負担でございます。各路線の乗車率でございますが、バスが10キロ走ったときの乗車人員で示しますと、市内循環線が1.1人、伊自良線が2.0人、大桑線が2.5人、神崎線が3.8人、岐北線が5.4人、板取線が6.2人で、一番乗車率の低い市内循環線の1人当たりの運行経費は2,756円になります。

また、土曜、日曜の乗車率を同じ手法で示しますと、市内循環線が0.7人、伊自良線が1.5人、大桑線が1.2人、神崎線が0.9人、岐北線が3.2人、板取線が3.1人で、平均値で示しますと、平日のほぼ半数の乗車にとどまっているのが現実でありまして、1人当たりの運行経費も平日の2倍近くかかっております。

今後の計画でございますが、基本的に公平で効率のよい安全な運行を目指していかなければなりません。やはり地形的に運行距離が長く、自主運行バスにかかる経費が県内でもトップクラスであること、また、今後において高齢者の免許保有率が上がってくることによる絶対的なバス利用者の減少などによる収入減をかんがみ、今御説明申し上げました乗車率を踏まえまして、バス路線の見直しを検討しております。

検討課題としまして、乗車率の低い路線と時間帯及び土曜、日曜、祝日の運行につきまして、運行本数等の見直しによる経費の削減や、公共交通の行き届かない地域への路線の追加などがございますが、運営方法につきましては、現在行っておりますバス事業者への委託方法が安全面、利便性、管理面をトータルで考えた場合において堅実でありますので、他の運営方法と一概にコスト面だけで比較することなく、慎重に検討してまいりたいと思います。

市内循環線につきましては、1年を試行期間ということで御理解いただいていると思いますが、他の路線も含めまして引き続きデータをとり、その結果を踏まえた上で検討課題を整理し、関係機関と調整した上でしかるべき時期に見直し案をお示ししたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 自主運行バスの役割は、生活に不可欠な生活通行の確保、それから市民生活の向上、また、交通弱者に対する対策など、目的は多岐にわたっております。同事業の市民の期待はとても大きいことから、果たす役割も重要と考えます。しかし、以前から自主運行バスが公共交通機関の各路線との乗り継ぎの悪さや、必要な時間にバスがないという不便さの声を聞くこともあります。次の2点をお尋ねします。

ルート、ダイヤの編成などを再検討していくとしているが、何を基準に再検討されるのか。2つ目は、本市は地形や人口分布などを考慮し、利用率、コスト面、地域性、サービスの公平性など、総合的に検討する方法として市民アンケートを実施し、ニーズを把握することが重要と考えますが、いかがでしょうか。

以上を総務部長にお尋ねいたします。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えをさせていただきます。

その前に、先ほど私が御説明を申し上げました説明の中で、運行費用の中で県からの補助見込み額を3,483万円と申しましたが、3,487万円の誤りでございますので、訂正をさせていただきます。

再質問の2つの御質問でございますが、まず1つ目の運行の再編でございますが、以前より各路線において乗降調査を行っており、それぞれの時間帯や区間における乗車率が客観的数値として出ております。また、実際に職員がバスに乗っての利用状況の聞き取り調査等も行っておりますし、市民の皆様からの投稿ですとか、電話による御意見なども伺っております。こうした数値や御意見などをもとに効率のよい運行を検討していくものでございます。

次に、2つ目の市民の皆様へのアンケート調査でございますが、それぞれの地域の方が充実したバスの運行を望んでおられると思いますので、恐らく路線の追加ですとか、バスの本数、バス停を増やしてほしいなどといった御意見が出ると予想されますし、バスを利用されない方からは、こういった逆の御意見があることも予想されます。まずは、利用状況ですとか、他市の先進事例、関係機関の御意見などを総合的に判断し、今後におきまして、必要に応じてそのあたりもよく検討を進めてまいりたいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（後藤利利君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 財源が厳しい本市でもございますので、限られた予算で最大の効果が出るように、知恵を絞っていただきたいと思っております。

次の質問に移らせていただきますが、通行量増加に伴う伊自良地域の安全対策について。昨年5月、主要地方道路岐阜・美山線の平井坂トンネルが開通いたしました。自動車の通行量がかなり増えてきて、地元では活気がよみがえったという感じがいたしますが、半面、主要道路における歩道も未整備の状況であります。歩行者の安全面での不安の声も多く聞くようにもなりました。平井坂トンネル開通1年目にしてどれぐらいの通行量があるのかというのを5月20日の日に調べましたが、これを表にいたしました。この赤い部分が先日調べた、この青いのは昨年9月に調べたものであります。9月から150台ぐらいが、1日でございますが、増加をしている。その通行量といいますが、やはり小中学生の登下校時台にちょうどピークが来ているという状況であります。そういう、特に伊自良地域は歩道等が未整備でありますので、安全に通行ができるように、行政としても対策をとらなければいけないのではないかと考えております。

最近、自転車で下校中の中学生2人が車両の接触で倒れたというようなこともありました。幸い大事に至らなくて安堵しておりますが、そのことも含めて次の2点を質問いたします。

通行量増加に伴う伊自良地域の安全対策は。2つ目として、河川管理道路を安全・安心な通学路や歩行者の憩いの道として、整備推進状況は。2つを産業建設部長にお尋ね

いたします。

議長（後藤利利君） 船戸産業建設部長。

産業建設部長（船戸時夫君） 御質問にお答えいたします。

昨年5月の主要地方道岐阜・美山線平井坂バイパスの開通後、伊自良地域がにわかには活気づき、トンネルの開通を市民の皆様とともに喜んでおります。

御質問の1点目の、通行量増加に伴う伊自良地域の安全対策につきましては、主要地方道岐阜・美山線、伊自良地域の通行車両の増加に伴い、道路幅員が狭くなる藤倉・大森地内にお住まいの小中学生や高齢者の方々など、歩行者の安全確保に向けまして、藤倉・大森地内の通行車両を少しでも減少させるために、農免道路へ迂回するよう道路案内標識を本年5月に設置しました。これにより、地元以外のふなれのドライバーが迂回するようになったとお聞きいたしております。

なお、同路線の伊自良支所から農免道路の入り口までの約700メートル区間は中学生の通学路となっていることから、平成12年ごろ歩道整備を行っておりますが、今後同路線の歩道設置の事業採択は難しい現状となっております。また、伊自良支所から主要地方道関・本巣線までの区間は、岐阜県公安委員会により制限速度40キロメートルに規制されております。規制標識も14本設置されています。主要地方道としての位置づけ等と安全性のバランスをかんがみますと、適正な判断の規制速度ではないかと思っております。

一方で、交通マナーが守られていないようであれば、当局に対して取り締まりを強化してもらうように要望することもできますが、以前、地元の御理解が得られなかったという経緯もあるようですので、地元におかれましてよく検討していただきたいと思っております。

次に、2点目の御質問でございますが、伊自良川の河川管理道路の整備推進状況でございます。旧伊自良村当時から小中学生の通学路、あるいはサイクリングロード等としての位置づけのもと整備をしてまいりましたが、当道路は基本的に1級河川伊自良川の河川管理道路でございます、岐阜県が管理するものであります。平成20年度には、平井地内から掛地内にかけて約260メートルほどを岐阜県にて舗装整備をしていただきましたので、現在の整備率は約80%となっておりますが、掛地内から上願地内の約590メートル、上願から大門地内の約400メートル及び小倉地内で約500メートルが未整備となっております。この区間には、普通河川の合流箇所が3カ所あり、河川道路が寸断しておりますので、橋梁を整備しなければならないという課題があります。市といたしましても、小中学生並びに市民の皆さんが安全・安心して歩行できますよう、伊自良川の河川管理道路の舗装整備を岐阜県に対して要望しておりますが、県の財政も厳しくなっ

おり、こういった箇所についてすぐに事業の推進を図ることは厳しいと考えておりますが、引き続き要望してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 答弁では、主要道路の岐阜・美山線の幅が狭くなる藤倉・大森地区を迂回するように標識を設置したら、それなりに効果もあったというお話でしたが、主流は、岐阜方面に向かう車はなかなか迂回することは期待できない、そういう状況であります。農免道路の計画には、四ツ辻を通らなくても七日市へつながるといような計画案が出されていると聞いております。早くつないでいただきますように、また、伊自良川管理道路の整備は、先ほどの答弁にもありましたように、小中学生の通学路としても重要な位置ということを確認されておりますし、本市が位置づけております文化ゾーン、あの中心に周囲5キロの安全・安心な歩行者の憩いの道ともなるわけでございます、事業効果は高く評価されるものであると思います。さきの農免道路とあわせて県に強く早期完成を地域住民は切望しておることをお伝えしまして、次の質問に移ります。

市政座談会について、昨年第1回の市政座談会が市内6会場で開催されました。市民からは市長と間近に話げできた、今までなかった新しい試みでよかったなど、市民から評価する多くの意見を聞くことがあります。しかし、一方では、知らなかったとか、役職関係者が多くて一般市民の参加が少ない、女性の発言がないとか、座談会なのに、会場が対面式だったので意見が出しづらいなどの意見も聞かれました。昨年の実績と今年度の計画を含めた内容等をお尋ねいたします。

1点目は、昨年の参加者数。2点目として、各会場で出された内容など、どう整理、対応されたか。3点目、今年度の計画について総務部長にお尋ねいたします。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

昨年の10月21日から11月14日までの間に、各地域の6会場で市政座談会を開催しましたところ、議員各位や各自治会長さんを初め、大変多くの市民の皆様にご参加を賜り、貴重な御意見を伺うことができました。この座談会につきましては、市の自治会連合会より、市政の報告と、市民の方々と市長の意見交換会の場を設けたらどうかとの御提案をいただき、市といたしましても、町村合併して5年が経過しており、第1次山県市総合計画のもと各位の御理解、御協力により、各事業がおおむね順調に推移している旨の報告をさせていただき、時期でもありましたので、自治会連合会と共同という形で開催を

させていただいたわけでございます。

市政座談会開催の御案内は、自治会連合会から各自治会長さんに周知をしていただくとともに、広報の10月号で紹介をさせていただき、各地域の開催日においては行政無線でもお知らせをいたしましたので、市民の皆様には十分お知らせできたものと認識しておりますが、会場の設定や雰囲気御意見が出にくい点があったことにつきましては、人数の関係や内容にも要因があると考えておりますので、今後の課題と考えております。

参加人数でございますが、乾、富永、西武芸地区が89名、北山、葛原、谷合、北武芸が76名、伊自良北、伊自良南地区が85名、桜尾、大桑地区が91名、富岡梅原地区が77名、高富地区が102名で、合計520名でございます。1会場平均87名ほどの方に御来場いただきました。各会場で出された御質問等についての整理、対応につきましては、総務課で御意見、御質問を取りまとめまして、市の幹部職員より各担当課に周知をいたしましたので、それぞれの内容を確認し、早急に対応がなされた、あるいは今後の検討課題とされたものであります。

今年度の計画につきましては、自治会連合会の御意見を伺いながら検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 昨年の座談会は、市長以下幹部職員の方15名という大部隊でありました。今後は小回りのきく少数化も検討されたらよいのではないかと考えております。物々しく構えるのではなくて、気軽に話が語られる、また、参加してよかったとか、次回も参加したいと評価してもらえそうな工夫、持ち方というものを期待するものであります。

そこで、市長にお尋ねをいたします。1つ目として、昨年の座談会についてでございますが、市長自ら陣頭指揮をされて市内6会場を回られました。その感想はいかがでしょう。2つ目は、今後の座談会についてでございますが、大規模な座談会ではなく、地域格差が取りざたされている小規模ごとに座談会を設けて、市長自ら地域に出向かれて、日常生活の苦労や大変さを実感していただく中で、各地域が抱える悩み、問題など、地域の皆さんと一緒にひざを突き合わせて解決策を考えていただく、そういう首長の姿勢は、市民から大きな期待と絶大な信頼が寄せられるものだと考えます。今後の考えをお尋ねいたします。

議長（後藤利丸君） 平野市長。

市長（平野 元君） 御質問にお答えします。

昨年の市政座談会につきまして、議員の皆様方に大変お世話になりまして、何となく無事に終わったという感想を持っております。昨年の市政座談会では、市の幹部職員とともに出席させていただきまして、各担当部長から重要施策につきまして御説明をさせていただき、その後に市民の皆様方から御意見や御質問を賜ったわけでございます。それぞれの地域に伺うとともに、初めていろんな意見をいただきまして、貴重な御意見も数々あったこととおっしゃる次第でございます。こうした意見をできる限り今後の市政に反映していきたいのはもちろんでございますし、そういうふう感じた次第でございます。

また、地元の市議会議員の皆様や市の幹部職員が多数出席していたということで、市民の皆様から活発な御意見が出にくかったというような声も、今、御発言がございましたし、私どもとしまして、そんな意見を聞いております。今後の反省点でございますので、その点につきましても十分意を尽くして今後の対応をしていきたいというふうに思っております。

私の考えのほか、各担当部長などよりその場である程度の回答もさせていただいたということもございますので、そういった内容を市役所全体で共有できたことはよかった点ではなかったかと思っております。いずれにしましても、この市政座談会は、市の自治会連合会長さんはもとより、各地域の自治会長の御協力があって開催できたものでございますので、今後につきましても、そういった点について十分御相談申し上げて検討してまいりたいと考えております。

また、今、少数化といいますか、少数な意見ということで、地域とか人数を区切って、そういった小規模な座談会等を設けたらというようなお話もございました。大変、そういった面も意義があることかと思っておりますが、やはり今申し上げましたように、この辺につきましても各自治会長の意見等いろいろお聞きし、そうした市政座談会を開く開催の仕方につきましては、今後また自治会の皆様方とも十分協議をしながら、よりよき座談会になるように検討してまいりたいというふうに思っております。

いずれ、市の自治会連合会の会議もあるようでございますが、そういった中で御検討いただけるものと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。いずれにしましても、そういった関係で、市政座談会の意見は非常に貴重でございますので、そういった面を市政に反映していくのはもちろんでございますし、第2次の山形市の長期計画につきましてもそういった面を加味しながら検討してまいりたいと思っております。

以上、御答弁とさせていただきます。

議長（後藤利彦君） 宮田軍作君。

6番（宮田軍作君） 市長の前向きな答弁に喜んでおりますが、私の持論でございますけれども、行政の1年のおくれは末端で5年おくれと考えております。各種事業の推進、そして、その成果向上には、その地域住民の行政に対する理解と協力は不可欠だと思っております。各地域での市政座談会が魅力ある内容になり、より身近な市政に寄与でき、より開かれた市政の実現に市長の手腕を発揮されることを大いに御期待申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（後藤利利君） 以上で宮田軍作君の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。議場の時計で11時まで休憩をいたします。

午前10時46分休憩

午前11時00分再開

議長（後藤利利君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告順位3番 石神 真君。

2番（石神 真君） それでは、通告に従って質問をいたします。

まず1点目は、西武芸小学校、富波、乾小学校の統合の進捗状況と、富波、乾小学校の校舎等の統合後の利用についてはということで、教育長並びに各部署の方にお答え願いたいと思います。

以前、私は平成19年第4回の定例会の一般質問で、小学校、中学校適正規模推進計画についての質問をさせていただきました。当時、教育長におきましては、見事丁寧に御答弁をいただき、大変感動いたしました。今回は、その第2段ではありませんが、西武芸、富波、乾小学校の統合の進捗状況、あとは先ほど申しましたが、富波、乾の2校の小学校の後の活用についてお尋ねをいたします。

まず1点目ですが、美山小学校という名前に決まりました。その統合に関する協議の進捗状況と、今後に残された課題はどうか。それと、もう一点、統合後の小学校の活用において今後どのように考えておられるか、教育長にお尋ねいたします。

議長（後藤利利君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 御質問にお答えいたします。

平成22年4月、美山小学校の開校に向け、山口市立西武芸・富波・乾小学校統合委員会が昨年より審議を重ね、課題を一つ一つ解決してまいりました。新しい学校が開校するためには、想像以上の課題があり、一つ一つ丁寧に地域の関係者、保護者、学校関係者が部会で協議を重ね、統合委員会が承認をして進めております。校名につきましては、全市民から公募をし、慎重審議の結果、校名案を決定し、昨年の第4回議会定例会にお

いて議決していただきました。校章につきましても公募を行い、案が決定いたしましたので、専門家による最終調整を実施しておるところでございます。

また、通学路につきましては、児童の安全を最優先に、体力の側面からも検討を行い、通学方法等について審議を進めております。その他、校歌、教育課程、PTA規約、体育等の服装、通学時の帽子、閉校式等、多岐にわたる内容であり、関係者が英知を集めて進めておられます。校舎等につきましては、本年度第2期工事により2教室の増築、耐震補強、職員室、特別教室の移動改修、トイレの増築等を実施し、美山小学校児童の学びやの全貌を美山中学校の竣工式のころには皆様方にごらんいただけるものというふうに思っております。

開校に当たりまして、最も大きな課題は、3校の児童の心の問題でございます。子供たちが新しい学びやで、新しい仲間とともに、伸び伸びと切磋琢磨して学習していくためには、学校間の連携と保護者、地域の方々の温かい見守りが大切であります。このために、昨年度は低学年を中心に相互の学校を訪問し、交流学习を展開いたしました。この5月29日には、御案内もあったかと思いますが、新聞でも報道されましたアウトリーチ事業でワールドパーカッションバンドによる演奏を3校合同で鑑賞いたしましたように、本年度も交流学习はもとより、共同で音楽鑑賞や観劇等の行事を実施するとともに、バス通学の試験的な運行や新しい校舎での保護者・児童への学校説明会を企画いたしております。

また、富波小学校、乾小学校につきましては、児童は学びやを去るその日まで美しく磨き、学びやの歴史を閉じる予定でございます。母校の恵み、母校の誇りが児童一人一人の心の中に確かなものとして位置づくことを願って進めております。

統合後の校地、校舎につきましては、全市的なまちづくりの観点から、庁内プロジェクトチームにより有効、有益な活用方法を検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利彦君） 石神 真君。

2番（石神 真君） また今回も丁寧に御答弁いただき、まことにありがとうございます。また、一部では、先ほど通学路の整備ということで予算もつけていただき、富波小のほうでは父兄のほうも喜んでおられると思います。

それでは、再質問でございますが、ただいまの庁内プロジェクトによる有効、有益な活用方法との御答弁でしたが、学校等についてのこのプロジェクトチームの名前とか、また、活用方法を検討しているということでございましたが、この内容についてもう一度詳しく具体的にお答え願いたいと思いますが、これは総務部長でよろしかったかな。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えをいたします。

議員も御承知のように、山県市におきましては、これまでも小中学校の統合等により、学校機能を廃止した建物等の利活用を図ってきたところでございます。また、全国的にも、少子化に伴う児童・生徒の減少などから学校機能を廃止した学校が、平成16年度では576校に及んだということでございます。

こうした状況の中、さまざまな学校施設の利活用の方法が全国各地においても検討されております。山県市におきましても、統合により学校機能が廃止される富波小学校及び乾小学校の利活用を検討するための検討委員会を平成20年12月に設置したところであります。これが議員が言われるところのプロジェクトチームで、正式な名称は山県市立富波小学校及び乾小学校施設跡地利活用検討委員会、メンバーは各部署から選出された市職員10人をもって構成しております。また、検討されている活用方法でございますが、両小学校で23の活用提案がなされまして、その中で検討を行った結果、現時点では、富波小学校を教育センター的な機能を持たせた施設に、また、乾小学校を農産物の加工やそば打ち体験が行える施設を、J Aぎふとともに検討いたしておるところでございます。

さらに、富波、乾の両小学校を効果的に活用していくためには、改修の工事費、今後のランニングコスト、今後の効果なども検討する必要があることから、こうしたことも現在検討をいたしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 石神 真君。

2番（石神 真君） ありがとうございます。いろいろ効果的なことも考え、検討しているというお答えでございましたが、再々質問として、今の富波小学校では教育センター的な施設と、また、乾小学校ではJ Aぎふなどと協議をして農産物の加工などで、まだ中身的には煮詰まっていないということではありますが、これから煮詰めていくとのお答えでしたが、できる限りフル活用していただける内容を検討していただけるとありがたいと思いますが、それでは、今までに小学校、あるいは中学校、統合した廃校施設となった学校の転用後の状況など、平成20年度の市内の利用状況を見ましても余りすぐれているとは思いませんでした。なぜなら、中でも旧の美山北中学校、それと、葛原小の共同研究室ではゼロ人、また、北山の交流センターでは395人で、グラウンド利用だけでは旧の北中学校で3,187人、葛原小学校では340人の利用がありますが、建物の利用は全くなく、旧の北武芸小学校のみやまジョイフル倶楽部においては、建物とグラウンドの両方で約9,700人の利用があります。だからこそ、私が特に思うことでありますが、富波

小学校、乾小学校が今後廃校するに当たり、日常的に人が出入りのできる活発な利用方法を重ねてお願いしたいと思いますが、また、その他の廃校施設の利用が少ないというものに関しましては、市で検討している工業用地の促進などにおいて、その他の活用として売却などをしてはどうかという1つの案などを考えておられないのか、再々質問の総括として、全体を見通した中で副市長にお答え願いたいと思いますが、よろしくお願いいたします。

議長（後藤利彦君） 嶋井副市長。

副市長（嶋井 勉君） 再々質問にお答えさせていただきます。

過去に学校機能を転用されております施設は、それぞれそれなりの役割を果たしていると思いますけれども、議員が言われますように、決して利用頻度が高いとは言えない状況でございますので、来年度廃校予定であります富波、乾両小学校の転用施設につきましては、利用頻度、投資効果、管理経費などを考慮した上で、極力人の出入りが多くなる施設にするように検討を重ねてまいりたいと思っております。

御質問の、利用頻度の低い廃校施設の民間への売却についてでございますが、従来民間への無償貸与及び無償、あるいは有償譲渡した場合、国庫補助金の返還という制約がございまして、民間への譲渡等の方法を敬遠してきた、そういう経緯もあるかと思っておりますが、平成19年度の国の改正によりまして、民間への有償譲渡の場合でも、相当緩和されてきております。こうしたこともございまして、先ほど総務部長が申し上げましたとおり、検討委員会の中でも企業誘致を含めた売却といった案も出ております。実際、北海道ではインターネット競売を行った学校施設もあると聞いております。

さしずめ地域の活性化に一役を担っていただける企業の誘致という観点から、今後廃校施設の民間への譲渡といった方法も、地域活性化のための重要な1つの手段ではないかと考えております。よろしくお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利彦君） 石神 真君。

2番（石神 真君） ありがとうございます。

それでは、今まで3部署の方にお答えいただきましたが、今後、切磋琢磨し、やっぱり市の施設でありますので、市の施設は有効に使っていただき、また、利用頻度の少ないものに関しては、財政難でありますので、利用活用が十分できるように検討していただきたいと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

今回、もう一点のことに関しましては、税の徴収対策の充実な体制は、それと以前、広報にも預金、土地などの差し押さえ件数などを記載されておりましたが、最近では具

体的な数字がなかなか出されていないようでありました。そのため、私が5月でしたか、担当課のほうに参りまして、最近広報にも出ていないですけどどうですかということでございましたら、早速6月には広報のページに載せていただきましたので、ありがたいと思いましたが、自主財源の確保が難しい今の時代、この山県市においては税の滞納者及び滞納額も増えているのではないかと思います。

昔から、正直者は何とかということわざもございますように、まじめに納めている人と、言い方は悪いかと思いますが、税を納めていない人、いろいろ理由はあると思いますが、不公平ではないかと思ひまして、そこで、現在の状況はどのようになっているのか市民部長のほうに3点ほどお尋ねしたいと思ひますが、その中で1点、前年度に対しての収納の比率及び金額など。2つ目に、滞納者に対しての対応はどのようにされているのか。3点目、差し押さえられた物件等についての処理、処遇はどのようになっているのかお尋ねいたします。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

1点目の、前年度に対しての収納比率及び額でございますが、前年度分、平成20年度分の市税収納率は97.9%、収納額は31億4,950万1,601円でございます。それから、国民健康保険税の収納率は93.6%、収納額は8億427万7,360円です。それから、平成19年度は市税の収納率は97.9%、収納額は32億310万2,965円です。国民健康保険税の収納率は95.0%、収納額は9億7,187万4,735円でございます。比較しますと、市税は、収納率は同じですが、収納額で5,360万1,364円減少しております。国民健康保険税では収納率で1.4%、収納額で1億6,759万7,375円減少しております。

次に、過年度分、平成20年度、市税の収納率は18.3%、収納額が4,137万4,153円です。国民健康保険税の収納率は23.3%、収納額は4,716万6,311円です。平成19年度は市税の収納率は27.0%、収納額は6,016万960円です。国民健康保険税の収納率は23.1%、収納額は4,894万9,634円です。比較しますと、市税では収納率で8.7%、収納額で1,878万6,807円減少しております。国民健康保険税では収納率で0.2%増加し、収納額で178万3,323円減少しております。

2点目の、滞納者に対しての対応でございますが、税の公平・公正など租税秩序の維持のため、徴収活動の基本方針として、滞納者自らの責任で納付する自主納付制度の確立を図る取り組みが必要であると考えております。そのため、税務課に徴収対策室を設置し、職員の意識改革を図る中で、滞納者に対しても個別訪問や面談を基本とし、自主納付の動機づけに力点を置く活動を展開しているところでございます。

具体的には、催告書による納付を厳守し、納付指導を継続し、同時に財産調査を行っております。また、失業、病気、事業不振、倒産等の自分だけの責任でない理由による滞納については、分割納付や法令による執行停止、納税の猶予での対応を行っています。さらに、納付及び納税相談がない、分納誓約を守らない悪質滞納者に対しては、差し押さえ等の滞納処分を実施し、税収の確保に努めています。

3点目の、差し押さえられた物件等についての処理についてでございますが、平成20年度の滞納処分数は、預貯金で97件、所得税還付金5件、給与5件、売掛金1件、生命保険3件、不動産6件、動産2件の計116件の差し押さえと、競売、破産等による交付要求23件の、合計139件です。

すぐに換価できない動産はインターネット公売を実施し、平成20年度は1件売却し、換価しました。また、不動産は既に抵当権の設定を行われていたりして、公売することが難しいのが現状です。今年度は岐阜県が行う合同公売に参加する予定でございます。今後におきましても、市民の皆様の税負担の公平を図るため、誠意のない滞納者には滞納処分を実施し、税の収納確保及び徴収率の向上に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 石神 真君。

2番（石神 真君） 詳しく金額のほうまでお示しいただきまして、ありがとうございました。

今の答弁の中でですが、1点目のお答えの中でですが、収納に対しては数字を入れてのわかりやすいお答えでしたけども、これに対して国保税の未納ということが答えられました。国保税の未納が多いが、国保運営には支障がないのか。

それと、もう一点、3点目のほうでございますが、インターネット公売とのことでございましたが、インターネット公売についての中身はどうかと、その公売が難しい理由はなぜ難しいのか、もう一度お答え願いたいと思います。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 先ほどの答弁の3点目の差し押さえの件数の中で、給与を5件と言いましたが、3件に訂正願います。それと、生命保険を3件と言いましたが、2件でございますので、よろしく願います。

再質問にお答えします。

1点目の、国保税の未納が多いが、国保運営に支障はないかについてでございますが、現年分に係る収納額の単純な比較では、先ほど申し上げましたように、1億7,059万7,375円の減少となるわけでございますが、これは議員も御承知のことと存じますが、平成20

年度に医療制度改革により後期高齢者医療制度がスタートしたことにより、賦課金総額そのものが減少しておりますので、別の視点から説明させていただきます。

平成19年度現年分の未収額は5,140万3,565円、平成20年度現年分の未収額は5,505万7,240円で、収納額が365万3,657円減少したこととなります。過年度につきましては、医療制度改革の影響はありませんので、先ほど申し上げました収納額178万3,323円の減少となり、現年分、過年分を合わせて543万6,998円が実質の減少となります。

いずれにしましても、100%収納、満額収納でなければ国保運営事業に支障を来すこととなりますので、先ほど答弁しましたように、公平・公正の立場からも収納確保及び収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

2点目の、インターネット公売についてでございますが、ヤフー株式会社がインターネット上で提供するYahoo!オークション、官公庁オークションを利用し、滞納者から差し押さえ財産を公売するもので、広く公売情報を周知することができる、多数の入札者を確保できるなどのメリットがありますが、ただし、入札額の3%の手数料が発生します。

次に、不動産を換価することが難しい理由でございますが、差し押さえた物件に法定納期限等以外に抵当権が既に設定されていた場合、物件が公売されたときの税への配当順位が後になり配当が得られにくいことで、しかし、差し押さえることによって税が単に時効となることがなくなります。今後は厳格な滞納処分を実施し、さらに徴収率のアップに努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 石神 真君。

2番（石神 真君） ありがとうございます。なかなかインターネットに関しても手数料も取られると。また、不動産の換価に際しましては、一般の方ではなかなかわかりにくいような対処をとられているということでありましたが、対策室もあることですので、市のため、今の時期苦しいかと思いますが、目いっぱい努力していただき、市のために頑張ってくださいと思います。私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤利利君） 以上で石神 真君の一般質問を終わります。

通告順位4番 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、通告しております2項目について質問いたします。

初めに、H i bワクチンの公費助成についてお伺いいたします。

H i b ワクチンの H i b とは、インフルエンザ菌 b 型のことです。この H i b や肺炎球菌などが引き起こす細菌性髄膜炎で、国内では年間約 1,000 人の子供たちが自然感染で発症し、患者の 25%、4 人に 1 人に聴覚障害など重い後遺症が残り、5 % の患者が死亡する深刻な病気です。子供の細菌性髄膜炎の原因は、インフルエンザ菌 b 型の H i b によるものが約 6 割、肺炎球菌によるものが約 3 割だといわれています。対処法として、髄膜炎にかかる前のワクチンによる予防が非常に有効だと言われています。

H i b ワクチンは、現在、100 力国以上で使用され、90 力国以上で定期予防接種されています。アメリカでは約 20 年前に導入され、H i b 感染症の罹患率は 100 分の 1 に減少しているそうです。そのほかの国でも、定期接種することで H i b による髄膜炎が劇的に減少していると言われています。

平成 10 年に W H O が乳児への定期接種を勧告しています。我が国においては、平成 19 年 1 月に承認され、昨年 12 月から供給が開始されましたが、任意接種で全額自己負担となっています。費用は 1 回当たり 7,000 円から 8,000 円で、合計 4 回の接種で約 3 万円となります。高額な自己負担となるため、接種費用の公的助成を行う自治体が増えていきます。昨年の 12 月の H i b ワクチンの供給開始と同時に助成をスタートさせた宮崎県の市町では、ワクチンの効果が非常に高い、国内では幼い子が命を落とし、後遺症が残る率も高い、こうした悲劇をなくしたいと話されています。

また、少子化対策の観点から、接種費用の全額助成を開始した市町もあります。そしてまた、1 回当たり 5,000 円程度の助成をしている市町もあります。岐阜県内ではことし 4 月から大垣市が助成を始めています。未来を担う大切な子供たちの命を守るため、本市においても子供たちの命を細菌性髄膜炎から守る H i b ワクチンの接種に助成をしていくことが必要と思いますが、どのようにお考えでしょうか。保健福祉部長にお伺いいたします。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

初めに、予防接種は、疾病の感染予防、発病防止、症状の軽減、病気の蔓延の防止などを目的として予防接種法に基づいて行われております。

予防接種法では、定期予防接種は市町村の責任のもと行われていますが、定期予防接種以外の予防接種は任意予防接種となります。H i b ワクチンは細菌性髄膜炎を予防するのに有効であると考えられておりますが、任意予防接種であります。任意予防接種には、そのほか、水痘、おたふく風邪、インフルエンザ、肺炎球菌などがあります。

H i b ワクチン導入前では、全国で約 600 人の子供が H i b による重症感染症にかかり、

年間二、三十人が死亡し、100人ほどの子供に後遺症が残るという状況であると報告されております。H i b ワクチンは、アジア、アフリカを含む90カ国以上で定期接種になっていますが、我が国での導入は大幅におくれ、平成19年1月26日、厚生労働省によって製造販売が承認され、昨年12月に供給が開始されました。現在は、H i b ワクチンを接種しようとしてもワクチンの供給量が少なく、希望しても数カ月待つてようやく接種できるような状況であります。

さて、H i b ワクチンの公費助成を行っているのは、県内21の市の中では大垣市のみで、全国的に見ても助成している自治体は少ないような状況であります。任意予防接種は、子供の周囲の環境や家族の状況などを考慮して、受けるかどうか保護者が任意に選択する予防接種です。そういったことから、任意予防接種の中でH i b ワクチンだけを公費助成することは現在のところ考えておりませんが、細菌性髄膜炎を予防する手段として、ワクチンの接種のP Rを健康診査時や広報紙を通じて啓発していこうと考えております。

今後、H i b ワクチンの供給が容易になり、定期予防接種化になった場合など、国の動向や他市の状況、市の財政状況などを勘案しながら、公費助成につきましては判断してまいりたいと考えております。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今のお答えで、H i b ワクチンの接種が細菌性髄膜炎から子供を守るのに非常に効果が高いとの認識をしておられることは理解するところです。そして、現在はH i b ワクチンの供給量が少なく、希望しても数カ月待つてようやく接種できるような状態であるとのことでした。これは、昨年12月から供給が開始され、急激に接種が広がっていることも要因の1つだと思いますが、今、全国各地から国へ供給を満たすようにと要望が出されています。今後、供給量は増加していくものと思います。また、定期予防接種するようにとの要望も出されているところです。

そこで、任意予防接種の中でH i b ワクチンだけを公費助成することは考えていないが、細菌性髄膜炎を予防する手段としてワクチンをP Rしていくとのことでした。P Rは大いにしていきたいと思えます。また、県内では大垣市のみ助成となっている、全国でも助成している自治体が少ないとのことでした。子育て支援として考えていく場合に、他市町村との関係は大切なことと思えますけれど、山県市に多くの若い世代の方々に経済力の格差なく子育てができ、定住していただくための特色ある独自の子育て支援の1つとして、H i b ワクチンだけでなく、インフルエンザなど、任意接種についての

助成は必要だと思いますが、いかがでしょうか。保健福祉部長に再質問いたします。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

議員の御指摘のとおり、H i bワクチンについては世界各国で既に実施されておりますし、その有効性についても、小児科医を初め、高く評価されているというふうに認識しております。しかし、現在は、任意の予防接種ということで被接種者及び接種医の2人の間での相談によって判断されるという仕組みになっております。そのため、保護者の価値観によって優先順位も異なるということもあり、一概に行政が決定するという難しい面も持っております。いずれにいたしましても、行政も財政面を考慮しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） いろんな面で検討しなければならないという答弁だったかと思いますが、早い時期にこういった点も検討していただいて、準備をしていただきたいということを要望して、次の質問に移ります。

次に、女性の健康支援策について伺います。

乳がん検診プロジェクトとして、余命1ヶ月の花嫁・乳がん検診キャラバンが昨年から行われ、ことしも千恵さん号が桜前線とともに3月末に沖縄をスタートし、5月22日、北海道札幌会場まで29会場で約3,000人の20代、30代の女性が受診をし、キャラバンを通して早期発見の大切さを啓発していきました。これは、乳がんを発症し、24歳6カ月で生涯を閉じなければならなかった長島千恵さんの、若年性乳がんについてもっと知ってほしい、若い人に自分と同じ思いを味わってほしくないとの遺言から始まったそうです。

今、国においても、経済危機対策に公明党が取り組んでいる女性サポートプランで主張する女性の健康支援策やがん対策が盛り込まれております。女性サポートプランは、女性の一生を総合的に支援する丸ごと応援する政策です。このプランで健康パスポートの発行を提案しています。健康パスポートは、予防接種や治療歴、健康診断などの情報を記録するものです。病気やけがなどで治療を受ける際には、医療機関にとって大きな参考になります。そこで、女性の健康を応援するための本市の積極的な取り組みをお伺いします。

1点目に、女性の健康支援対策事業が大幅に拡大され、乳がんや骨粗鬆症などの予防に役立つ事業を展開し、健康パスポートの発行や女性の健康実態調査、がん予防と連携した取り組みが各地で実施されています。本市の取り組みについて伺います。

2つ目に、厚生労働省が5月29日に発表した市区町村1,818地域におけるがん検診の実施状況等調査結果には、集団検診において自己負担を1,000円以下で実施している市区町村は、子宮がん検診で75.6%、1,182自治体、乳がん検診で48.1%、805自治体。個人検診において1,000円以下で実施している市区町村は、子宮がん検診で42.9%、471自治体、乳がん検診で42.1%、350自治体となっています。大半の自治体が自己負担1,000円以下で実施をしています。本市においては、子宮がん検診が1,600円、乳がん検診が1,400円となっています。本市のがん検診受診者数は年々減少しております。自己負担の金額も減少理由ではないかと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

3点目に、新経済対策では、子宮がん検診で20歳から40歳まで、乳がん検診では40歳から60歳までの間、それぞれ5歳刻みの対象者の検診無料化、無料クーポンの配付が打ち出されています。本市の取り組みについてお伺いをいたします。保健福祉部長にお尋ねいたします。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

女性の健康づくり推進につきましては、昨年度から厚生労働省による女性の健康づくり推進懇談会が開かれ、国民運動としての普及、啓発の推進について議論が始まりました。この懇談会では、分野別にワーキンググループを設け、女性の健康に関する全国調査の実施や、女性の生涯健康手帳の作成などについての検討が進められています。

検討は二、三年の中長期ビジョンで続けられ、男女の差による健康課題の違いが明らかとなれば、5年後の特定健診、保健指導の見直しに反映されることが予想されているとのことです。このように、国において女性の健康づくり推進について検討が始まったところであり、市におきましても、国の検討結果に基づいた指針が出された時点で見直しを行っていきたいと考えております。

御質問の1につきましては、現在、市では子宮頸がん検診及び乳がん検診の対象年齢を拡大して実施しています。厚生労働省の指針による対象年齢は、子宮頸がん検診は20歳以上、乳がん検診は40歳以上ですが、本市では、対象年齢未満の若い方にも実施いただいております。また、昨年度より子宮頸がん検診と乳がん検診の集団検診を同時に実施できるように設定いたしました。今年度からは、胃がんや大腸がん、肺がん検診とも同日に受診できる日程を設定するなど、実施しやすい体制づくりも努めております。

議員御提案の健康パスポートについては、市では、男女を問わず各種健康診査やがん検診を受診された方に対して検診結果や健康づくりに関するリーフレット等をとじ込み、自身の健康管理や治療を受ける際のデータとして役立てていただけるよう、バインダー

タイプの健康手帳を発行し、活用を実施しております。

次に、質問2につきましては、平成17年以降、受診者が減少しておりますが、これは平成16年に子宮頸がん及び乳がん検診について、前年度の検診結果が異常なしの場合には、被曝問題や費用対効果の観点から、隔年受診が適切であるという国の指針が出されたことから、市におきましても、市民の皆さんにこうしたPRを行ってきたものと考えております。また、個人負担を増額した20年度と平成19年度の受診率を比較してみると、乳がん検診については1,259人から1,192人に減少していますが、子宮頸がん検診は955人から971人と、わずかながら増加しておりました。こうした状況から考えますと、一概に個人負担金が受診者数に影響を与えているとは言えないように思われます。

質問3につきましては、国の平成21年度補正予算にて実施する女性特有のがん検診推進事業で、一定の年齢に達した女性に対し、子宮がん検診及び乳がん検診の個人負担額分を免除することによって、検診受診率の向上を図るものです。具体的には、子宮頸がん検診は20歳、25歳、30歳、35歳、40歳の方、乳がん検診は40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の方全員に個人負担金を無料とするがん検診無料クーポン券及びがん検診の必要性などが掲載されている女性のためのがん検診手帳を、検診日程表とともに郵送します。

市におきましても、これら事業の実施について検討を進めており、今議会に補正予算案として上程したところでございます。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 今のお答えで、本市ではバインダータイプの健康手帳に検診データをとじ込んで健康管理に活用しているということでした。この健康手帳には、生まれてからの健康状態は記載されている状況ではないと思います。特に女性は思春期、妊娠、出産、更年期と生涯にわたってホルモンバランスが大きく変わり、女性特有の疾病の情報や知識を得ることができれば、安全な出産や女性特有の疾病の予防などに対応しやすくなると思います。そこで、一生涯の健康管理をする健康パスポートとも言える女性の生涯健康手帳が必要と思うわけですが、これについては国の施策の進捗にあわせて検討していくということでしたので、早期の実施を要望しておきたいと思います。

次に、女性特有のがん検診推進事業の詳細について伺いをいたします。

1点目に、本市の子宮頸がんと乳がんの検診対象者はどのくらいあるのでしょうか。また、対象年齢の基準はいつでしょうか。

2点目に、実施基準日が6月1日となっておりますが、ことし4月より基準日までの受診者への対応はどのようでしょうか。

3点目に、乳がん検診のマンモグラフィー検査は無料となっていますが、エコー検査の費用はどのようでしょうか。

4点目に、21年度限りの予算であります、今後の実施についてはどのようでしょうか。

5点目に、無料クーポンの他市町村での使用はできるのでしょうか。

6点目に、受診率の目標はどのくらいとしておられるのでしょうか。

7点目に、無料クーポンの使用期限が6カ月間とされていますが、有効期限の2カ月前ぐらいに再度の受診勧奨通知を発行してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

8点目ですが、無料クーポンの発送はいつごろになるのでしょうか。

以上、8点について保健福祉部長に再質問いたします。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

質問1につきましては、子宮頸がん検診については840人、乳がん検診については1,135人となっています。また、対象年齢につきましては、平成21年4月1日を基準日として子宮頸がん検診は20歳、25歳、30歳、35歳、40歳になっている人が対象となります。乳がん検診につきましては、40歳、45歳、50歳、55歳、60歳になっている人になります。

質問2につきましては、国会で否決されたことしの5月29日以前に受診された方には償還払いとさせていただきたいと思っております。

質問3につきましては、今回の国の補助対象検査にはエコー検査はなっておりませんが、市の持ち出しで実施していく予定でございます。

質問4につきましては、来年度以降については国の指針に基づき実施していきたいと考えております。

質問5につきましては、市が契約を結んでいない検診機関は対象といたしません。

質問6につきましては、一応目標は50%を目標としております。

それから、質問7につきましては、再度受診勧奨することは現時点では考えておりません。

質問8につきましては、議決いただいた後、7月中には発送する予定でございます。

以上をもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 尾関律子君。

4番（尾関律子君） 以上の8点についてお答えをいただきました。子宮頸がん検診と乳がん検診の両方の無料クーポンが使用できる40歳の方は今年度中に41歳になられる方、そして超音波検診も含まれる、また、市が契約を結んでいる検診機関以外の使用はできな

い、4月から6月1日の基準日以前の受診者には償還払いがある等々、詳細がよくわかりました。無料クーポンの発送については、全国で一番早く岐阜県の安八町が実施をされております。本市も7月中には発送になるとのことでしたので、対象年齢の方の受診率50%目標が超えられるようにPRをし、推進を希望して質問を終わります。ありがとうございました。

議長（後藤利彦君） 以上で尾関律子君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後1時より再開いたします。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

議長（後藤利彦君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位5番 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） それでは、通告に従いまして、御質問をさせていただきます。

本年3月定例会におきまして、私は、高齢化社会が一段と進む中、民生費の増加に伴う財源確保について質問をさせていただきました。今回は、その一環として介護保険事業、老人福祉事業関連について保健福祉部長さんにお尋ねをいたします。

さて、先日、山県市高齢者福祉計画、介護制度の概要と山県市の現状についてが、平成21年度から23年度にかけての3カ年計画が示されました。そこで、高齢者福祉の基本構想による基本計画につきましては、大変な事業ではございますが、この事業が計画倒れになったり、また、必要であると言うだけで終わることにならないよう、しっかりと実行に移してもらうことをまず質問の最初をお願いしておきます。

さて、行政と住民が一体となり、みんなで安心して暮らせるまちづくりを基本目標に、いつまでも健康で暮らしたい、住みなれた地域で暮らしたい、また、いつまでも家族や仲間と囲まれて暮らしたい、だれもがそう願っておられることと思います。そこで、まず第1点目ですが、21年度から介護保険料が変わりますが、第1号、すなわち65歳以上の方及び第2号被保険者の40歳から64歳の方の保険料は、21年度分及び22年度分の具体的な保険料額の変化を御説明願いたい。また、この介護保険料が、他の市町村と比較してはどのようにしているか。

それから、2点目でございますが、この6月1現在の要支援1・2、要介護1から5の認定者数はどれだけおいででしょうか。また、その方たちの老人ホーム等の介護保健施設への入所者数及び在宅者数をお尋ねいたします。

3点目ですが、介護事業給付金は50%が公費で賄われておりますが、うち国と県と市

の負担割合の内容についてお尋ねをいたします。

議長（後藤利利君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 御質問にお答えします。

平成12年度よりスタートした介護保険制度は、高齢期を支える制度として全国的に定着してきました。しかし、制度の運用に当たっては、さまざまな問題が指摘されています。このような状況下において、昨年度、65歳以上の第1号保険者の皆様方にアンケート調査をした結果を踏まえながら、平成21年度から23年度までの高齢者福祉計画を策定したところでございます。

本計画においては、たとえ介護が必要になっても住みなれた自宅や地域で生活するという理念のもと、どうしても在宅が困難になった方への受け皿として介護老人福祉施設の増床と、高齢化の進展に伴い今後ますます増加するであろう認知症の予防施策のさらなる推進と、認知症ケア対応の小規模多機能型居宅介護や、認知症対応型通所介護サービス事業所の整備などを盛り込んでおります。

1点目につきましては、本来ならば介護保険料は3年間同一ですが、今年3月の定例会で議決いただきましたように、介護従事者処遇改善臨時特例交付金を受けて、段階的に増額するものです。

さて、第1号被保険者につきましては、平成21年度分の保険料基金額は年額4万7,790円で、平成22年度分の保険料基準額は年額4万8,510円です。年額720円の増額でございます。山県市国民健康保険に加入されている第2号被保険者につきましては、平成21年度については介護納付金分を含めた国民健康保険税率を据え置く方針のため、保険税額は20年度と変わりありません。平成22年度につきましては未定でございます。

また、第1号被保険者の他市町村との保険料の比較につきましては、岐阜県内に36の保険者があり、第4期計画期間の3年間の平均保険料基準額は年額4万7,244円であります。本市の第4期計画期間の3年間の平均保険料基準額は年額4万8,510円で、県平均より年額で1,266円高くなっておりますが、おおむね県下の平均保険料基準額を推移しております。

2点目の御質問の、要支援、要介護の認定者数は、要支援1・2の合計は175人、要介護1から5の方の合計は755人で、全認定者数は930人であります。介護保険施設入所者数及び在宅者数は、3月末の数値ですが、施設入所者の方は223名で、在宅サービスを受けてみえる方は637人であります。残りの70人の方は、介護認定は受けてみえますが、サービスを利用されていない方です。

3点目の御質問の介護事業財源の50%の公費の内訳ですが、基本的に国が25%、県が

12.5%、市は12.5%の負担であります。

これをもちまして、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） 再質問でございますが、そこで、市民まちづくり意向調査結果による、高齢者福祉などで今後力を注ぐべきことは何でしょうかという問いに対しまして、老人ホームのような入所施設の整備、また、寝たきり高齢者などへ在宅サービスの充実が上位を占めておりますが、そこで、現在、各介護保険施設の入所希望者の待ち状況は何人くらいおいでになるのでしょうか。今の待ち状況の関係によりまして、私は、入所希望者が必ずしも多いから希望を満たす十分な施設をつくれればいいかといえ、この問題は必ずしもそうとは言えないと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

また、介護が必要となった高齢者の御希望は、介護サービスを利用して自宅で家族に世話になりたいと、こういう希望をされる方が83%と大変高いわけでございますが、そこで、在宅介護に当たられます家族の方々の負担は大変大きく、御苦勞をされております。その疲勞から、夫婦、また、親子の関係でも殺すといった大変悲しいニュースもよくありますが、それからわかりますように、いかに介護の家族負担が大きいかということが言えると思います。

その負担に対しての負担軽減と、在宅介護支援者を相当手厚く補助してやり、入所者との不平等感をなくすべきだと考えておりますが、いかがでしょうか。

また、認知症予防と認知症ケアシステム構築の必要性とあわせて、今後は同一地域で暮らす住民同士が互いに支え合いながら生活していける環境づくりの必要性があるとありますが、具体的な進め方と取り組み方の計画についてお尋ねをいたします。

議長（後藤利丸君） 笠原保健福祉部長。

保健福祉部長（笠原秀美君） 再質問にお答えします。

1点目につきましては、本年度分につきましては現在調査中ですので、平成20年6月1日現在の待機者状況で報告させていただきたいと思っております。待機者は193人で、要介護度別に占める割合は、要介護度3から5の方が約51%、要介護度1・2の方が約44%、残りの5%の方は要支援1・2及びまだ認定を受けていられない方だというふう聞いております。

また、御指摘のとおり、入所希望者を満たすだけの施設整備を進めようとするれば、介護保険の給付費も際限なく増加していくことになり、それに伴い介護保険料も高額になっていきますので、市民の皆様方の御意見をお聞きしながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

本市においては、従来から介護保険制度の理念に基づいて介護保険事業を展開してまいりました。今後も高齢者の方々の思いを尊重しつつ、また、一方で介護者の方が介護を1人で抱き込まないように、たとえ介護が必要になっても在宅で生活ができるようなサービス内容の充実を図ってまいりたいと考えております。また、その一方で、施設入所の希望者の待機状況も勘案しつつ、在宅での生活が難しい要介護高齢者の居場所として、施設の整備は進めてまいりたいと思っております。

家族の方への介護支援の手当につきましては、現段階では考えておりません。介護手当等の手当を認めるということは、結果的に介護保険導入前のように、一部の方に介護の負担を押しつけることにも結びつくと考えます。

介護は、介護する人もされる人も、身体的、精神的にも大変です。そのために、お互いの人生観を大切にしながら無理なく介護することが最も大切であると考えております。そのため、介護技術はプロに任せて、家族の方には介護される方の精神的な支援をしていただけるよう、在宅での支援をしてまいりたいと考えます。

2点目につきましては、認知症の人とその家族が地域で穏やかに暮らしていくためには、周囲の人が認知症について正しい知識を持って支援や見守りなどのサポートをしていく必要があります。本市では、こうしたサポートができる認知症サポーター養成講座を行っております。昨年度は老人クラブや民生委員、児童委員の方などに8回、延べ305人の方に講座を受けていただきました。サポーター養成を行う指導者をキャラバン・メイトといいますが、本市では、このキャラバン・メイトの育成を推進しており、今年度は20名の方に指導者研修を受けていただくことになっております。

また、いろいろな人を対象に認知症サポーター養成講座が開催できるよう、広報紙への掲載や老人クラブなどの団体に働きかけを行い、さらに多くのサポーターを要請し、住民同士が互いに支え合いながら生活できる環境づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 杉山正樹君。

3番（杉山正樹君） そこで、市長にお伺いをいたしますが、今後増え続けます高齢化社会の中で、高齢者の皆さんが人生の最期を家族とともに安心して暮らせ、自分の人生はよかったな、幸せであったなという思いを持っていただける市政運営でなくてはなりません。中でも介護保険事業や老人福祉事業のかじ取りは本市にとっても極めて重要であり、難しい問題ではありますが、市長さんの御方針をお伺いし、質問を終わります。

議長（後藤利利君） 平野市長。

市長（平野 元君） 杉山議員の再々質問にお答えします。

今、老後というか、高齢者になった人たちの問題でございますが、私もそういった面につきましては、かねがね重要な問題であるということでとらえております。山梨市の福祉計画にありますように、住みなれた自宅で過ごすとか、あるいは住みなれた地域の人とともに過ごすといった、そういった理念のもとに一家団らんの家族生活ができるというのが、これは本当に理想的なものだと私は考えております。なかなかそうはいいましても、どこの家庭でもそういうふうにはいかないところに問題があるということでございます。

議員御指摘のとおりでございますが、高齢者になって健康を維持できなくなったときに、最初に直面するのはやっぱり医療と介護だというふうに私はとらえております。今後ますます増大する高齢者の医療問題につきましては、昨年発足しました後期高齢者医療制度がございます。これとてまだ全体に改善を加えるところはあるように、国のほうでも検討課題であります。いずれにしても、岐阜県でも広域連合を実施して進めておるところでございますが、安心して医療を受けられるようにするために、これをまた発展的に進めていく必要があるというふうに思いますし、また、介護につきましても、これは平成12年から始まりました介護保険制度でございます。ようやく私は定着してきたというふうに感じておりますが、特に本市では、保険者である介護保険につきましても、3年ごとに策定しております介護保険事業の計画の中で、サービスの需要、供給のバランスをとりながら、保険料とサービスの内容を協議しながら健全なる運用を図っていきいたいというふうにも思っておるわけでございます。

たしかに、この介護保険制度というのはだんだん流通してきましたが、極めて効果が上がっておりまして私は認識しておるわけでございます。また、高齢者福祉につきましても介護予防施策を積極的に実施してまいりたいと考えておりますが、具体的には本市における介護認定率は12.6%と、他市と比べて低いものの、今後ますます増加するであろう認知症予防対策、健康保持をするための各種の診察やシルバー人材センターの活用等、また、いきいき推進券事業の活用、それぞれもろもろのそういった事業を織りまぜて社会参加を推し進めていきいたいということも考えております。

何といたしましても、高齢者になったときに、健康で元気に過ごしていける方が1人でも多くあるというのが非常に望ましいことだと私は考えております。また、高齢者が家族や地域社会の中で最後まで人生を全うしていくための、元気な高齢者がちょっとした手助けや参加できる環境づくり、あるいは近隣の助け合いが有効であるような手助けの仕方等、こうした種々の声かけ、助け合いができる人間関係の醸成、構築が大切かと

いうふうにも思っております。地域福祉計画に基づいて市民と行政の協働によるまちづくりを進めて、積極的な福祉政策を進めてまいりたいと考えております。

今後とも議員各位の御協力を切にお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（後藤利丸君） 以上で杉山正樹君の一般質問を終わります。

通告順位 6 番 上野欣也君。

1 番（上野欣也君） お許しをいただきましたので、質問書に即して質問をさせていただきます。

まず最初に、不要になった蛍光灯等の回収についてお伺いをいたします。

自治会では、資源回収のお世話をさせていただいているわけですが、私は平成19年度、20年度、2年間にわたってお世話をさせていただきました。その折に、蛍光灯管は熱くなかったんですけども、乾電池類が缶とか瓶にまぎってビニール袋に入っているというケースが結構ありました。それはマナーの問題だと言えばそれまででございますけど、実際にそういう状況を見ますと、お困りになってそれにまぎれてという形が多いのではないかという考えもできるわけでございます。

先日、一市民が、岐阜市では蛍光灯管や乾電池を回収してもらっているんだけど、何で山県市は回収してもらえないのだねという質問がありました。確かに岐阜市は小学校校区ごとに公民館のわきなどに回収の箱などが設置されておりまして、そこへ持っていけば回収をしてもらえるということになっております。

そこで、私は市の環境担当の方にちょっとお尋ねに行きました。そうしましたら、処分量といたしますか、捨てられる量がそれほどあるのでしょうかという点と、それから、もう一つは収集になかなか費用がかかるんですよと、この2点が大きな課題ですということをおっしゃいました。そこで、3点についてお尋ねをいたします。

1点目は、費用の問題でございますけれども、捨てる場所といたしますか、持っていく場所を例えば5カ所ぐらいに限定すれば費用も少なく済むのではないかと素人考えに思うわけでございますけど、その辺の概算といたしますか、どのぐらいかかるのかということが1点目。

それから、2点目は、量の問題でございますけれども、毎月回収しなくてもいいわけでございますので、年間一、二回に限定すればその問題は解決できるのではないかなと思います。いかがでしょうかということ。

3点目は、今申し上げました費用の問題と処分量の問題以外になかなか回収ができない理由がありましたら、ぜひ説明をしていただきたいと思います。

議長（後藤利利君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

1点目の、収集費用の概算についてでございますが、分別回収を実施するには、本市の場合、どのくらいの量の蛍光管、乾電池が廃出されているか実態調査を行う必要があると思っております。その実態調査の結果を踏まえて、ステーション回収、拠点回収、個別回収といった回収方法、月、あるいは年の回収数の回収頻度、または回収した蛍光管、乾電池の取引先までの運搬方法などを検討しなければならないと思っております。その中で、現在は基礎的調査として、先ほど述べましたように、不燃物及び粗大ごみの中にどれだけの量が混入しているか実態調査を行ったところで、具体的な実施方法についてこれから検討する予定をしております。したがって、回収費用は実施方法が決まってからとなりますので、今のところ概算費用の算出を行っていませんので、御理解を賜りたいと思います。

2点目の、回収方法及び回収頻度を限定して行えば費用的な問題は解決できるのではないかと御趣旨ではないかと思っておりますが、その点についてお答えさせていただきます。

まず、蛍光管、乾電池の分別収集につきまして、費用的な問題について申しますと、回収方法、回収頻度に加え、回収したごみの取引先までの運搬方法、本市の場合は、実態調査によりますと1回で回収したごみの量をその都度取引先まで運搬することはできないと思っておりますので、それを安全に確保する一時保管方法、取引先での処理費などの分別回収に伴います費用負担は大きくなると思っております。したがって、分別回収を行うには、収集場所、収集頻度を限定するだけでは処理費用の問題が解決することにはならないと思っております。今後、地球環境の負荷低減という当初の目的を考え、蛍光管、乾電池の分別回収の実施についてどのような方法でできるか、十分に検討を行うことが重要であると思っております。

3点目の、費用のほかに分別回収を行っていない理由についてでございますが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、市町村で発生したごみは区域内で処理処分を行うのが基本原則となっておりますが、自区域内で処理処分のできないごみについては、排出者責任において適切に処理を行うことが義務づけられています。したがって、分別回収した蛍光管、乾電池の処理を適正に行うには、山県市内では処理することはできませんので、市外で行うこととなります。これを廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく手続を行うためには、受け入れ先の施設の管轄する市町村との事前協議が求められます。また、処理処分が適切に行われているか施設の確認を行うことが必要でありますので、処理処分先の選定を慎重に行うことが重要であります。また、回収した蛍光管、乾電池

を、先ほど申し上げましたように、1年間分ぐらいの量をまとめて取引先まで運搬する必要がありますので、安全に一時保管を行うことのできる場所の検討が必要になると思います。

以上2点が、費用以外の問題点として考えられると思います。なお、乾電池及び蛍光灯の分別回収につきましては、山県市廃棄物減量等審議会が平成19年11月から行われ、その審議会の中で乾電池、蛍光灯を不燃ごみとして収集されており、環境面から適正な処理処分を行うための分別回収を早期に実施するよう、市長への要望事項としてことしの5月に答申書に盛り込まれました。

本市といたしましても、具体的な実施方法を早急に検討し、実施していきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 詳細にわたって御説明いただきましたので、よく内容が理解できました。難しい問題もあるようでございますけど、環境保護の上でも、また、市民ニーズ、市民サービスの面でも今後十分な配慮をいただきまして、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、教育委員会のほうへ、小学校の外国語活動についてお尋ねをいたします。

平成20年3月28日に、小学校の学習指導要領が公示をされております。その内容によりますと、この21年4月1日から23年3月31日までを移行期として位置づけておりまして、前倒しをして実施してもよろしいということになっております。東京のほうでは、これを早く実施を進めているという情報もあります。今回の学習指導要領の内容を読みますと、小学校の5年生と6年生に外国語活動を位置づけて新設をするということになっております。教育課程上は年間35時間、英語活動を行うというふうに示されております。

ここに『小学校学習指導要領解説 外国語活動編』という本が出ております。これは69円なんです、刊行物でございますので。皆さん方も一度読んでいただくとよろしいかと思えますけど、岐阜県の教育長である松川先生も解説書の中で記述をされております。

そこで、次の点、4点お尋ねしたいと思います。これまでも、小学校5、6年生で総合的な学習の時間で英語活動を取り上げているところはあると思います。それで、その年間の時数でいいますと、上限、最高どのぐらいから最低どれぐらいまで実施されているか、数字でお願いをしたいと思います。

2点目は、新しく新設されるわけでございますので、指導計画、年間35時間を1時間ごとにどういう内容で、どういう指導を行っていくかというものを示していかなければならない。一般的にはカリキュラムと言っていますが、これが本市では教育委員会サイドで用意されているのか、各学校が用意するものかということについてお尋ねをいたします。

3点目は、解説書にも書いてありますが、内容は単純化されて2点なんです。1点は、コミュニケーション能力、それから、もう一点は、体験的に理解するということになっておりますが、といっても英語は独特のリズムがございますし、イントネーションも随分違ってまいりますので、その辺を勘案いたしますと、やっぱりどの先生でも教えらるという内容ではございませんので、英語を専門にしている先生が各小学校にどのくらい配当されているのか、その数を教えていただきたいと思っております。

4点目は、体験的に理解するということは、本当は外国に長くいらっしゃった方とコミュニケーションをするということが一番重要になってきますので、そういった意味でもネイティブスピーカーといいますが、岐阜市の場合はイングリッシュフレンドと言っていますけれども、こういった方の配置時間数といいますが、それを教えてほしいと思っております。

議長（後藤利丸君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

1点目の、昨年度まで総合的な学習の時間で行われていた外国語活動の時間数についてでございますけれども、平成20年度実績で5年生、6年生ともに最大35時間、最小15時間ということでございました。

2点目の、外国語活動の指導計画についてでございますが、本市におきましては、文部科学省より5年、6年の英語活動向けに配付されました英語ノートというものがあるわけでございますが、英語ノートに準拠する年間指導計画を基本的に活用しております。

伊自良南小学校においては、昨年、一昨年と文部科学省より小学校における英語活動等国際理解活動推進事業の指定を受けて研究をしてきました。そうした研究をしてきた指導計画を活用しております。今後は、市教育委員会が中心となり、これらを合わせた形でのより実態に合った指導計画づくりを進めていきたいというふうに思っております。

3点目の、本市の小学校に配属された英語の免許を所有する教員数についてでございます。全部で11名ございます。小学校11校中8校に1名ないし2名の英語の免許を持った教員を配置しております。また、英語科の免許を持つ教員がいない3校のうち1校は、隣接する中学校から週1回程度英語科の教員を派遣しております。

4点目の、ネイティブスピーカーの配当計画については、すべての小学校5年、6年の学級で、年間35時間ネイティブスピーカーとともに学習できるよう、学校の規模に応じて4名のネイティブスピーカーを配置しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） 総合的な学習と違って、新しく新設されるわけでございますけれども、そのスタート時点でかなり時間数の上では格差があると思います。ぜひこういった格差是正のために、教育委員会としても御尽力を願いたいと思います。

次に、教育委員会に対する質問の2点目、小中一貫校の取り組みについてお尋ねをいたします。

政府が教育再生会議というのを設けまして、座長は野依良治さんという方でございますけれども、平成19年12月25日に第3次の答申を行っております。その中心が学力向上策というふうに示されておりました、内容の中で小学校、中学校9年制の一貫校の制度化ということをやつたて提言しているわけでございます。日本の場合は、1947年から6・3・3・4制ということで学制が行われてきましたが、これの弾力的な運用ということでございますので、大変な新しい提言だというふうに受けとめることができるかと思えます。

東京都品川区の例で申し上げますと、これを先取りする形で、平成18年4月1日に小中一貫校日野学園というのを新設開校しております。皆さん御案内のとおり、小中一貫校というのは、小学校6年、それから中学校3年の区割りを取り外して、そして義務教育9年間、こういう長いスパンでとらえて教育内容に一貫性のあるものにするということが中心になっております。品川の例でいいますと、小学校の5、6年生で教科担任制にして、そして中学校へすぐに行ってもその学習方法に習熟していけるような方法ということを取り入れておりますし、それからまた、英語のコミュニケーション能力を、小学校、中学校の内容と指導法、これにつながりが出るように工夫しております。

また、一部の中学校で荒れたという話も聞いておりますけど、荒れる子供たちをどういうふうに普通の安定した学習状況にしていくかというのは大変課題になっておりますけれども、9年間のスパンで心の教育の内容を精選してとらえて、そして、9年間かけてじっくりお酒が醸成していくような形で取り組みをするというようなことが実際的な内容になっております。

まだ取り組み始めて日も浅いわけでございますけど、いろいろな本を読みますと、成果もきちんととらえられております。例えば、中学校へ進学しなくてもいいわけござ

いますので、そういった面では日常の学校生活が非常に安定してきたということとか、あるいは中学校では不登校の数が結構多いんでございますけど、不登校が少なくなったのではなくて、不登校がなくなったという報告もされております。それから、先ほど申し上げました英語教育などは、非常にコミュニケーション能力が高まったと。それから、今、新聞紙上などで盛んに問題になっておりますけど、基本的、基礎的な学力、これもデータの的に向上してきている。あるいは、上学年と下学年の結びつきも大変進化したというような報告がなされております。

こういった成果を踏まえて、横浜市はこの4月1日から全小学校、中学校で小中一貫校をスタートさせるという新聞報道もなされております。ある意味で、山県市も取り組みにいいチャンスではないかというふうに思っておりますが、教育委員会のお考えをお聞きしたいと思います。

議長（後藤利丸君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 御質問にお答えをいたします。

小中一貫校の取り組みは、戦後60年余りたっておるわけでございますが、現行の学校制度の歴史の中で本当に新しい取り組みであるということで、注目されるべきであるというふうに私は考えております。小中学校が連携し、児童・生徒の健やかな成長を願って学習指導や生徒指導、学校運営等の分野について協議し、小学校、中学校等の校種間の円滑な接続を図ることは大変重要であるというふうに考えております。

本市においては、小学校から中学校への移行期に起こるとされるさまざまな問題、いわゆる中1ギャップの問題でございますが、この解消のために、小中学校の教職員の人事交流や小中合同の授業研究会、英語科教員の小学校への派遣、各学校が共通して取り組む山県市立学校6つの実践の策定など、現状の学校システムの中でできる限り小中学校の交流、連携を進めております。今後も各地で先進的に行われる小中一貫校の取り組みにおけるその成果や課題についても引き続き注視してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 上野欣也君。

1番（上野欣也君） では、再質問させていただきます。

現状の中で連携をとということでございますが、連携といっても、なかなか実際的にはどこまで深まるかというのは難しい問題でございます。ここに『品川区の「教育改革」何がどう変わったか 教育委員会はここまでのできる』という本が出ております。これをずっと読んでおりますと、やっぱり教育委員会サイドの積極性といえますか、前向きな

取り組みがその学校の教育内容を変えていくということも言えるかと思います。私は外から山県市の教育を見る機会が非常に多かったわけですが、そういう視点でお話ししますと、ちょうど各務原市へ赴任させていただいたときに森市長が誕生した年でした。そして、森市長が最初に言ったことは、義務教育日本一、英語教育を通してと、こういうふうにはーんと打ち出しました。そうして、何年か後には何とか小学生、中学生が英語のコミュニケーション能力を高めたい、高まった姿で見せてほしいということをおっしゃいまして、そうして、教育の費用も財政的にうんとアップして、そうして、まず先生が英語に自信を持たなきゃいけない。指導者が英語に自信を持たないままではなかなか子供に伝わっていかないんだということで、どんどんと小学校の先生を英語圏へ派遣研修をする。そういうのを積み重ねてきましたので、今日では大分発達してきているなと思っております。

それから、岐阜市へ赴任しましたら細江市長になりまして、皆さん御案内のとおり、教育特区ということ为国が言いまして、これで英語教育をするということで、英語教育に力を入れました。その後、最近では教育立市ということで、財政もかなり投入しております。そして、研修をして子供に当たるようにという実績を持っております。

山県市は私、よくよくはわかりませんが、山県市の教育の目玉は何ですかと言われると、ちょっと答えられないところもございます。

2008年10月22日、毎日新聞にこういう記事が載っておりました。

東京都品川区、先ほど申しました日野学園、品川区は学校選択制でございますので、保護者が教育内容を見てどこの学校へ入学するかというのを申し込むようなことになっております。それで、この毎日新聞を読みますと、大体日野小学校の場合は36%ぐらいから60%ぐらいの入学希望者だったという数字が出ておりました。ところが、この小中一貫校を開くということで、実際に開いて調査した結果が出ておまして、これが何とどのぐらいあると思われませんか。私も読んでびっくりしたんですけど、326.7%。60%台からこれだけはね上がったんですね。このデータ、数字の物語るのは何かというのは、保護者が小中一貫校に期待する、その期待度だというふうに書いてありました。小中一貫校というのはそういう保護者にも非常に関心を持って迎えられているということでございます。

隣の愛知県の飛島村、これは合併しなかったところでございますけど、小学校1、中学校1でございますけど、平成22年、来年4月1日から飛島学園という小中一貫校を開校いたします。私もこの教育委員会にいろいろ情報交換をやっておまして、情報もかなりいただいております。取り組みが非常に時間をかけて、綿密に練っております。こ

ここに1枚持ってきましたけど、飛鳥学園の経営方針、何とこれが1枚コンパクトにまとめ上げられておりまして、これは本当に保護者が見てもわかるようになっているんです。こういうものをつくって配付して、安心をして子供たちがこの飛鳥学園に入学できるようにという配慮もなされております。

ただ、日野学園にしましても、飛鳥学園にしましても、学校を立派につくったわけでございますので、これはかなり財政投入もされております。これは、一般的には施設が一体的でございますので、施設一体的な一貫校というふうに呼んでおります。

ところが、横浜市のように、学校の施設そのものはそのままにして、そして教育内容を変えていくという取り組みは、施設分離型一貫校とか連携校というふうに呼んでおります。したがって、小中一貫校を開設するといっても、お金がかかるという、そういう発想で見えてはいけないと私は思います。お金をかけなくても充実した一貫校というのはいけるわけでございますので、その辺はやっぱり考えて、ぜひ取り組みを始められたほうがいいんじゃないかと思っております。

美山中学校もすごく立派な建物ができました。ハードができたわけでございますので、ソフトをどうしていくかという問題でございます。私は、教育というのは、仏つくって魂入れずというのが一番恐ろしいこと、寂しいことでございますので、ぜひここから魂を入れ込んでいくためにも、小中一貫校の取り組みを、内容を教育委員会でもぜひ取り入れていただきたいと思いますが、再度、教育長の意気込みをお聞かせ願いまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（後藤利丸君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 再質問にお答えいたします。

議員も先ほど指摘され、おっしゃられましたけれども、小中の一貫校の制度化という問題は大変難しいものがあるなということをもまず第1点に思っております。さらに義務教育を9年間のスパンでとらえて教育内容や教育方法、これを見直していくということにつきましては、子供たちに力をつけて高めていくという上では大変重要なことだと私も思っております。

山県市の教職員は、子供たちの力をより一層高めていきたいという願いから、地道な取り組みを行っております。教育内容や教育方法についても各中学校ごとに教育課程の調整を行い、小中合同での行事や事業の交流等の動きを活発に実施しております。また、教職員の小中学校の人事交流や兼務発令を初めとする交流により、教科の指導方法の改善、こういったものにも取り組んでおります。

そこで、さらに山県市の教職員が、義務教育9年間の児童・生徒の、先ほど議員おっ

しゃった9年スパンということでございますが、義務教育9年間の児童・生徒の発達特性をもとに、小学校低・中学年期、小学校高学年及び中学校1年期、さらに、中学校2・3年期というような考え方を、発達を連続的にとらえた指導の意識化に努めていきたいというふうに思っております。

平成22年4月より、今後10年間を見通した山県市教育振興計画を本年度策定してまいりたいというふうに思っておりますが、小学校と中学校の連携、接続のあり方等について、ここでさらに検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利利君） 以上で上野欣也君の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。議場の時計で午後2時10分より再開をいたします。

午後1時52分休憩

午後2時10分再開

議長（後藤利利君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

通告順位7番 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、通告に従って3つの質問をいたします。

まず最初に、教育長にお尋ねします。教育委員会の情報発信や説明責任、説明義務についてということでお尋ねします。

インターネットでの情報発信は今や時代の主流であり、来るデジタル化社会、その進展や合理性、利便性からすれば、一層その傾向が加速されるのは明らかです。取り巻く制度も整っていきます。また、説明責任、説明義務というものも認識されています。そこで現状を問います。

まず、1つ目ですが、山県市の教育委員会のホームページにおける情報発信を確認したいと閲覧してみると、とても情報が少ない。まずそれが特徴だと言うしかありません。例えば、教育行政の根幹をなす教育委員会の会議のお知らせも、会議の内容などの結果報告もありません。教育委員会の会議は、法令に基づいてだれでも傍聴することができます。そうなのに、会議の案内も報告も議事録もインターネットに出ていないことについて、私は時代おくれかつ説明責任が果たされていないと考えます。教育長はどうお考えでしょうか。

2つ目ですが、他方で、伊自良地区などの学校統合に関する会議の議事録は掲載されています。これについてだけ詳細にインターネットに載せている理由は何でしょうか。

3つ目ですが、ともかく行政の情報は一般にデータを継続的に公表してこそ意義が高

まります。たとえ一見都合が悪い部分があってもそうです。そこで、具体的にイメージするために質問いたしますが、教育委員会の職務で管理するパソコンに各職員らが職務としてデータ入力したA4サイズの処理情報を1万ページ、書類、つまり紙のベースで10年保存しておく経費は概算でどれぐらいと推定できるでしょうか。では、そのA4サイズの書類情報1万ページ相当を10年間インターネットに掲載保存しておくために、新たに必要となる経費は概算どれぐらいと推定されますか。

4つ目ですが、今後、教育委員会の会議、その他会議に関して案内、周知や報告をどのようにしていくのでしょうか。

5点目ですが、ところで、2007年6月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律というものが改正されました。昨年4月1日施行です。ここでは、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない(同法27条第1項)とされました。これを受けて、岐阜県教育委員会は、昨年、2008年の12月に約70ページの報告書を県議会に提出、公表しました。県内の市では、関市がことしの1月に公表、可児市はことし2月に約50ページの報告書を公表、同じく2月に土岐市、海津市。岐阜市は3月に約70ページの報告書、同じく3月に羽島市、中津川市、瑞浪市、下呂市。これらはいずれも法律改正で点検対象となる2008年、平成20年ではなくて、その対象の前の年、平成19年度の分を対象としての点検、評価です。これら他の自治体の状況を調査し、把握していたのでしょうか。

6つ目ですが、これら自治体が法律の対象とするより前の年の分の点検をした理由をどのように推測されるのでしょうか。

7番目です。これらに対して、山県市は要綱をことし2月に平成20年度分について定めただけで、どう見てもおこなわれていると言うしかありません。つまり、丸々1年以上おこなわれているわけです。市が2007年、平成19年分の点検を行っていない理由は何でしょうか。

8つ目です。行政において他の案件でも議会に提出という事例があるわけですが、この教育委員会の点検報告が議会に提出と法律で規定されている趣旨をどのように理解されているのでしょうか。

9点目、実際に議会に提出する方法や時期はどのようにするのでしょうか。

最後、10点目ですけど、その後公表するとの規定の趣旨をどのように理解されているのでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（後藤利丸君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 御質問にお答えいたします。

教育委員会としましては、インターネットによる情報発信、説明責任、説明義務、これらが重要であるということは認識しておるつもりでございます。

そこで、1点目につきましては、山県市の教育委員会のホームページにおける情報発信が少ないことにつきましては、議員の御指摘を生かして内容の充実に努めていきたいと、こんなふうに思っております。

2点目の、学校統合の議事録につきましては、小学校及び中学校適正規模等検討委員会の要望により、議事録をホームページに掲載いたしました。また、支所にも議事録を掲示しております。

3点目の、経費の概算につきましては、データの保存、データの管理、データの公表について、概算の推定は多種多様な尺度があり、経費を算定するということは大変困難でございました。例えば、文書による公表は用紙代やスペースなどの課題があり、一方、インターネットによる公表は広く世界じゅうが対象であり、スピーディーですが、保守点検、セキュリティー管理に配慮しなければなりません。

4点目の、教育委員会会議などにつきましては、案内、周知や報告をホームページに掲載する方向で進めてまいります。その他の会議につきましても、参加者に情報公開の重要性を理解いただき、極力ホームページに掲載できるよう努めてまいりたいと思っております。

5点目の、他市の状況の把握につきましては、教育基本法、学校教育法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、教職員免許法及び教育公務員特例法についての改正や学習指導要領の告示を受け、岐阜県や他の自治体の動向についても調査し、把握に努めてまいりました。そこで、本年度第1回定例会において、山県市教育委員会点検評価委員会、山県市教育振興基本計画検討委員会にかかわる平成21年度予算を御承認いただきました。また、これらの委員会の設置要綱を平成20年度中に教育委員会において議決をしていただきました。

6点目の、他の自治体につきましては、それぞれの事情に基づき既存の委員会等の仕組みを使い、点検、評価項目づくり及び点検、評価を実施されたものと理解しています。

7点目につきましては、1つは、点検、評価を進めていくために、点検評価委員会設置要綱をもとに、点検評価委員会の設置をしなければなりません。また、この委員会の中には学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするあり、委員会構成メンバーの人材について、また、委員会開催の予算などを検討することが必要であり、これらを通

して点検、評価システムづくりを進めてまいりました。

2つ目には、点検、評価は、教育振興計画の策定と密接な関係にあるべきだというふうに考えております。また、教育振興計画は山県市総合計画の一翼を担うものでもあります。そこで、平成22年度よりスタートする第1次山県市総合計画の後期基本計画に教育振興計画の前期基本計画をあわせてまいりたいというふうに考えております。平成21年度に平成20年度の点検、評価を実施し、平成22年度からの教育振興計画策定に生かしていくことを意図して進んでおります。

8点目につきましては、議会に提出することにより、広く教育について御理解をいただき、御支援いただけるものと理解をしております。

9点目の、議会への提出につきましては、評価結果を報告書にまとめ、12月の議会時に提出する予定というふうにしております。

10点目の、公表の趣旨につきましては、より多くの市民に山県市の教育を御理解いただき、御支援いただけるものと理解をしております。

また、情報教育の充実、推進を図る教育委員会としましては、議員御指摘にあります情報リテラシーの重要性を真摯に受けとめ、情報モラルの徹底にも努めてまいりたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、教育長に改めてお尋ねします。

まず、先ほどの質問の1から4番目のインターネットを利用して情報発信などをしたらということについての答弁、ホームページの内容の充実に努めるとか、教育委員会の会議について案内や周知、報告を掲載する方向、その他の会議も極力掲載できるようにすると、そういった点、非常に前向きな姿勢だと受けとめています。

なお、3番目の文書で保存するというのと、インターネットに公開することの比較に関しては、確かに検討は難しいことを承知でお聞きしたんですけども、保守点検やセキュリティの管理に配慮ということでした。それは個々の担当課よりは市役所全体が取り組むことなので、今の質問の答弁としてはちょっと距離があるなと思ってお聞きしました。ともかく、文書としての保存は場所も要りますし、担当者がかわれれば探し出すのも大変なんですね。市民から情報公開の請求をされたら、それに対する公開、非公開の判断、行政処分、そんなややこしい事務も必要になってきます。それに対して、おおむねの情報をインターネットに載せておけば、大抵は市民もそれで情報は足ります。市民からすれば、情報公開請求だとか、コピー代も要らない。職員にとっても、ふだん使

わない倉庫や書棚を探さなくてもいいし、アクセスする市民にとっても便利だし、とても意義が深いと考えます。

そこで質問ですが、教育長ほか教育委員会事務局の職員は、新たな決意を持って積極的に情報発信をして説明責任を果たすものと受けとめてよいのでしょうか。

もう一点質問しますけれども、先ほどの質問の6番目、他の多くの自治体が1年前の分について既に実施していると。その理由については、答弁は、それぞれの事情に基づいて既存の教育委員会の仕組みを使い実施されたというふうな答えでした。私が問いたいののは7番目で聞いたこと。なぜ、山口市が自主的に既存の教育委員会の仕組みを使い実施しなかったのかということ。そういったところですね。今質問している教育委員会の評価に関して、山口市では既に着手し、報告書を作成した他の市と比べ、1年おくれというのは確定している。つまり、評価の反映も1年おくれるわけですね。私は、どちらにしてもやらなければいけないということになったのなら、なぜ早く取り組まなかったのか、そこを説明しなければいけないというふうに考えるわけです。

そこで質問ですが、他市は既存の教育委員会の仕組みを使って早々と実施したのに、なぜ山口市は既存の教育委員会の仕組みを使わなかったのか、なぜその他できることをしなかったのか、そこを説明していただきたい。

議長（後藤利丸君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 再質問にお答えいたします。

情報発信について、議員御指摘のように、その有用性については十分認識しております。確かな情報、セキュリティーのもと、情報発信に努めていきたいと、こんなふうに思っております。

既存の教育委員会の仕組みを活用することについてお答えをいたします。議員も御承知のように、教育改革の大きな柱は、教育基本法の改正が行われて、中でも17条第2項あたりで教育振興計画の策定、実施を述べております。これらを受けまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正等も続いてあったわけですが、点検、評価の実施をその中で述べております。このように教育改革の精神をとらえて、振興計画と点検、評価は一体であるべきだと判断をいたしまして、まず仕組みづくりを考えていくということを優先いたしました。この判断を御理解いただき、御支援をいただけたらありがたいなと、こんなふうに今思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、教育長にもう一度質問いたしますけれども、当初の

8番目の質問に関連しますけど、その評価の報告を議会に提出という法律の要求について、その趣旨について広く教育について御理解をいただき、御支援をいただけるものという趣旨の答弁だったと受けとめます。これは、私には、どうも教育委員会はちょっと議会に出しておけばいいんじゃないかと、質問されたら答えればいいんじゃないかと、それぐらいに思っているようにしか聞こえないんですね。しかし、法律で定められたのだから、私の認識は違います。地方自治法の185条の5は、普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員、その第1に教育委員会を挙げています。次に選挙管理委員会とか監査委員もあります。先ほど5番目の質問で引用した法律の第4条、任命というところですが、委員は地方公共団体の長、市長が議会の同意を得て任命すると規定されているわけですね。つまり、教育委員会として仕事をするには、どの委員も議会の同意が必要条件となっているということなんですね。

例えば、監査委員の場合も議会の同意が要る。そこで、監査委員は、毎年監査結果に監査委員の意見を提出してこの議会で審議しています。そこで教育長に問いますけれども、こういったふうに考えると、評価報告を議会に提出という法律の定めは、議会という教育委員の同意権限のある機関に対しての、教育委員、あるいは教育委員会としての職務や責務の説明責任の遂行の1つとしての提出だというふうに考えます。すなわち、評価報告の議会への提出は、議会としても単にふんぶん、そうですかと聞いておくんじゃないくて、報告議案として受けとめて審査すべきものだとは私は考えます。教育長はいかがでしょう。

もう一点ですけど、先ほどの法律の第4条は、その3項として新設された部分があります。これは、委員の定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとならないと。それから、4項としてもともと決められていたのは、委員の任命に当たっては委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮する。それから、4項に新設された部分、委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないというふうに現状はなっているわけですね。

そこで質問ですが、現在の委員さん、5人ですね。これはたまたまインターネットに5人さんのお名前とか任期も書いてありましたけども、そういった人たちについて、所属の政党はどのように分布しているのでしょうか。それから、年齢、性別、職業はそれぞれどのように分布しているのでしょうか。そして、保護者の有無、もしくは状況はどのようなのですか。法律ができてまだ2年ですから、法改正後の任期切れはまだないという理由だとしたら、次の任期に来る方はそれぞれ保護者を任命するというふうにお考えでしょうか。いかがでしょう。

議長（後藤利丸君） 森田教育長。

教育長（森田正男君） 再々質問にお答えいたします。

点検、評価を行い、議会へ提出することは、御理解のように、山県市の教育の現状について市民を代表する議員の皆様にご理解をいただき、議会、地域を通して御支援いただくことを願って行くものだというふうに考えております。

次に、教育委員のうちに保護者である者を含むことということに関して、一連の教育改革の1つであると認識しております。この教育改革の趣旨を理解いたしまして、山県市の教育を公正かつ適正に行うために、5名の教育委員を議会で御承認いただいているところだというふうに私は理解しております。

そこで、現委員につきましては、教育委員の方々の政治的な信条は別として、いずれの政党にも所属をしていられないというふうに思っております。年齢は50代が2名、60代が1名、70代が2名、性別は男性3名、女性2名でございます。職業につきましては、3名は無職といいますが、1名は大学の非常勤講師、1名は地方公務員、私になるわけですが、地方公務員ということになります。私を除く4名の委員の方々がございいますが、いずれの方々も山県市の教育に造詣の深い方々であると認識をしておるところでございます。

教育委員の1名に保護者の代表を置くということにつきましては、教育改革の趣旨に合致するものと考えており、今後議会の同意を得てその方向で進めてまいりたいと、そういう予定で進めていきたいというふうに考えております。

12番（寺町知正君） 現在、いないんですね。

教育長（森田正男君） 現在はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） いろいろとお聞きしました。今後にぜひ反映していただきたいと期待しています。

次ですけれども、これは総務部長にお尋ねしたいんですが、行政処分や公権力の行使に関する市及び市職員の認識と意識ということで伺います。

役所というのは、日本じゅうどこでもそうですけど、住民、国民に対して処分その他公権力の行使に当たる行為、これは行政不服審査法第1条で定義されていますが、そういう権限を持っています。その権限が行使されるのは、市のレベルではそれぞれの個人や世帯の税金の額や水道、下水、その他の使用料、国保料などお金にかかわること、あるいは体育館や公民館など、使用許可したりの施設などの利用に関すること、民間の

私的な行為に関する許認可など、いろんな場面があります。他の自治体の例では、税金の金額の間違いとか、許可申請に対して不許可にするとか、市民、国民に不利益を与える処分、そういった行為をされるということもあります。ともかく行政のすることに納得できない感情を抱く市民の話の時折聞きます。そこで質問いたします。

山口市が1年に行う行政処分の数はおよそ何件ほどでしょうか。同様に、市がその他公権力の行使と認識する行為の数はおよそ何件ほどでしょうか。

次に、市が行政処分と認識する行為及び市がその他公権力の行使と認識する行為のそれぞれに対して、市民ら当事者からのクレームの件数、苦情の件数はおよそ何件ほどでしょうか。さらに、その苦情、クレームが法令に従い受理され、対応された件数、その結果の概要はどのようでしょうか。

3つ目ですが、具体的なケースで確認します。私は、ことし2月20日付で市の新年度予算関係の文書を情報公開請求しました。市長は、3月6日付の部分公開処分で、条例1号及び4号に該当するとして、書類の一部を黒く墨塗りしました。私は点検して一部の民間会社の社員の氏名や名字、これはともかく、他の非公開部分は間違っていると判断しました。市側に話したところ、検討して差しかえますとの説明もあり、異議申し立てはしませんでした。ここで大事な問題は、黒い墨塗りの書類をきれいなもとの書類に差しかえるか否か、そんなことではなくて、まず、処分とその内容が間違っていたのだから、まず当初の3月6日付の市長の処分を変更、もしくは訂正する新たな処分が必要であるということ、それによって初めて差しかえが可能になるということです。

権利の回復とは、まず処分の誤りを処分として認めること、次に具体的に対処することです。しかし、3カ月を経過して、いまだにこの通告の日、処分の変更、もしくは訂正につき、私は何ら通知を受けていません。事実関係はこういうふうでよろしいでしょうか。

4つ目ですが、ところで、行政不服審査法の規定で、異議申し立てできるのは処分のあったことを知った日から60日以内と、すなわち、私の異議申し立てできる権利は5月上旬に消滅しています。今となっては行政事件訴訟法が定める6カ月以内の提訴、つまり9月上旬までに岐阜地方裁判所に山口市を被告として行政訴訟を提起し、判決をもらわない限り、私の違法に侵害された情報公開を請求し、公開を受ける権利というものは回復しない、この認識でよろしいでしょうか。

5つ目ですが、この間の経緯についての市当局の見解はどのようか、また、このようになった理由をどのように釈明するのでしょうか、経過からすれば、市全体として市民、国民の権利侵害に直結する行政処分についての認識が不十分、あるいは甘かったのでは

ないでしょうか。

6つ目ですが、もとに戻って、一般の市民の方が市の行政処分や公権力の行使に対して納得できないと主張しても、市に聞き入れられているのか。さきの私の事例から推測すれば、私は強い不安を抱かざるを得ません。市には、一般市民の納得できないとの声に真摯に対応する意識及び認識があるのでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 御質問にお答えをいたします。

初めに、1点目につきましては、行政処分という用語をどのようにとらえるかによってその件数は大きく変わりますが、本市の行政手続条例に基づき適用除外前の広義の処分等ということで各課等へ昨年度の実績を照会いたしましたところ、水道料金の徴収関係が約11万件、各種租税の賦課関係が約5万件など、合わせて約38万件となっております。また、同様に、その他公権力の行使に当たる行為につきましては、市税等の滞納に係る差し押さえが約140件など、合わせて約780件となっております。

次に、2点目のクレーム件数につきましては、抽象的な御意見や御質問などとの区別が困難なケースもあり、こういったものを含めた御意見は相当数あると思われませんが、こうした御意見などにつきましては、職員から説明により一定の御理解をいただいているものと考えております。

また、昨年度において、法令に従って受理した不服申し立てといたしましては、その他公権力の行使に当たる行為と考えられます市税等の滞納に係る差し押さえに対する異議申し立てが2件ございました。そのうちの1件は、要件を欠いているため却下となり、残り1件につきましては、棄却の決定をいたしたところでございます。

次に、3点目でございますが、議員からの御指摘に基づき再度精査いたしましたところ、確かに瑕疵があるものと考えられました。そこで、開示文書を差しかえるということで対応させていただきましたが、議員が御発言のとおり、本来の行政手続ではございませんでしたので、先般改めまして当初の開示決定の変更決定をし、開示文書を交付させていただいたものでございます。

4点目でございますが、確かに当初の決定処分につきましては5月上旬に異議申し立て期間を終了したのと考えられますが、先般の変更決定の処分に伴いまして、このことを知った日から60日間の異議申し立てが可能となりまして、現時点では異議申し立てが可能であるものと考えております。

次に、5点目でございますが、市といたしましては、今般の情報公開制度を初め、各

種行政処分につきましては、決して軽いもの認識しているつもりはございませんが、瑕疵のある処分に対して適正な手続を速やかにとらなかったことにつきましてはおわびを申し上げますとともに、改めて職員に対しまして行政処分の重みについて周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

なお、情報公開につきましては、市の説明責任を果たし、市民の市政に対する理解と信頼を深めるためにも重要な制度であることは十分認識しておりますが、他方で、個人情報を保護することも重要なことでございますので、情報の開示については慎重な決定をしているところでございます。一般的な行政情報の開示に関して消極的な対応をするつもりは毛頭ないことだけは御理解をいただきたいと存じます。

次に、6点目でございますが、市長からは、常々市民の声には十分耳を傾け、誠実な対応をさせていただくよう訓辞されているところでもございます。今後におきましても市民の方の御意見などは真摯に受けとめ、迅速かつ適正に対応させていただき、より一層市民の皆様から信頼される行政を目指してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利彦君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） まず、私の情報公開についてですが、2日前に変更の処分があったということです。当初はこういう黒塗りの部分があった。これが処分によってこういうふうにきれいになったと。実は、市の方にテレビで映して、アップで映してと言ったら、それはできないと言われた。この問題は改めて別の機会に整理しますが、こういった黒く塗ったものが白くなるという、それは非常におかしなことなんです。あつてはならないこと。これは、実は私が文句を言った、おかしいと言った、だからじゃないかと。市民だったら、それこそ裁判まで行かなきゃいけないんじゃないかなという気はしています。

そこで、今回のまず情報公開のことですけれども、部長に改めてお尋ねしますけれども、一般市民の人、私だからじゃなくて、一般市民の人に対して私にとったのと同じようなことができると率直にお考えでしょうか。

もう一点、次ですけれども、今回の情報公開に関して言いますと、処分自体が私は違法ではないかと。つまり、今回の変更では瑕疵が治癒されていないと思うんですね。それは、こういう古典的な判決があります。1999年、平成元年、東京都が個人情報に関する文書の公開請求を受けたことについて、条例の8号に該当するという理由だけを書いて非公開にしたんですね。しかし、これについての最高裁判決は、同号に該当する旨の記載だけでは、非開示理由がいかなる根拠により同号のどの事由に該当するのかわかり

得ない。単に、8号に該当と付記されたにすぎない非公開決定の通知書は、本条例の定める理由付記の要件を欠くと、だから、違法だと言ったわけですね。確定しています。この最高裁判決の原則に照らして考えてみますと、今回の3月の山梨市の非開示の決定の通知書に書かれているのは、4号に該当、理由、審議・検討に関する情報であるためというだけなんですね。最高裁で負けた東京都と何ら変わらないんじゃないかと私は思います。

そこで質問ですが、情報公開の決定通知書、非公開や部分公開の決定書の記載方法自体の違法性が強く漂っていると思うんですが、部長はどのように考え、あるいはどのようにされるのでしょうか。まず、ここをお聞きします。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問の、一般の市民、寺町議員からでなくてこういった申し出があった場合、どうするかということですが、先ほども説明させていただきましたように、同じ条件でございますので、寺町議員と変わらない変更の決定をさせていただいたものと思います。

次に、2点目の、今回の変更につきましては、瑕疵が修正されていないという点でございますが、私どもはいろいろ今回検討させていただきましたと、こういった決定で瑕疵の部分については修正されたという認識であります。

また、3点目の、もう一つの記載方法でございますが、今回お聞きしまして、正しい方法で記載しておるという認識でありましたが、今後検討させていただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 改めて部長にお尋ねしますけども、今、突然、最高裁判決をここで口答で引用しましたので、何年何月にどういう判決という書いた資料を今持っていますから、議会が終わったらお渡ししますので、一度照らして検討してください。

まず、質問を2点お聞きしたいと思っておりますけど、例えば、先ほど4号という行政運営の情報の非公開を話したんですが、もう一点、基本的に個人情報についての非公開というのはあるわけですね。先ほど、2日前の変更決定でも個人に関する情報であるためと10文字ぐらい書いてあるんですが、これは先ほどの最高裁の判決に照らしてもおかしい。なぜなら、その文書には市の職員もある、国家公務員もある、それから公益法人、財団法人、社団法人、民間会社、その中のどれがどうしてなのかが書いていないわけで

すね。やっぱり最高裁の判決から見たらだめなんですね。そういったところを検討してほしいということで、いいでしょう、部長は先ほど考えますと言ったから、判決をお渡ししますので考えてください。

もう一点聞きますけれども、一般論として、市民の疑問や苦情に対して前向きに答えるべき姿勢には問題がなかったのだろうかということをお尋ねしたい。たまたま先日、新聞でも山県市の税金の賦課の関係、税の賦課の関係、これが出ていました。幾つかの原因があるようですけども、結果的には市民からすれば間違ったものが届いたということですね。こういったことも考えますと、先ほど部長は職員に周知するということだけだったんですが、私は職員全般に対して行政処分や公権力の行使ということ、その意味とか意義、そしてその対応の仕方などについてきちとした職員研修を実施すべきではないかと思うんですが、部長はどのようにお考えでしょうか。

議長（後藤利丸君） 林総務部長。

総務部長（林 宏優君） 再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の4号についてでございますが、先ほど御回答させていただきましたように、内容につきましてはもう少し精査をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

次に、2つ目の、公権力の行使に対しまして、市民の認識の周知の方法でございますが、いろんな研修の方法を現在までも行ってまいりましたけれども、こういった事案もございましたので、特に職員の研修の中に今後取り入れて、その内容の向上に努めたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 寺町知正君。

12番（寺町知正君） 現状の職員が現状だから悪いというつもりはないですけど、常に職員は一般の市民、国民に対して責任があるということを十分研修していただきたいと思っています。

3番目ですけども、市民環境部長にお尋ねしますけど、これは大桑地区で産業廃棄物の中間処理施設の計画がある、その現状についてお尋ねします。

中間処理というのは、いろんな現場から廃棄物の塊をトラックで持ってきて、処理して、またどこかへ持っていくという、その中間の施設です。これが、民間業者によって大桑地区で産業廃棄物の中間処理の施設の計画が進められています。この計画は、2年前の2007年、平成19年4月6日に事前協議の申請が出され、次の6月15日に本申請が出されました。そして、次の7月26日には廃掃法の15条の施設の設置が岐阜県知事によっ

てスピード許可されたという状況があります。この申請に当たって、地元の同意書をつけることというふうに、4月に市長が県に意見をつけたということで、同意書も必要要件とされて申請に添付されています。

しかし、地元には不安を持つ意見も少なくありませんでした。昨年からことしになったあたりに、業者が中心施設の建物の外壁をなくすよう変更したいと言っていると、そんな話がありました。地元には約束が違う、そんな姿勢では信頼できない、そんな心配の声があります。そこで、私は県の関係文書などを情報公開請求して取得しました。なぜか業者は現地での工事を昨年来長らく中断したまま、しかも当初の知事の許可は生きているまま、ことしの5月に新たな施設計画として事前協議を開始しています。許認可の権限は岐阜県知事にありますが、地方分権の各種法令が整備された中で、市町村は基礎自治体として住民に対して特別に責任があります。そこで質問いたします。

1番目ですが、当初の設置許可の条件に、公害防止協定、公害防止計画が必要とされています。いつ、どのような内容で結ばれたのでしょうか。そこには、地元は関与しているのでしょうか。

2つ目ですが、設置許可の中の書類に、飛散及び流出並びに悪臭、それから著しい騒音及び振動の発生、その対策として床面から5メートルの擁壁を設置しとあります。それから、室内作業のため飛散、騒音を防ぎとあります。どの場所のどの構造体のことをいうのでしょうか。今の現地では周囲に壁がありますが、これとの関係はどのようでしょうか。

3つ目ですが、市にはことしの春、地元から当時の住民の懸念に関して要望書が出ているはずですが、いつごろ、どこから、どのような趣旨で出され、市はどのように対応したのでしょうか。

4つ目ですが、市は、地元の皆さんが、工事を中断しつつ、当初の設置許可があるまま同じ場所で現在新たな申請が進行している、こういったことを承知していると考えますか。

5つ目ですが、当初計画と現在の計画の、施設構造上及び処理能力の主要な違いはどこにあるのでしょうか。

6つ目ですが、特にこの中間処理施設の心臓部とも言うべき処理施設の建物の壁がなくなっているわけですが、その理由と影響について市はどのように考えるのでしょうか。

7つ目ですが、許可申請にはそれなりの費用がかかります。それなのに、新たに申請するにはこれまた費用がかかります。それより、当初計画の一部変更なら経費は少なく済むことは一般的に想像できます。では、今回、経済的なデメリット、これを背負っ

てまで同時進行の新規申請という不自然な方法をとるのは、どのような目的、意図であると考えられるのでしょうか。基礎自治体として特に責任があるわけですから、できる限り誠意ある回答をお願いしたいと思います。

8つ目ですが、業者の法人登記簿の取締役の中に元県議の名前があります。地元では、その人が許可をする県には私が話をつけると言っていると。そんな話は前から伝わってきています。県や市はそのようなことに影響されるものなのでしょうか。当初の地元関係者の同意が今後どこまで有効なのかは最も気になることです。

9番目ですが、市は県から意見書を求められているわけですが、いつごろ、どのような内容の意見書をつけるのでしょうか。

以上、お尋ねします。

議長（後藤利丸君） 松影市民環境部長。

市民環境部長（松影康司君） 御質問にお答えします。

1点目、公害防止協定につきましては、平成19年11月9日に岐阜県を立会人として山県市、地元自治会と業者である株式会社リサイクルセンター山県との間にて結ばれました。内容といたしましては、基本原則を初め公害防止対策、交通安全対策、営業時間の遵守、環境の整備、廃棄物対策など17条から成るもので、その中でも特に公害防止対策については、水質汚濁、騒音、悪臭などに細かな規制基準を設け、地元自治会と市へ報告するよう定めてあり、地域住民の健康を保護するとともに、生活環境を保全する協定書でございます。

2点目の、床面より5メートルの擁壁とは、議員、現地を見られて御承知だと思いますが、現在、高さ3メートルほどのコンクリートの化粧打ちの壁が周囲を囲っています。今後、この壁の上に2メートルの金属板を取りつけ、床面より5メートルの擁壁となります。室内作業のためとあるのは、平面図を見ても、県道側に建てる予定の建物で、その中に廃プラスチックの破碎や、圧縮こん包などを行う作業内容だと思われます。

3点目、平成21年1月5日に地元自治会長さんからリサイクルセンター山県の建設変更に対する資料についてのお願いの文書が来ています。内容は、開放的な工場建設による粉じんの増加が予想されること、2つ目といたしまして、騒音防止のための覆いがないことにより、騒音の増加が予想されること、3つ目といたしまして、大桑の入り口、住宅地域への風景的悪影響が予想されることなどの項目が書いてあるものでございました。しかし、この時点では、建設計画の変更の申請書や事前協議などが出ているわけではございませんでしたので、本当に開放的な工場になるか否かはわからない状態でした。したがって、自治会長さんとは事前協議なり正式に書類が出た時点で改めて考

えましようとして、お願い文書を預かりました。

4点目、平成21年5月の終わりに、県から市あてに計画の事前協議書が提出されたため、6月の初めに地元自治会長さんと会い、協議書の大まかな内容の説明や、市から県へ提出する意見などをお伝えしたところでございます。したがって、自治会長さんを初め、地元の方は、新たな協議が進行していることは承知をいただいていると考えています。

続きまして、5点目、当初、現在の計画の構造上の違いはとのことでございますが、平面や立面図などを見比べてみますと、北側になります県道側に建つ予定であった建物の周りの壁がなくなり、屋根は油圧式圧縮こん包機の上のみになり、廃プラスチック類の破碎機械を外に出し、瓦れき類の破碎機械が南に8メートル程度移動したところが主な相違点です。また、能力上ということですが、廃プラスチックや瓦れき、いろいろなくず類の処理能力につきましては、当初とはほとんど変わらないのが現状でございます。

6点目、建屋の壁がなくなった理由につきましては、企業が事前申請を行うことですので、市としてはわかりかねるところでございます。また、影響のことですが、建屋の壁がなくなることによって騒音や振動、悪臭などが悪化するのではないかと予想はできると考えています。

7点目、同時進行の新規内容の目的、意図についてでございますが、議員の質問の中でも言われましたように、産業廃棄物処理施設の許可申請にはそれなりに費用もかかりますので、平成19年に許可申請をし、許可がおりている内容について事業を進めていただくのが一般的な考えではないかと思えます。

8点目、先ほど議員が御質問の中で言われました有力者が会社の役員の中にも、県や市の許認可などには到底影響されるものではないと思っております。

9点目、当初の地元同意は、平成19年に許可された当時の申請書に添付されたものでございますので、その申請書のみ有効でございます。また、意見につきましては、平成21年5月の終わりに県から市へ、事前協議にて意見がまとめられ、6月の初めに回答したところでございます。意見の内容としましては、関係法令を遵守し、造成工事及び施設併用に伴う騒音、振動対策について十分配慮し、地域住民に迷惑をかけないこと、市の指導要綱において地元自治会の同意を得てほしいこと、区域内のごみの適正処理について市と十分協議することなどの意見を添付して県へ提出しました。

今まで9点について答弁をさせていただきましたが、このリサイクルセンターからの事前協議や本申請は最終的には県の許可となります。本市といたしましても、事前協議の段階において意見を言えるだけの立場でしかありませんが、地域住民の生活環境が悪

くならないよう、十分に注視していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 以上で寺町知正君の一般質問を終わります。

議長（後藤利丸君） これで、本日予定しております一般質問はすべて終了いたしました。

お諮りします。26日に予定しておりました一般質問は本日すべて終了いたしましたので、26日は休会としたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。したがって、26日は休会とすることに決定いたしました。

29日は午前10時より会議を再開いたします。

本日はこれにて会議を閉じ、散会いたします。大変御苦労さまでございました。

午後2時58分散会

平成21年 6 月29日

山県市議会定例会会議録

(第 4 号)

山県市議会定例会会議録

第4号 6月29日(月曜日)

議事日程 第4号 平成21年6月29日

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 議第47号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第1号)
- 議第48号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第49号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第50号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第2号)
- 議第51号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第52号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 議第47号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第1号)
- 議第48号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第49号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第50号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第2号)
- 議第51号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第52号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第3 討 論

- 議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 議第47号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第1号)
- 議第48号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 議第49号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)
- 議第50号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第2号)
- 議第51号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第52号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第4 採 決

- 議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
 - 議第46号 山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
 - 議第47号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第1号）
 - 議第48号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
 - 議第49号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
 - 議第50号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第2号）
 - 議第51号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
 - 議第52号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）
-

本日の会議に付した事件

日程第1 常任委員会委員長報告

- 議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 議第47号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第48号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第49号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第50号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第51号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第52号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第2 委員長報告に対する質疑

- 議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
- 議第47号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第1号）
- 議第48号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第49号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
- 議第50号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第2号）
- 議第51号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 議第52号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第3 討 論

- 議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第46号 山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

- 議第47号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第1号）
議第48号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第49号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第50号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第2号）
議第51号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第52号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

日程第4 採 決

- 議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
議第46号 山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例について
議第47号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第1号）
議第48号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
議第49号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）
議第50号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第2号）
議第51号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
議第52号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）

出席議員（16名）

1番	上野欣也君	2番	石神真君
3番	杉山正樹君	4番	尾関律子君
5番	横山哲夫君	6番	宮田軍作君
7番	田垣隆司君	8番	谷村松男君
9番	武藤孝成君	10番	影山春男君
11番	後藤利弘君	12番	寺町知正君
13番	藤根圓六君	14番	小森英明君
15番	村瀬伊織君	16番	久保田均君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

市長	平野元君	副市長	嶋井勉君
教育長	森田正男君	総務部長	林宏優君

市民環境部長	松 影 康 司 君	保健福祉部長	笠 原 秀 美 君
産業建設部長	舩 戸 時 夫 君	教育委員会事務局長	恩 田 健 君
会計管理者	山 田 利 朗 君	消 防 長	土 井 誠 司 君
総務部次長	城戸脇 研 一 君		

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	梅 田 修 一	書 記	上 野 達 也
書 記	林 強 臣		

午前10時00分開議

議長（後藤利丸君） ただいまの出席議員数は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 常任委員会委員長報告

議長（後藤利丸君） 日程第1、常任委員会委員長報告の件を議題とします。

本件について、各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務文教委員長 小森英明君。

総務文教常任委員会委員長（小森英明君） 総務文教委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月22日午前10時から委員会を開催し、審査を付託されました議第47号及び議第50号の補正予算案件2件の2議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第47号 平成21年度山口市一般会計補正予算（第1号）（総務文教関係）では、テレビの再送信に関し、著作権を有する5団体の内訳、著作物使用料の今後の支払いの有無、支払いがある場合の金額、小学校費における財源更正の理由、議第50号 平成21年度山口市一般会計補正予算（第2号）（総務文教関係）では、消防団救助用資材設備整備事業の資機材及び倉庫9棟の修繕の内訳、整備された資機材の利用方法、学校放送設備改修工事の内訳及び各学校の放送設備改修費用の違い、総務課と学校で整備するパソコンの単価の違いの有無及びメーカーについて、学校の地上デジタルテレビ整備に関し、電子黒板の検討の有無、公民館の地上デジタルテレビ整備で、一般で購入する場合との価格の比較、市で購入する場合のエコポイントの有無、見積もりをとった時点と現在の価格面での違い、高富中央公民館及び伊自良中央公民館の耐震工事で現状と整備後のI s値、小中学校に設置する太陽光パネルにより、実際に賄える電気の量などの質疑応答がございました。

採決の結果、全議案とも全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、総務文教委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 御苦労さまでございました。

続きまして、産業建設委員長 田垣隆司君。

産業建設常任委員会委員長（田垣隆司君） それでは、産業建設委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月23日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第46号、議第47号及び議第50号の所管に属する条例案件1件、補正予算案件2件の3議案を議題

とし、審議を行いました。

質疑において、議第47号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第1号）（産業建設関係）では、緊急雇用創出事業の内容と今回の補正予算に計上された理由について、議第50号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第2号）（産業建設関係）では、市道鳥羽川東部線舗装改良工事で3路線を舗装する理由と経済効果、通学路整備事業の内容、市道大桜線舗装工事の施工区間、公園施設修繕工事の内容及び公園遊具点検を実施した時期・結果、岩佐地内公園新設工事に係る場所、用地取得及び整備の概要、市営住宅取り壊し工事の内訳と跡地利用についてなどの質疑応答がありました。

討論では、補正予算2議案について、今回の所管工事で地元企業育成を図ることにより、市が潤っていくことが考えられるとする賛成討論がありました。

採決の結果、全議案とも全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告とさせていただきます。

議長（後藤利丸君） 御苦労さまでございました。

続きまして、厚生委員長 村瀬伊織君。

厚生常任委員会委員長（村瀬伊織君） 厚生委員会委員長報告をいたします。

本委員会は、6月24日午前10時より委員会を開催し、審査を付託されました議第45号及び議第47号から議第52号までの所管に属する条例案件1件、補正予算案件6件の7議案を議題とし、審議を行いました。

質疑において、議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例については、条例内容及び改正の理由、議第47号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第1号）（厚生関係）では、市民相談室の改修工事に伴い相談実績及び利用想定人数、障害者福祉費の負担金・給付金・扶助費の内容、美山老人福祉センターの浄化槽修繕の内容、議第48号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）では、出産一時金の内容、市民への周知方法、議第49号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第1号）では、配水管布設工事場所の確認、議第50号 平成21年度山県市一般会計補正予算（第2号）（厚生関係）では、保育園改修工事の内容、遊具等の修繕内容と点検内容、児童館改修工事、老人福祉センターの空調設備改修工事の内容、健康診査における年齢基準及び今後の事業、議第51号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）では、工事の内容、財源内訳、委託料の内容、全体計画の中での影響について質疑応答がありました。

採決の結果、全議案とも全会一致で原案どおり可決すべきと決定しました。

以上、厚生委員会の審査報告といたします。

議長（後藤利丸君） 御苦労さまでございました。各常任委員会委員長報告が終わりました。

日程第2 委員長報告に対する質疑

議長（後藤利丸君） 日程第2、委員長報告に対する質疑。

ただいまから、各常任委員会委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許します。どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 質疑はないものと認めます。よって、これをもちまして、質疑を終結します。

日程第3 討論

議長（後藤利丸君） 日程第3、討論。

ただいまから、議第45号から議第52号までの8議案に対する討論を行います。

発言通告による討論はありませんでした。

討論はありませんか。

寺町知正君。

12番（寺町知正君） それでは、今回提案されているうちの議第50号、51号、52号、政府の経済対策関係の追加の補正予算に反対する立場で討論いたします。

まず、100年に一度と言われる経済不況に遭遇して、政府が各種の対策を講じています。今回、この全国の自治体に対する交付金や補助金の政策について、これについては賛否が分かれているところであります。各種の経済対策が必要とされる事情は明白ですから、私は、議会議員としては、今この政策自体をだめとは言えないと考えています。そんな中、山口市は、国から配分される目いっぱいに近い額となるよう補正予算を組んだという事情を聞いています。この議案についての審査の中で、市の執行部の姿勢に重大な問題があることが認識されたので、私は反対討論をいたします。

まず、以下、個別に理由を述べます。まず、追加の補正予算の概要と市の姿勢の問題です。

政府は、停滞する経済を緊急に刺激し、活性化させる等の目的で今回の予算を決定しています。自治体は今年度内に使い切ることができる分だけしか申請できないという、つまり、短期で使って社会に仕事、金、物の流れをつくってほしいということです。一言でいえば、早く使えということであります。山口市が緊急で組んだ事業は、総事業費

16億4,300万円余りです。概略で分ければ、各種施設の耐震性向上のための事業、道路などの土木、下水、コンピューターやデジタルテレビ、低公害車などの機器、資材、物品の購入、各種基本的な整備など、これらが計上されています。新聞で報道される他の自治体と比べると、非常に大規模な補正予算だと映ります。6月18日に議会の資料が配付され、翌19日に本会議に提案されて、本会議での質疑、その後の委員会の質疑、これらを通して見えてきたのは次のことだと考えています。

つまり、市の執行部が、政府の今回の経済対策の主眼である早く使って社会に仕事を広らせて経済を前向きに動かせ、こういう趣旨に反して、今年度内に使い切れればいい、かつ古いものを長く使うという観点でのゆっくり使えばいい、そういった姿勢が明らかです。この市の方針は間違っています。

まず第1に、政府の経済対策の趣旨という観点から間違っているということです。職員1人1台パソコンを充実させる事業について、年度当初に予定した予算に加えて、今回の追加予算も合わせて、合計で500台以上の新規購入、新規導入ですね。しかし、できるだけ年度内の遅い時期に使うという答弁がありました。これは、今回の緊急対策の趣旨に全く反して、単に山県市の公金の使用をおくらせたいだけと言うしかありません。この山県市の基本理念は、工事期間の必要な土木や道路建設関係では適用されないと言明的には考えます。

しかし、例えばデジタル対応テレビ、これは100台弱を購入するということですが、パソコンと同じで、ゆっくり使えばいい、そういう方針が適用される可能性は高いと見ます。さらに、それ以外の各種の機器や機材、物質的な補充、取得に関する事業にも共通する姿勢であると受け取れます。政府の今回の緊急対策の趣旨、つまり、急いで社会に仕事、金、物の流れをつくってほしいと、そういったことに反しているから山県市の方針は間違っているわけです。

さらに、経済対策の1つで国民に配付された定額給付金、これを貯金することは政府の趣旨から望ましくないと以前から言われていました。しかし、今回、山県市がとろうとしている予算の使い方は、まず枠だけは確保しておいて、使うのは先延ばし、そういった意味では定額給付金の個人の一時貯金と発想は同じで、批判されて当然だと考えます。

次の観点ですが、時期を失するという観点も必要です。パソコンなど、今すぐに発注契約するとか、12月ごろに発注契約するとかについて、これは経験則からすれば、不況の今は各メーカーも販売会社も製品をつくっても売れないし、品物がある。だから、売りたいけど仕方がないという状況ですね。今なら安く契約できるわけです。ですが、経済

はことし、それよりも来年はもっと復活すると以前から言われています。その展望が一層高まってくるであろうことしの夏から秋、冬、そうすると、各種の機器の価格が上昇していくのは通常に予測できます。つまり、今、早く契約することこそ低価格での契約を実現できると予想するのが私は合理的だと考えています。このまま行けば、コンピューター関係については、秋から冬に契約しようとするれば、品物すらない、断られる可能性すら私は懸念します。少なくとも低価格は当然要求しにくい、これも予想できます。

テレビにしても、政府のエコポイントで需要が伸びたとはいえ、まだ経済は低迷していて、需給バランスの予測はコンピューターと大差ない状況です。

結局、山根市のハイスピードで補正予算を通して、国の予算の枠を確保したら、その後はスローでじっくり予算を使う、こういう甘い方針は間違っていると考えざるを得ません。今回の補正で提案するどの事業も、どれもすぐに取り組まないと経済的な利点も放棄する可能性があることを市の執行部は認識していないと私には受けとめられます。

3つ目の観点ですが、他の自治体との比較、もしくは競合ということです。今回、全国の自治体の一部が9月議会ではなく6月に取り組むということは、それ自体にメリットがあると見ることができますから、私は山根市の6月にほぼ全部提案という選択はよいというふうには受けとめています。今後、6月議会で承認されたら、各地の自治体が各種の民間業者と契約を進め、続いて、その後臨時議会で承認された自治体、次に9月議会で意思決定した自治体と続くでしょう。すると、国内の各種業界は政府、自治体特需があふれてきて底上げされる。そうすると、強気になる業界も出てくる。これは当然です。一般に、全国の自治体が企画する経済対策の事業の内容というのはそれほど違うとは思えません。しかも国が決めている今回の選択肢の枠もそういった協調性を導いているわけですね。ですから、今回の経済対策は、他の自治体との比較や競合という観点を忘れてはならないというふうに考えます。

しかし、それを無視するような山根市の今年度の遅い時期に予算執行しようという方針、特にこの姿勢は職員コンピューターなどで顕著ですけれども、ともかく、経済原理からしても、今なら手に入れることができるメリット、これを失い、裏返せばそれは損害だというふうに言うしかありません。デジタル対応のテレビにしても、各自治体からの発注が今後集中することは容易に予測できます。当然他の市の機械や機材、物質的な補充、取得に関しても同じことが言えるというのが常識的な考えです。他の自治体との比較、もしくは競合という観点において、スローでじっくり予算を使うという甘い方針は間違っていると言うしかありません。

4つ目の観点ですが、年度内執行が本当にできるかという心配、これもあります。例

例えば12台購入という低公害、低燃費の車の購入ですね。市の予算説明では、プリウス1台222万2,000円というふうに予定されていますが、2日前、27日の中日新聞の夕刊では、ハイブリッド車のプリウスは、今注文しても納車は2月中旬になると報道されています。今注文してもですよ。2月。年度ぎりぎりです。自動車についても、予算を年度内執行できる契約の期限は、実質的には既に刻々と迫っていると私は懸念いたします。今回補正に上げられたどれにしても、秋ごろに契約しようとしても、民間会社から年度内にはとても無理と、そういう可能性のある対象事業、そういったものは少なくないと私は心配しています。

山県市の補正は、今回の補正で提案するほとんどの事業について、どれもすぐには取り組まないといけないという認識はないとしか映りません。年度内に執行すればというような甘い方針が漂う。これは間違っていると言うしかありません。

5つ目の観点ですけど、議会の議決と予算執行ということについてです。議会中の常任委員会の審議でもエコポイントの関連といったこともありましたが、今回の政府の対策のいろんな点に関する未解決の問題を持ったまま市が提案していると、そういったことも明らかになりました。

ともかく、今、先ほど4つの点を整理しましたけど、この補正予算を否決したらそれこそもったいないと、そういうふうに考える議場の議員の方もあろうかと思えます。しかし、私は違うと考えます。議会は、一事不再議といって、同一の議案については一度しか提案できない、質疑、討論、採決も1回しかできないというふうに決まっています。ですから、先ほど述べた重要な観点からして、どれも至急執行するべく取り組むという市の方針の転換がない限り、とりあえずはこの6月議会の結論として否決するしかないと考えます。その後、市が至急に方針転換して、緊急に臨時議会で修正された補正事業として、基本姿勢も改めて、できるだけ早く使うと、政府の意向にも沿うということであれば、それを可決すればいい。つまり、その手間とわずかな時間さえかければ先ほど私が幾つか指摘した点も解決するというふうに考えます。そうであれば私も賛成したいというふうに考えています。これらは、この山県市議会の議員として、市の基本方針が問題であるという点からの反対理由として述べました。

もう一点だけありますが、それは、今回の事業の中で、県政資料館を高富児童館として県から購入する事業についてであります。岐阜県が利用する方法がなく、実質的にお荷物となっていた以前の山県県事務所の敷地と建物、これをいっとき県政資料館として利用してきましたが、その後について妙案、有効な案は出てこなかったわけです。ついに県が市に購入を求めたということから出てきたのが、今回、市による県の土地と施

設の買い取りだというふうに理解しています。しかも、現在の高富児童館をここに移転することを前提に取得する予算だという説明であります。取得費が約9,800万円、8月ごろの臨時議会で追加上程する予定の改修工事費が約5,900万円、これが必要だというふうにされています。

問題点を幾つか指摘しますが、まず1つとして、築28年という古い2階建ての建物、これを購入するということの経済的な不合理性があります。児童館を利用する子供たちや保護者らにとっては、現在の小学校、保育所、児童館、これらが一体となった土地の利用形態というのは、これは非常に大きな利点があります。これらが一体となっているというのは市内のどこの地域から見ても、全国のどの自治体から見てもなかなか望んでも得られない、かえがたいもの、そういった事実ではありますが、そういったうらやましがられるような事実を放棄しようとしているということもあります。

今回の予算が通れば、現在の児童館の今後について、保育所の駐車場が足りないから児童館を壊して駐車場に充てるとか、他の施設として利用するとか、これから考えると答弁されていますが、駐車場ならまだこの学校保育園の周辺にも別に補充できる用地があると見受けられますし、児童館を壊すにも多額の費用が要ります。極めて不合理なことを行おうとしていると言うしかありません。

2つ目ですけど、県政資料館を高富児童館とした場合の利用者の危険ということがあります。現在の資料館の南側、すぐ玄関口は非常に交通量の多い旧道であります。それから、東の小学校と児童館の間には国道というのが存在するという位置関係になってしまいます。危険、事故の不安が増大するのは当然であります。あえて行う必要がないと言うしかありません。

それから、3つ目ですが、耐震性の問題です。とりあえず県は現在の施設について耐震性の問題はないというふうに回答しているということでした。しかし、今の施設は事務室と会議室が中心で仕切られた設計、構造であります。これを児童館というふうにすると、当然、壁を撤去したり、各種施設の改造が必要です。そうすれば耐震性は必ず低下します。すると、耐震工事が必要になってくる。市は現在の高富児童館も耐震工事が必要だからと考えている節もあります。しかし、少なくともその比較のデータすら説明できず持っていない状態で、県の土地を買い取り、施設を買い取り、児童館をそこに移すという方針というのは、全く根拠のないものだと言うしかありません。

4つ目ではありますが、代案は当然考えられます。私は100歩譲って、まだ建物は県に撤去してもらって土地だけ購入するということが可能だと、それを検討されるべきだというふうに考えます。ともかく児童館として利用する予算は反対であります。もちろん、

建物を別に利用するということは、めどがないと、今まで検討してきた中ではめどが立たなかったということは、裏返せば、市は検討の当初、高富児童館として利用することは実現可能なものとして考えていなかったということの証明でありますけど、それを今、あえてしようとしている。発想を転換して、土地だけであればやっぱり安価だということと言えるという意味でも、いろいろな代替地として使えるという状況のある立地条件の土地でもありますから、そういった発想の転換も可能であると私は思います。

建物の改造工事が8月ごろに発注見込みという趣旨の答弁もありました。今からでも高富児童館として予定している用途を変更することはできるわけですね。例えば代替用地に土地を取得しておくというようなことです。非常に、経済的にはとりあえず出費がない方法も可能なわけですね。ですから、私は現状では、県政資料館を高富児童館として県から購入すると具体的にされている今回の追加補正には反対するしかありません。

最後にしますが、今回、これらの追加補正予算50、51、52号、これについては市の執行部の、市長、副市長、総務部長が中心に考えられた方針だろうと、先ほど指摘した方針ですね、そういったふうに受けとめますが、ともかくその方針は間違っているので、改めてその方針を変更して、再度提案していただきたい。そういった意味で、反対討論といたします。

議長（後藤利丸君） 次に、賛成討論をどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 討論はないものと認めます。これをもちまして、討論を終結いたします。

日程第4 採決

議長（後藤利丸君） 日程第4、採決。

ただいまから、議第45号から議第52号までの採決を行います。

最初に、議第45号 山県市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利丸君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第46号 山県市企業立地促進条例の一部を改正する条例について、お諮りいたしま

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤利汎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第47号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第1号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤利汎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第48号 平成21年度山県市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤利汎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第49号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算(第1号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤利汎君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決しました。

議第50号 平成21年度山県市一般会計補正予算(第2号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長(後藤利汎君) 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(後藤利汎君) お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第51号 平成21年度山県市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利利君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（後藤利利君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議第52号 平成21年度山県市水道事業会計補正予算（第2号）、お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（後藤利利君） 異議がありますので、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（後藤利利君） お座りください。起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（後藤利利君） これをもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これにて会議を閉じます。

提案されました全議案につきまして、慎重に御審議、御決定を賜り、まことにありがとうございました。

これにて平成21年第2回山県市議会定例会を閉会といたします。長期間、大変御苦勞さまでございました。

午前10時31分閉会

地方自治法第129条の規定によりここに署名する。

山県市議会議長 後 藤 利 利

4 番 議 員 尾 関 律 子

8 番 議 員 谷 村 松 男